

4) 横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画及び横浜市地域防災計画を踏まえた当地区関係者の主な取組内容

① 自助・共助・公助による主な取組内容

横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画に記載の「自助」「共助」「公助」の取組の考え方を踏まえ、当地区関係者に関わる主な発災時対応項目について、横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の目標に応じた取組内容を下記の表に整理しました。

なお、ここでの「自助」「共助」「公助」の考え方は次の通りです。

- ・自助：個人単位ではなく組織単位で自らの取組み
- ・共助：関係者が一体となつての取組み
- ・公助：行政が主体の取組み

表 安全確保の目標と取組内容及びその期待される取組みの考え方

目標	中目標	自助	共助	公助	取組み内容
1. 横浜駅情報連絡本部の運営体制の確立	迅速な災害運営体制の立ち上げと正確な情報の収集・伝達体制の確立		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の運営体制確立の事前準備 ・災害時に情報収受や対応方針の決定などを行うため、市職員や関係事業者が集まれる場所・設備を駅直近に整備（横浜駅周辺総合防災センター） ・市職員が横浜駅情報連絡本部に到着するまでの初動対応の確保 ・市と民間事業者が連携した市本部、区本部等への情報伝達の体制の強化 ・「情報伝達マニュアル」の見直し等マニュアルの整備 ・災害時の体制確立の確実な実施 ・災害時の運営体制確立訓練の実施
2. 滞留者・帰宅困難者の抑制及び支援	発生する帰宅困難者数の抑制と受入施設の拡充	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・滞留者の発生抑制 ・家族等との安否確認手段の確保 ・「一斉帰宅抑制の基本方針」の周知や『「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者』の拡充により、発生する帰宅困難者数を抑制 ・受入施設の確保 ・事業者・地域による帰宅困難者の支援 ・再開発等を行う際に「滞留者・帰宅困難者受入れのための事前の取組みの実施」の推進 ・滞留者・帰宅困難者の誘導、受入訓練の実施
	津波避難スペース、避難施設の拡充	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難スペースの拡充、確保 ・津波避難施設の指定の促進 ・地区内で再開発等を行う際の、行政機関・民間事業者の協力による津波避難施設の指定促進
	避難場所、主たる避難経路、避難手段、誘導計画、情報伝達手段を事前に整理	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者と行政機関等が連携した災害時の対応の作成及び体制づくり ・津波時の避難誘導指針の作成 ・避難のための事前の準備 ・避難経路の安全確認 ・避難誘導先の設定 ・テックレベルでの歩行者ネットワーク化による避難経路の確保 ・災害時用のマップ、避難方向を明示するサインの設置等情報提供ツールの整備 ・避難誘導、交通整理の実施
	徒歩帰宅者への支援の実施		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・道路沿いの被害情報や交通機関の運行状況などの情報提供 ・コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の「災害時帰宅支援ステーション」の拡充 ・滞留が想定される場所や道路横断地点での交通整理 ・避難誘導訓練の実施
	要援護者に対する優先的な支援の実施		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の高齢者、外国人等の把握 ・要援護者に対する優先的な救護、備蓄物資の配布 ・わかりやすい日本語や外国語を用いた災害対応マニュアルの作成や防災啓発の実施 ・要援護者や外国人を想定した訓練の実施 ・翻訳ツールの活用等多言語による避難誘導方法の拡充
	従業員、帰宅困難者のための備蓄の推進	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・開発に伴う備蓄倉庫の整備 ・帰宅困難者数に見合う備蓄品の確保 ・企業事業所における必要数プラス10%備蓄の検討・推進 ・公共交通が復旧せず、帰宅が困難な者に対して備蓄品の配布 ・災害時要援護者に優先的に備蓄品を配布 ・「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」等に基づき、関連団体に輸送の協力を要請
3. 建築物の耐震化	耐震性の把握、耐震改修の推進、	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・新耐震以前の建物の耐震性の把握 ・耐震補強、建て替えなどによる耐震性の確保 ・大規模な建築物や災害時に救急・救助等に重要な役割を果たす道路沿いの建築物について耐震化を促進
4. 情報提供ツールの整備	滞留者等に対する情報拠点や情報伝達設備の整備		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前の滞留者に対する適切なスピーカー、モニター設置など各種情報提供ツールの整備に向けた検討 ・情報伝達体制の強化 ・災害時情報伝達訓練の実施

出典：横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画

② 横浜市地域防災計画「震災対策編」に基づく関係主体の主な発災時対応項目

横浜市地域防災計画「震災対策編」に基づく「市」「区」「事業者・事業所等」など各主体に求められる対応内容を踏まえ、当地区関係者に関わる主な発災時対応項目について、対応主体、対応テーマの概要を以下に整理しました。

—地震時— ※横浜市地域防災計画「震災対策編」（令和2年1月修正）P.271～274 参照

対応主体	対応テーマ
市 (市本部、帰宅困難者対策チーム)	市本部帰宅困難者対策チームの設置
	横浜駅情報連絡本部の設置
	一時避難場所及び一時滞在施設の対応
	一斉帰宅の抑制
	帰宅困難者等への情報提供
	徒歩帰宅者への支援
	一時滞在施設の開設の延長
	物資の搬送
	帰宅困難者等の搬送
区	区本部避難者・駅対応班の設置
	一時滞在施設の開設の延長
	帰宅困難者等への情報提供
	徒歩帰宅者への支援
警察	警察の対応（一時避難場所や一時滞在施設への誘導等）
事業者・事業所等	鉄道事業者の対応（安全に待機できる場所への誘導、運行情報等の広報等）
	バス事業者の対応（代替輸送手段の確保等）
	駅周辺事業者の対応（安全に待機できる場所への誘導、利用者等への冷静沈着な行動の呼びかけ等）
	事業所の対応（従業員の安全場所での待機、災害関連情報等の提供）
	学校の対応（児童・生徒の保護等）
施設管理者	大規模集客施設や駅等における利用者保護
一時避難場所	一時避難場所及び一時滞在施設の対応
一時滞在施設	一時滞在施設の開設の延長
	帰宅困難者等への情報提供
	徒歩帰宅者への支援
災害時徒歩帰宅者支援ステーション	徒歩帰宅者への支援

—津波時— ※横浜市地域防災計画「震災対策編」（令和2年1月修正）P.369～377 参照

対応主体	対応テーマ
気象庁	津波警報等及び津波予報の発表
横浜市	防災体制
	津波警報又は大津波警報発表時の初動体制
	津波警報又は大津波警報発表時の勤務時間内外の動員先
	津波警報等及び津波予報の収集、伝達
	避難指示
区	津波警報又は大津波警報発表時の初動体制
	津波警報等及び津波予報の収集、伝達
防災関係機関	津波警報等及び津波予報の収集、伝達
消防局・消防署	津波警報等及び津波予報の収集、伝達
横浜海上保安部	津波警報等及び津波予報の収集、伝達

第1章	I
第2章	I
第3章	I
第4章	II
第5章	II
第6章	II
参考資料編	III

第2章 横浜駅周辺地区の課題

本項では、横浜市が実施した津波時の避難シミュレーション結果、並びに横浜駅周辺地区における地区共通の重点課題と課題箇所を整理したマップを記載しています。

また、横浜駅は地上部・地下部の動線が複雑な特徴があります。そのため、関係者間で駅構内の垂直方向の位置関係や臨機に一時避難・一時滞在スペースとなり得る空間情報を共有することを目的に、鉄道各社が公表する駅構内マップの情報を「Ⅲ. 参考資料編 2. (参考) 横浜駅 (地下5階～地上2階) の各鉄道事業者の改札出入口付近の状況について」に記載しています。

1) 津波シミュレーションによる避難上の課題について

平成25年に実施した津波時の避難シミュレーションは、みなとみらい地区への避難も想定していましたが、横浜駅周辺地区からは横浜駅北から西側に広がる高台に避難するという新たな避難の考え方を検証するため、下記のシミュレーションを平成29年度に実施しました。

シミュレーションの条件設定は以下の通りです。

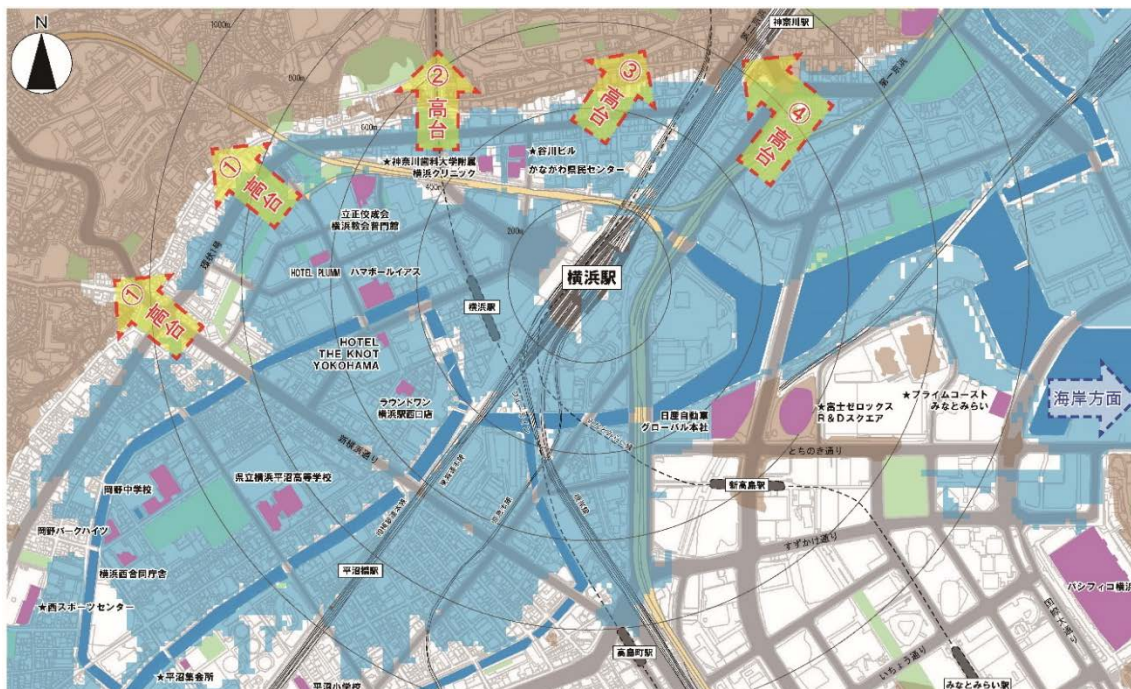
- ・津波到達時間 75分（地震発生後75分以内に避難完了が必要）
- ・滞留者数 パーソントリップ（以下「PT」という。）データ分析から得た10.2万人
- ・避難先 西口側の高台への分散避難
（三ツ沢公園方面、沢渡中央公園方面、フラワー緑道方面、反町公園方面）
みなとみらい地区の都市再生安全確保計画と整合を図るため、同地区への避難は想定しない。
- ・3階建以上の建物での待機
平成25年度に策定された都市再生安全確保計画に関するヒアリング結果にあるように、できるだけ建物にとどまらず高台避難を優先したいという事業者の意向があることを踏まえ、建物の3階以上の階への待機についてある場合とない場合の検討を行った。
- ・大型商業施設来店客の施設内待機
地理に不慣れな人も含むので高台避難は想定せず施設内待機とする。

以上をまとめると以下の通りとなります。

	大型商業施設来店客の施設内待機	みなとみらい地区への避難	3階建以上の建物での待機	想定滞留者数
ケース1	する	しない	する	10.2万人 (PTデータより算出)
ケース2	する	しない	しない	10.2万人 (PTデータより算出)

○ 避難先の想定

三ツ沢公園方面、沢渡中央公園方面、フラワー緑道方面、反町公園方面の高台を避難先として想定しました。

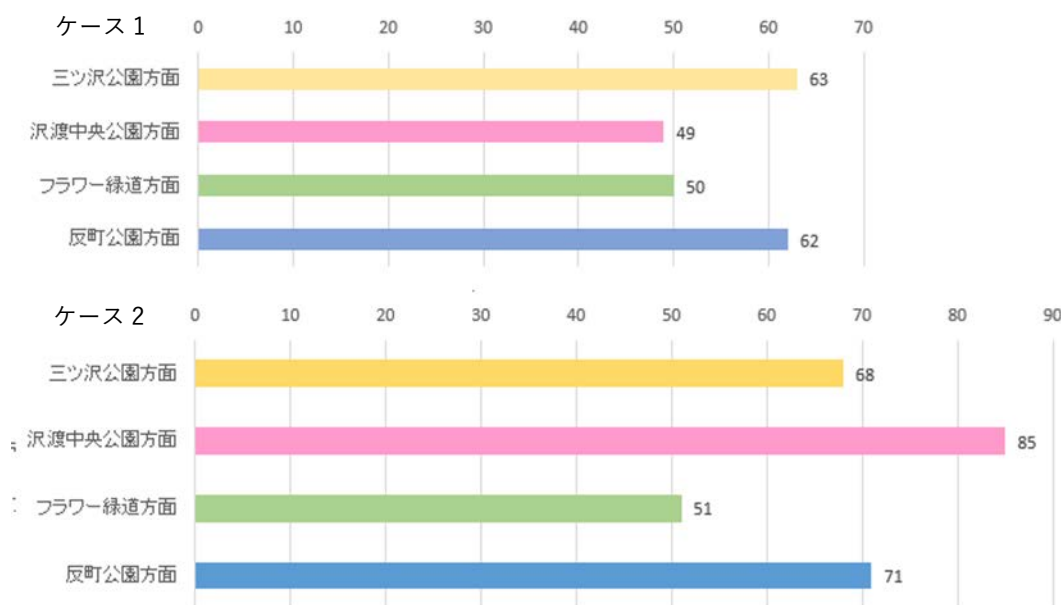


○ 避難完了時間

	三ツ沢公園方面	沢渡中央公園方面	フラワー緑道方面	反町公園方面
ケース 1	63 分	49 分	50 分	62 分
ケース 2	68 分	85 分	51 分	71 分

※太字は各避難先の中で最大値

赤字は津波到達予想時間75分を超える場合を示す。



I
第1章

I
第2章

I
第3章

II
第4章

II
第5章

第6章

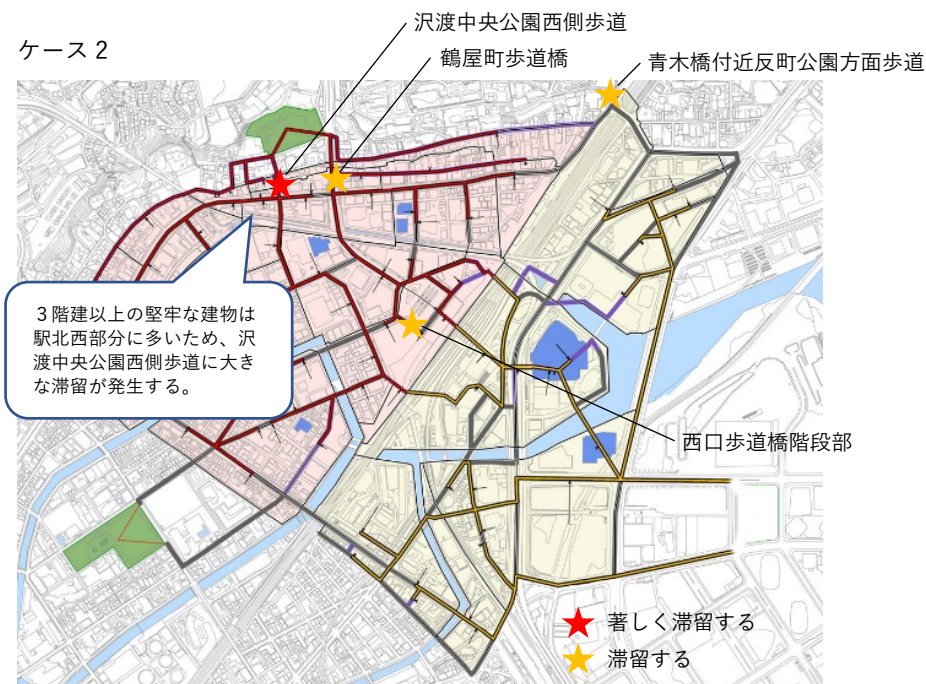
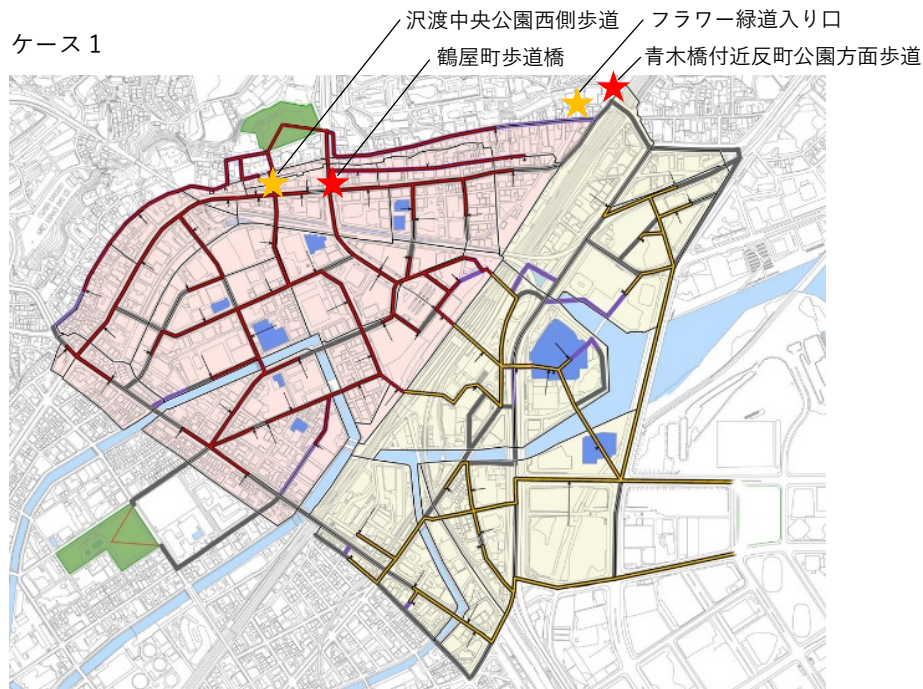
参考資料編

3階建以上の堅牢な建物での待機を見込めば津波到達時間内に避難可能だが（ケース 1）、見込まないと避難完了時間は津波到達時間を超えます。（ケース 2）

以上の検証の結果、高台への避難だけでなく、3階以上の堅牢な建物での待機を見込まないと津波到達時間までに避難が完了しないことが確認されました。

○ 避難時に大きな滞留が起こる場所

シミュレーションにより、下記の場所で大きな滞留が起こることが確認されたので、「都市再生安全確保計画 1.7 防災上の課題 ②-3 の避難誘導」の課題として記載しました。



2) 駅周辺地区の課題整理

1. 駅周辺地区の課題整理（地震発生後を想定）

地震発生後を想定した“横浜駅周辺地区の課題”に関する主要4項目の内容を整理する。

■横浜駅周辺地区の防災上の課題

- 課題1： 発災時における横浜駅情報連絡本部の運営体制
- 課題2： 滞留者・帰宅困難者対応
- 課題3： 建築物の耐震化
- 課題4： 情報提供ツール



【地区全体の観点からの課題】
 鉄道事業者等で備蓄量や資機材が足りない、充実していない【課題2】
 事業者や町内会・自治会でそもそも受け入れられる施設が少ない【課題2】
 鉄道事業者として受け入れ可能場所の充実が必要と認識している【課題2】
 事業者は医療施設との情報共有化の必要性を強調している【課題4】
 徒歩帰宅時や屋内における休憩場所やトイレの大幅な不足が懸念される【課題2】

※この資料は平成25年度版都市再生安全確保計画作成時に行った課題抽出のワークショップで出された課題を、令和元年度第1回合同部会でいった課題抽出のワークショップで再検討し、まとめたものです。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
参考資料編

■前ページの(★)に示す、避難時にボトルネックとなる主な箇所等の周辺状況



① 沢渡中央公園へのアクセス道路



② 幹線道路(国道)を跨ぐ横断歩道橋



③ 岡野交差点付近(スクランブル交差点)



④ 駅南側自由通路入口部



⑤ 横浜駅へ繋がる国道横断デッキ上



⑥ みなとみらい21地区へ繋がる空中歩廊と地上との接続部

第3章 滞留者・帰宅困難者等支援活動に係る行動指針

本項では、地区内関係者が連携して滞留者・帰宅困難者等支援活動を実施するための行動指針、「共通に持つべき心構え」を記載しています。具体的には、当地区における行動指針に関連する「地域の対応ルール」や「滞留者・帰宅困難者避難マップ/津波避難マップ」等の9つのツールについて、平時・災害時の利用目的、活用方法を解説しています。

事業所等は、平時からこれらツールの災害時の活用方法を習熟し、防災訓練等で積極的に活用するなど、普段の防災に係る取組の中で従業員や災害時の担い手となり得る関係者に周知・啓発し、当地区全体で「共通に持つべき心構え」の浸透・定着を図ることが重要です。

表 滞留者・帰宅困難者等支援活動に活用可能な主な各種支援ツールと行動指針の概要

	資料名称	滞留者・帰宅困難者等支援活動に係る行動指針の概要
1)	一斉帰宅抑制の基本方針の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発災時の各組織における対応の大原則として、帰宅困難者等の発生を抑制することを目的とした「一斉帰宅抑制の基本方針」の周知・徹底を図る
2)	地域の対応ルール及び避難マップの活用フロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区内の関係者が連携して支援活動に取組む心構えとして、地域の対応ルールにおける自助・共助の基本的考え方や発災時の状況に応じたマップの活用方法を理解し、災害時に適切な運用を図る ■ マップは予め各組織にて印刷しておき、滞留者等への情報提供媒体として活用を図る
3)	津波時の避難誘導指針/滞留者・帰宅困難者避難マップ/津波避難マップ	
4)	防災啓発ポスター	
5)	地域の対応ルール	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の対応ルールは支援活動にあたる各人が携行できるよう予め印刷しておき、共通言語を理解しておく
6)	一時滞在施設 NAVI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業所等は、災害時において一時滞在施設の受入れ可否に係る情報を入手可能な「一時滞在施設 NAVI」の積極的活用を図る ■ 発災時における帰宅困難者等向けの有効な情報提供媒体として、デジタルサイネージや掲示物等を活用し、一時滞在施設 NAVI の存在を周知する
7)	横浜駅周辺地区災害時における来街者避難誘導サポート（支援）協定	<ul style="list-style-type: none"> ■ ヤマト運輸株式会社神奈川主管支店と事業所等が連携して、地区内の滞留者等の避難誘導に努める
8)	外国人の方のための横浜駅周辺防災情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特に日本語や地理的不案内な外国人に対しては、英語版のマップや訪日外国人向け防災情報サイトを活用し、発災時の情報提供支援に努める
9)	災害時帰宅支援ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ■ 徒歩帰宅者に対しては、一時滞在施設 NAVI の活用と広域的な徒歩ルートや沿道の災害時帰宅支援ステーションについて情報提供に努める

1) 一斉帰宅抑制の基本方針の徹底（自社の従業員等を主とした自助対策）

○ 一斉帰宅抑制の基本方針について（横浜市）

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/place/konnan/20170116102602.html>



<基本的考え方>

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠です。首都直下地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があります。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底します。

この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等（官公庁や団体も含む。以下同じ。）は一斉帰宅抑制に努めます。

<具体的な取組>

（従業員等の待機・備蓄）

企業等は、首都直下地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等※1を一定期間事業所内に留めておくよう努めます。

企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分※2の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めます。

（大規模な集客施設等での利用者保護）

首都直下地震発生時には、大規模な集客施設※3やターミナル駅等※4において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めます。

（従業員等を待機させるための環境整備）

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めます。

（事業継続計画等への位置づけ）

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知することに努めます。

(安否確認)

企業等は、首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知することに努めます。

(訓練)

企業等は、首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うことに努めます。

※1 従業員等

事業所内で業務に従事するもの（雇用形態は問わない）は含むが、来所者は含まない。

※2 3日分

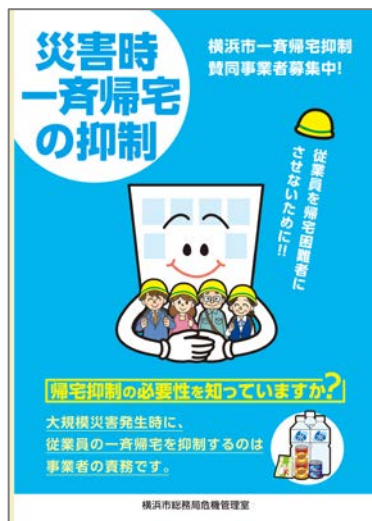
首都直下地震等の発災後72時間は、被災者の救助・救急活動、消火活動等の災害応急活動が優先されることから、その間は、帰宅困難者等による混乱や事故を防止するため、従業員等を事業所内に留めることが望ましく、そのために必要な備蓄は3日分である。

※3 大規模な集客施設

災害発生時に、利用者を施設外に出した場合、大量に帰宅困難者等が発生し、混乱や事故等を招くおそれのある施設を想定している。具体的には、百貨店、展示場、遊技場等である。

※4 ターミナル駅等

鉄道等の営業上の起終点となる駅や乗換駅等で、地震発生時に帰宅困難者等による混乱・混雑が予想される駅を想定している。



災害時一斉帰宅の抑制パンフレット

【利用目的等】

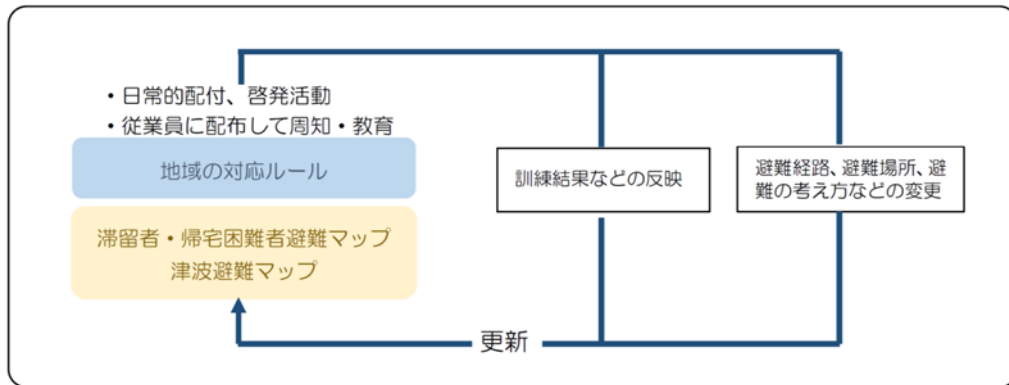
- (平時) 事業所等は、自社の従業員等に対して、防災訓練や人事異動時期、防災啓発の機会を捉え、次に挙げる「災害時一斉帰宅の抑制のパンフレット」等を活用して、普段から一斉帰宅抑制の基本方針の周知啓発に努めることが重要です。
- (災害時) 事業者等は、発災時に鉄道等の公共交通機関が運行停止している状況下において、自社の建物内での安全が確保可能な場合には、館内放送などの放送手段を活用して、身の安全を守る退避行動に加え、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に情報伝達し、駅周辺や沿道の混雑緩和に資する対応をとることが重要です。

2) 地域の対応ルール及び避難マップの活用フロー（駅混乱防止対策会議を中心とした共助の対策）

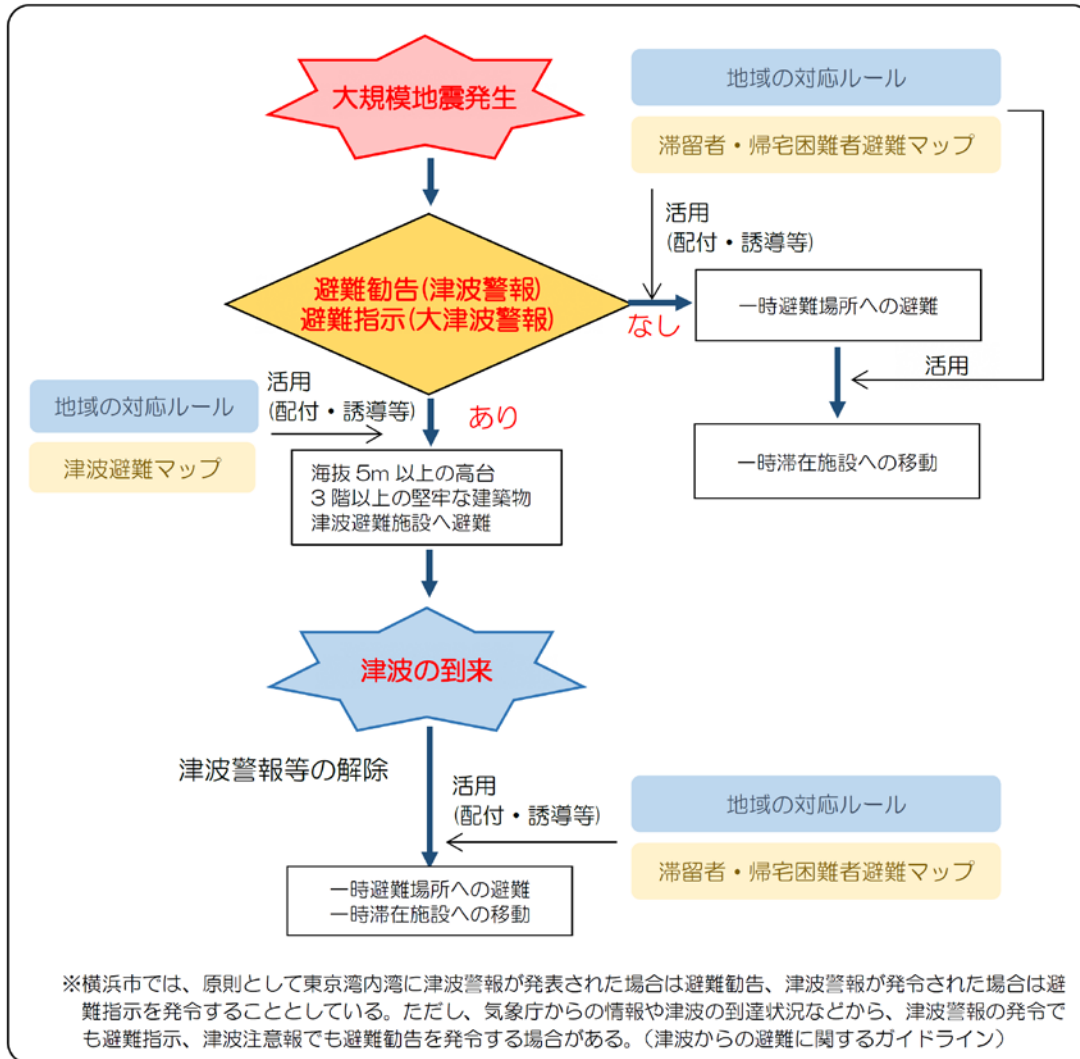
【解説】

- ▶ 横浜駅周辺地区では、地域が連携した応急活動（滞留者・帰宅困難者への支援対応、津波発生時の避難対応）の心構えなどについて、実災害時での閲覧・活用を想定した「地域の対応ルール」及び「地域の対応ルール【津波版】」に定めています。
- ▶ また、滞留者等への案内・誘導先である駅周辺の一時避難場所や一時滞在施設、津波避難施設の位置を分かりやすく整理した「滞留者・帰宅困難者避難マップ」「津波避難マップ」を作成し、市HP上で公開するなど、普段から広く情報を共有しています。
- ▶ これらマップは、横浜駅通路部等に普段から掲示し、QRコードからアクセスすることで滞留者等自らが情報入手可能な環境も構築しています。

■平常時の活用フロー



■発災時（地震及び津波発生時）の活用フロー



3) 津波時の避難誘導指針/滞留者・帰宅困難者避難マップ/津波避難マップ

【平時・災害時の利用目的・活用方法】

- ▶ 発災時には、地震による大きな揺れを感じたり、津波警報などの情報を得たときは、直ちに避難してください。近くの海拔5 m以上の高台、津波避難施設または鉄筋コンクリート造などの頑丈な建物の3階以上のできる限り高い階へ避難してください。
- ▶ 「滞留者・帰宅困難者避難マップ」は、事業者等や滞留者・帰宅困難者自身が一時避難場所や一時滞在施設の位置と施設への経路を確認・検討するために活用します。普段から周辺の一時的避難場所や一時滞在施設の位置や経路を把握しておくことが重要です。
なお、発災時には、必ず沿道建物や橋などの被災状況等、安全確認を行って避難してください。また、津波警報等が発表された場合には、次の「津波避難マップ」を用いてください。
- ▶ 「津波避難マップ」は、事業者等や滞留者・帰宅困難者自身が津波避難場所の位置と避難経路を確認・検討するために活用します。普段から周辺の津波避難場所の位置と避難経路を把握しておくことが重要です。

<滞留者・帰宅困難者避難マップ及び津波避難マップの作成・改定経緯>

平成24年度：徒歩帰宅支援マップ、地域の誘導マップ、津波避難マップを新規作成

平成25年度：津波時の避難誘導指針を作成

平成29年度：みなとみらい21地区の都市再生安全確保計画との整合や、みなとみらい21地区からの避難者との避難動線の交錯の回避等を目的に、津波の避難誘導方向の見直しを実施（I-3-7参照）。また、同様な資料が複数発行され、記載内容もそれぞれに詳細な記述となっていることから、枚数を減らすとともに、シンプルでわかりやすいものに改定

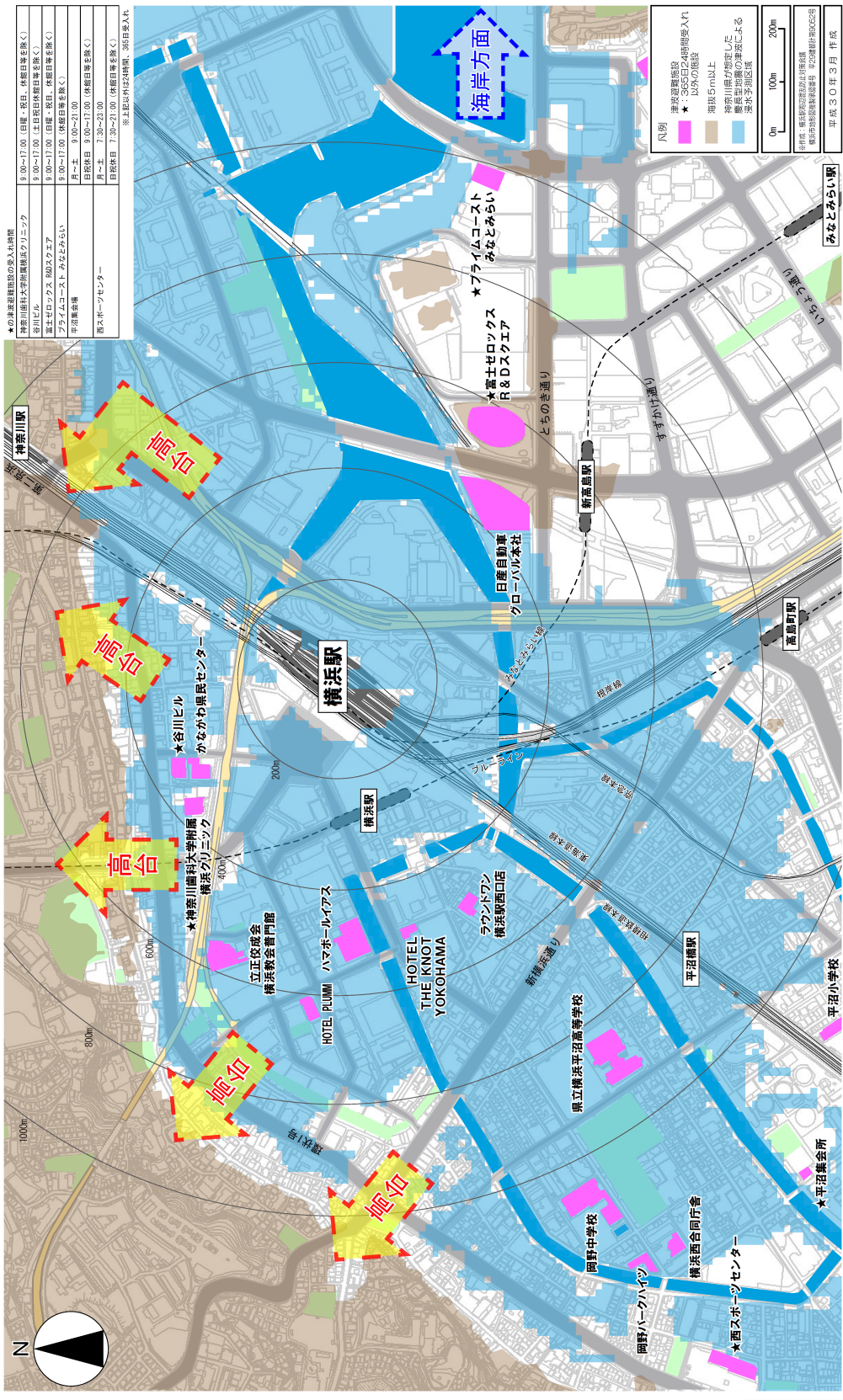
令和元年度：英語版を新規作成

横浜駅周辺 津波避難マップ

このマップは津波警報等が発生した時に、津波から身を守るために避難する場所を示しています。

～より早く、より高いところへ避難を！～

- 地震による大きな揺れを感じたり、津波警報などの情報を得たときは、直ちに避難してください。
 - 近くの海抜5メートル以上の高台、津波避難施設または鉄筋コンクリート造などの頑丈な建物の3階以上のできる限り高い階へ避難してください。
- (津波避難施設は津波警報等が発令された場合に避難する場所として指定された建物です。)



出典：横浜市 HP



この浸水予測は一定の想定のもとについて予想したもので、実際の浸水状況はこれとは異なることもあり得ます。

4) 防災啓発ポスター

令和元年度より、横浜駅きた通路・みなみ通路では「防災啓発ポスター」が掲示され、滞留者・帰宅困難者避難マップ、津波避難マップ、横浜駅周辺の防災情報について、各自が平時・災害時にQRコードにて情報を入手可能な環境が整備されています。



■横浜駅きた通路における「津波避難マップ」「滞留者・帰宅困難者避難マップ」の掲示
(2020年7月時点)



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料編

5) 地域の対応ルール

【解説】

- 「地域の対応ルール」は、平成23年度横浜駅周辺混乱防止対策会議において、地区内関係者によるまち歩きやワークショップ等を行い、作成されました。
- 「地域の対応ルール」は、津波を伴わない直下型地震を想定した「地域の対応ルール」と津波を伴う海溝型地震を想定した「地域の対応ルール【津波版】」の2種類で構成されています。
- 「地域の対応ルール」は、大震災発生時のある被害想定に基づいた事業所等の「心得」を示したものです。実際の被害状況は様々であり、またその状況は刻一刻と変化するため、本ルールを原則としつつも、実際の状況に即した臨機応変な対応が必要となります。なお、本ルールは、各「事業所等」における事業継続計画（BCP）や防災計画を作成する際の参考とし、風水害その他の災害により、鉄道が運行停止し横浜駅周辺の混乱が予想される場合にも、本ルールを準用するものです。
- 「地域の対応ルール【津波版】」は、発災時に、津波警報、大津波警報の発表および避難指示等が発令された場合の「地域の対応ルール」です。津波避難の基本的な考え方として、「より早く、より高い場所へ避難する」、「平常時からの準備及び普及啓発の実施」、「適切な情報提供」に関する心構えを定めています。

地域の対応ルール

ルールの位置づけ

本ルールは大震災発生時のある被害想定に基づいた「横浜駅周辺地区の事業者及び鉄道事業者」(以下「事業者等」という)の「心得」を示したものである。実際の被害状況は様々であり、またその状況は刻一刻と変化するため、本ルールを原則としつつも、実際の状況に即した臨機応変な対応が必要となる。本ルールは、各「事業者等」における事業継続計画(BCP)や防災計画を作成する際の参考とし、風水害その他の災害により、鉄道が運行停止し横浜駅周辺の混乱が予想される場合にも、本ルールを準用する。

基本的な考え方

- 1 平常時からの準備及び普及啓発の実施
 - (1) 災害時は、「自助」・「共助」・「公助」の考え方を基本とする。
 - (2) 事業者等は来街者の安全を確保するために各種計画を整備するとともに、日頃から事業者間及び関係機関との相互協力体制の強化に努める。
- 2 適切な情報提供による混乱防止対策の強化
 - (1) 来街者に対して、「むやみに行動を開始しない」という基本原則の徹底
 - (2) 情報提供ツールの拡充
 - (3) 行政と周辺事業者の連携強化
 - (4) 大地震発生時の身の安全と二次災害防止を徹底
- 3 民間と行政の役割分担と連携・協力体制の構築
 帰宅支援にあたっては、JR横浜タワー内に設置される横浜駅周辺総合防災センターを中心として、事業者等、横浜市及び警察が連携・協力体制を構築して実施する。
- 4 来街者等への協力呼びかけ
 来街者に対して協力を呼びかけ、来街者・事業者等、その他関係機関が一体となった帰宅困難者対応を行う。

被害想定

- 地震の種類：大規模地震(津波警報等・避難指示が無い場合)
 - 地域内の震度：震度5強以上
- ※なお、津波警報等が発令した場合のルールについては、『地域の対応ルール【津波版】』に記載する。

用語の定義

事業者等	横浜駅周辺地区の事業者及び鉄道事業者
一時待機	発災直後、発災時点の近辺にて一時的に留まること
滞留者	外出時、災害発生により移動手段を失い、出先で滞留状態になった人
一時避難場所	「滞留者」の一時的な安全確保と災害関連情報を提供する公園など(発災後、数時間～半日程度の対応を想定)
一時避難できる安全な場所	「一時避難場所」と同様の役割を持つが、発災時に事業者等が任意に提供できるスペース
帰宅困難者	「滞留者」のうち、自宅と滞留場所との距離が遠く、徒歩帰宅ができない人
帰宅困難者一時滞在施設	「帰宅困難者」を一時的に受け入れ、休憩場所のほか、可能な範囲で、トイレ、水、情報の提供等を実施する施設(発災後、1日から3日程度の対応を想定)(以下、「一時滞在施設」という)
要配慮者	高齢者(徒歩帰宅困難・不可能な高齢者)、障害者、妊婦、乳幼児、外国人、遠距離通学の小中学生、その他の特に配慮を要する人

0. 平常時

◆ 発災前の事前準備のルール

- **事前の体制づくり**
 - ・事業者等は、自社従業員等が施設内待機できるよう、**必要な物資(3日分の必要な水、食料、毛布などの備蓄)**を行うよう努める。
 - ・事業者等は、発災時に各情報視點と適切な連絡が取れるように、**連絡体制の強化**に努める。
 - ・事業者等は、発災時の連絡体制、安否情報の確認方法など**必要な情報提供の方法等を決めておく**よう努める。
 - ・事業者等は、自社従業員等が発災後に滞留者等への支援ができるよう**体制を決めておく**よう努める。
 - ・事業者等は、**必要な事項を「事業継続計画(BCP)」、「企業の防災計画」に定め、従業員に周知しておく**よう努める。
 - ・事業者等は、BCPや防災計画に定めた事項が適切に実施できるよう、**避難訓練(避難誘導訓練)や研修の実施**に努める。

1. 発災直後

◆ 情報収集のルール

- **情報収集**
 - ・事業者等は、**地震に関する情報(被害状況、交通機関の運行状況、津波情報)等の収集**に努める。

◆ 施設・施設周辺の滞留者の一時待機ルール

- **施設内滞留者の一時待機**
 - ・事業者等は、施設内の**安全確認を速やかに行う**よう努める。
 - ・事業者等は、施設内での一時待機をしてもらうよう努める。
 - ・施設内が危険な場合は、速やかに滞留者を屋外の安全な場所に誘導する。
- **従業員等の施設内待機**
 - ・事業者等は、**地震に関する情報等の提供**に努める。
 - ・事業者等は、従業員の安否を確認し、**待機させる**よう努める。
- **施設周辺の滞留者への情報提供**
 - ・安否確認後、従業員は、あらかじめ事業者等が定めた行動に移る。
 - ・事業者等は、施設内及び施設周辺の滞留者に対し、**地震に関する情報等**を提供するよう努める。

2. 滞留者対応、徒歩帰宅者対応

◆ 一時避難できる安全な場所の確保と支援のルール

- **一時避難できる安全な場所の確保**
 - ・事業者等は、一時避難できる安全な場所を確保し、可能な範囲で、**滞留者を誘導**するよう努める。
 - ・場所の確保が出来ない事業者等は、近隣の受入場所等に関する**情報を滞留者に提供**するよう努める。
- **一時避難できる安全な場所における支援**
 - ・滞留者を受入れた事業者等は、滞留者に対し、テレビやラジオ等を用い、**情報提供の支援**を行うよう努める。

◆ 一時避難場所への誘導ルール

- **一時避難場所への避難誘導**
 - ・事業者等は、可能な範囲で滞留者を**一時避難場所へ誘導**する(広報、地域の誘導マップ等の配布)。
 - ・横浜駅西口エリアは**沢渡中央公園、岡野公園、東口エリアはMM21地区へ避難誘導**するよう努める。

◆ 徒歩帰宅支援のルール

- **徒歩帰宅の支援**
 - ・事業者等は、徒歩帰宅が可能な滞留者に対し、**災害時帰宅支援ステーションに関する情報等、徒歩帰宅の支援に関する情報**を提供するよう努める。

3. 帰宅困難者対応

◆ 帰宅困難者一時滞在施設の確保誘導と支援のルール

- **一時滞在施設への避難誘導**
 - ・事業者等は、施設内の滞留者に対し、各情報拠点からの情報提供や、『一時滞在施設NAV』について周知するよう努める。
 - ・スマートフォン等を持っていない帰宅困難者に対しては、適宜、一時滞在施設NAVの情報を提供する。
- **一時滞在施設における支援**
 - ・一時滞在施設となる施設は、帰宅困難者に対し、**可能な範囲で以下の支援**を行うよう努める。
 - ①行き場のない帰宅困難者の受け入れ
 - ②トイレや休憩場所等の提供
 - ③水や食料、ブランケットなど支援物資の配布
(※配布する物資は横浜市より提供)
 - ④周辺地域や道路の被害状況、鉄道の運行状況等の情報提供
 - ・一時滞在施設となる施設は、帰宅困難者に対して、**備蓄品の配布や要配慮者対応など、一部支援について協力**してもらえらるか、**可能な範囲で、呼びかけ**を行う。

○ 帰宅困難者の臨時的な受入れ

- ・一時滞在施設に指定されていない施設でも、**臨時的に帰宅困難者の受入れが可能な場合は、可能な範囲で受入れる**よう努める。
- ・臨時的に、帰宅困難者を受入れる場合は、**各情報拠点と連絡調整**を行う。

4. 要配慮者・傷病者対応

◆ 要配慮者・傷病者の対応ルール

- **要配慮者、傷病者への優先的対応**
 - ・事業者等は、**要配慮者、傷病者**に対し、**可能な範囲で、優先的に対応**するよう努める。

地域の対応ルール【津波版】

ルールの位置づけ

本ルールは、発災時に、津波警報、大津波警報の発表及び避難指示等が発令された場合の「地域の対応ルール」である。

津波避難の基本的な考え方

1 避難行動の優先

津波時は、命を守るための避難行動を第一優先とし、発災時の状況に応じた行動をとるように努める。

2 より早く、より高い場所へ避難する

①海抜5m以上の高台、又は②鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コン

クリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難する。

※指定した津波避難施設にこだわらない。

3 平常時からの準備及び普及啓発の実施

(1) 災害時は、「自助」・「共助」・「公助」の考え方を基本とする。

(2) 事業者等は来街者の安全を確保するために各種計画を整備するとともに、日頃から事業者間及び関係機関との相互協力体制の強化に努める。

4 適切な情報提供

情報提供ツールを拡充する。

用語の定義

事業者等	横浜駅周辺地区の事業者及び鉄道事業者
防災情報Eメール	横浜市から津波警報等や緊急なお知らせなどの防災情報をEメールで配信するもの(あらかじめ登録が必要)
緊急速報Eメール	携帯電話各社(NTTドコモ、au、SoftBank、楽天モバイル)が配信エリア内にある携帯電話(緊急速報Eメール対応機能がある携帯電話に限る)に情報を提供するサービスを活用し、横浜市が緊急的な情報を配信するもの
津波警報伝達システム	気象庁から発表される津波警報を受けて、より迅速に避難することができるよう、自動的に津波警報等、避難指示の緊急情報を一斉に放送し、津波からの避難を呼びかけるシステム
津波避難施設	津波から逃れるための場所として、横浜市が各施設等と事前に協定を結んだ施設

作成：平成23年度横浜駅周辺混乱防止対策会議
改定：令和3年度横浜駅周辺混乱防止対策会議

0. 平常時

◆ 事前準備のルール

○ 事前の体制づくり

- ・事業者等は、津波・大津波警報発表及び避難指示等発令時に自社従業員及び来街者の安全を確保できるよう、あらかじめ避難場所、主たる避難経路、避難手段を決めておく。
- ・事業者等は、自社従業員等が発災後に津波避難等への対応ができるような体制を決めておくよう努める。
- ・事業者等は、情報入手手段、情報伝達手段及び情報伝達文(内容)を事前に整理しておくよう努める。
- ・事業者等は、津波発生等に関する情報入手手段として、横浜市が配信している「防災情報Eメール」の登録等を周知する。
- ・事業者等は、津波・大津波警報発表および避難指示等発令時に避難誘導を行う従業員に対して指示を行うための通信手段(移動系無線等)の確保に努める。
- ・事業者等は、必要な事項を「事業継続計画(BCP)」、「企業の防災計画」に定め、従業員に周知しておくよう努める。
- ・事業者等は、BCPや防災計画に定めた事項が適切に実施できるよう、避難訓練(避難誘導訓練)や研修の実施に努める。

1. 津波警報等発表・避難指示等発令直後

◆ 津波警報・大津波警報発表、避難指示等発令直後のルール

○ 初動体制の確立

- ・BCPや防災計画に定めた役割に基づき行動を開始する。

○ 情報収集

- ・テレビ、緊急速報メール、津波警報伝達システム、サイレン、広報車ラジオなどで、津波・大津波警報および避難指示等災害関連情報の確認を行う。
- ・防災情報Eメール、緊急速報メール、津波警報伝達システム、サイレン、広報車等により避難指示等が発令されたかの確認を行う。
- ・施設や従業員の被災状況等に関する情報を収集する
- ・従業員は、津波・大津波警報、避難指示等が出た場合は、迷わず直ちに避難行動を開始する。

○ 情報提供

- ・事業者等は、館内放送等により、従業員及び来街者へ、津波・大津波警報、避難指示等の津波関連情報を適宜提供しよう努める。また、従業員に対して、可能な範囲で、避難誘導を実施するよう指示する。

○ 来街者の避難誘導

- ・場所の確保が可能な事業者等は3階以上の場所へ避難しよう促す。
- ・場所の確保が出来ない事業者等は、津波避難施設、もしくは近隣の建物の3階以上へ避難するよう促す。
- ・避難誘導に際しては、来街者に避難を促すとともに、従業員等も3階以上の場所へ避難する。

○ 避難後の対応

- ・テレビ、ラジオ等の情報伝達ツールの活用が可能な事業者等は、来街者等に対して、災害関連情報等を提供するよう努める。

2. 解除後

◆ 津波警報、大津波警報、避難指示等解除後のルール

○ 情報提供

- ・テレビ、ラジオ等の情報伝達ツールの活用が可能な事業者等は、津波警報等の解除について、伝達可能な場合は来街者等に伝えるように努める。

※状況に応じて、地域の対応ルールの「2. 滞留者対応、徒歩帰宅者対応」、「3. 帰宅困難者対応」に移行する。

6) 一時滞在施設 NAVI

【解説】

- 一時滞在施設NAVIでは、平時は、全て青色のアイコンで一時滞在施設の位置が示されます。災害時は、一時滞在施設の管理者による安全確認結果や施設利用可否の判断に基づき、施設管理者により利用状況が更新され、「一時滞在施設（災害発生後）：安全確認中」、「一時滞在施設（災害発生後）：受入可」、「一時滞在施設（災害発生後）：満員」、「一時滞在施設（災害発生後）：受入終了」の情報を確認することができます。
- 「一時滞在施設NAVI」は、市が管理する地理情報システムで、帰宅困難者が収容できる施設（市と災害時協定を締結した帰宅困難者一時滞在施設）の位置や施設運用状況（災害時）に係る情報について、インターネット（PCやスマートフォン等）を用いて検索することができます。

【平時・災害時の利用目的・活用方法】


- （平時）事業者等は、平時からPCやスマートフォンを用いて「一時滞在施設NAVI」のサイトに実際にアクセスし、システムの概要や機能を確認・習熟しておくことが重要です。
- （災害時）事業者等は、一時滞在施設NAVIのサイトに定期的にアクセスし、一時滞在施設の受入れ可否の情報を入手し、施設内の帰宅困難者等へ提供可能な情報を把握します。なお、帰宅困難者等に対して現場で案内を行う人的対応負荷を考慮して、デジタルサイネージや掲示物、館内報道等の情報伝達手段を用いて、一時滞在NAVIの存在を周知し、帰宅困難者自身による対応の判断を促すことも重要です。
- JR横浜タワーでは、大型ビジョンを活用して、一時滞在施設NAVIの案内を行います。

■帰宅困難者一時滞在施設検索システムのアクセス先と画面イメージ

帰宅困難者一時滞在施設検索システム「一時滞在施設NAVI」

現在地の近くの施設を検索することができます。平時の際に、ブックマークに登録しておくことや、会社や学校等の帰路のどこに施設があるのか確認しておきましょう。

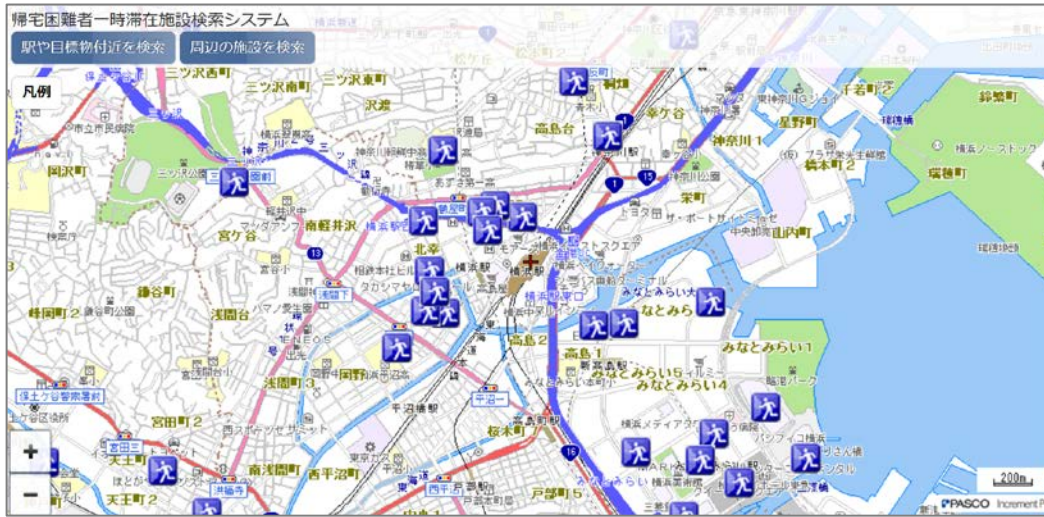
- ・ [スマートフォン（外部サイト）](#)（スマートフォン用リンク先）



- ・ [PC版（外部サイト）](#)（PC用リンク先）
（わいわい防災マップで閲覧できます。）

出典：横浜市 HP

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/place/konnan/20170131153638.html>



凡 例	
	現在地
	検索施設位置
	一時滞在施設（平常時）
	一時滞在施設（災害発生後）：安全確認中
	一時滞在施設（災害発生後）：受入可
	一時滞在施設（災害発生後）：満員
	一時滞在施設（災害発生後）：受入終了

○ 帰宅困難者一時滞在施設検索システム（一時滞在 NAVI） の利用について

出典：横浜市 HP (<https://www.city.yokohama.lg.jp/b-sp/>)

本システムでは、前の画面に戻る際、端末の「戻る」ボタンは使わず、画面内の「戻る」ボタンをご利用下さい。

本サイトでは本来GPSを利用して現在地付近の一時滞在施設を検索することができますが、現在システム障害により位置情報を利用することができません。

改善するまでの間、駅、住所、目標施設を指定して帰宅困難者一時滞在施設を検索してください。

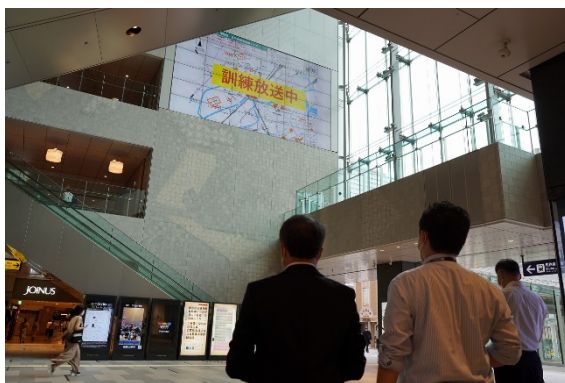
帰宅困難者一時滞在施設のご利用にあたっては、次の事項をあらかじめご了承ください、気持ちよく利用できるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

- ・ 会社や学校に留まれる事が可能な方は、可能な限り会社や学校に留まるようお願いいたします。
- ・ 帰宅困難者一時滞在施設は地震等の災害により鉄道が長時間運行停止になった場合、一時的に滞在するための施設です。
- ・ 帰宅困難者一時滞在施設に指定されている施設でも、被災状況や受け入れ状況により受け入れが

できない場合があります。

- ・ 帰宅困難者一時滞在施設の利用にあたっては、施設管理者の指示に従うようご協力をお願いいたします。(使用できるスペースなど)
- ・ ホテルについては、ロビーや宴会場等のホテルが指定する場所が一時滞在所です。客室をご利用の場合は、通常のご利用料金が必要です。
- ・ 帰宅困難者一時滞在施設の受け入れは一晚を経過した時点で終了します。
- ・ 本サービスでは施設の状況として、下表の通り表示されますが、あくまでも目安です。
- ・ 帰宅困難者一時滞在施設では水道水とトイレの提供が受けられますが、被災状況によっては提供できない場合があります。
- ・ 横浜市は、本システムの利用によって発生した直接又は間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
- ・ 本システムで得られた情報を営利目的で利用することはできません。
- ・ 本システムにより提供される案内地図の著作権はインクリメントP株式会社および株式会社パスコにあります。
- ・ 本システムにより提供される地図情報を複製する場合には、測量法に基づく承認が必要になります。
- ・ 本システムの利用についてはパケット通信料が発生します、ご利用の際はご自身の携帯電話の契約内容を確認のうえご利用下さい。
- ・ 本システムでは、GPSによる位置情報取得機能により利用者端末の位置情報を取得することがありますが、取得した位置情報を、本サービス提供の目的の範囲を超えて第三者への開示・提供することはありません。
- ・ GPSによる位置情報取得機能については、周辺の電波状況により現在地を表示できない場合やずれが発生する場合があります。
- ・ 情報は可能な限り更新していますが、必ずしもこのとおりではありません。

■ 一時滞在施設 NAVI の QR コードによる情報発信 (JR 横浜タワー) (令和2年9月)



7) 横浜駅周辺地区災害時における来街者避難誘導サポート（支援）協定

【解説】

- 市は、ヤマト運輸株式会社神奈川主管支店と以下の災害時協定を締結しており、横浜駅周辺地区における災害時の避難誘導オフィシャルサポートパートナーとして、マップを活用した案内などにご協力いただく連携体制を構築しています。

【平時・災害時の利用目的・活用方法】

- （平時）事業者等は、平時から市の防災訓練などの機会を活用し、ヤマト運輸株式会社神奈川主管支店との連携体制を確認しておくことが重要です。
- （災害時）事業者等は、ヤマト運輸株式会社神奈川主管支店と協力して、滞留者等に対する一時避難場所等の案内に努めます。

ヤマト運輸株式会社神奈川主管支店と横浜市の協定内容を都市再生特別措置法第19条の15第2項第5号の「その他・滞り者等の安全の確保を図るために必要な事務等」として位置づけます。

【本協定での取組み内容】

- ・ヤマト運輸株式会社神奈川主管支店は、横浜駅周辺地区内では「滞留者・帰宅困難者避難マップ」「津波避難マップ」（以下「マップ等」という。）を携行する。
- ・ヤマト運輸株式会社神奈川主管支店は、平時よりマップ等を社員に周知するとともに、横浜市が行なう防災訓練に参加・協力する。
- ・ヤマト運輸株式会社神奈川主管支店は、平時より市民に対して「津波避難マップ」の周知・広報等に努める。
- ・ヤマト運輸株式会社神奈川主管支店は、災害発生時に、「滞留者・帰宅困難者避難マップ」を活用し、滞留者及び帰宅困難者に対し、一時避難場所等の案内をするよう努める。
- ・横浜市は、マップ等のデータ等をヤマト運輸株式会社神奈川主管支店に提供する。



8) 外国人の方のための横浜駅周辺防災情報の活用

【解説】

- 市は、横浜駅周辺地区に係る防災情報を発信するホームページにおいて、下記のとおり外国人向けの支援情報（英語版の避難マップ、訪日外国人向け災害情報提供サイト、NHK災害報道サイトなどのリンク先情報等）を情報提供しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/toshin/excite22/shokai/bousai_gaikoku.html



【平時・災害時の利用目的・活用方法】

- （平時）事業者等は、平時から当サイトの情報を印刷（QRコードを作成）しておくなどし、発災時に外国人向けに基本的な災害情報を提供可能な備えを進めておくことが重要です。
- （災害時）事業者等は、外国人滞留者等に対して、英語版の「滞留者・帰宅困難者避難マップ/津波避難マップ」を配布するなど、地理的に不慣れで災害に不安を抱える外国人に対する情報提供の支援に努めます。

外国人の方のための横浜駅周辺防災情報

最終更新日 2020年3月12日

印刷する

English language information on disaster preparedness for the area around Yokohama Station

Useful Links when Disasters

- Tsunami evacuation map for Yokohama Station and the surrounding area**

This map shows where to evacuate to remain safe when a tsunami warning is issued.

[Tsunami evacuation map for Yokohama Station and the surrounding area \(PDF: 6,592KB\)](#)
- Evacuation map for those stuck near Yokohama Station and the surrounding area who cannot return home**

This map shows temporary evacuation sites and temporary facilities for those who cannot return home in the event of a disaster.

[Evacuation map for those stuck near Yokohama Station and the surrounding area who cannot return home \(PDF: 6,591KB\)](#)
- Safety tips for travelers**
 - Weather Warnings and Advisories
 - My Location from Google Maps (check your present location)
 - Contact List (embassies, news media, etc)
 - Useful tips to protect yourself from an disaster
 - In the event of an emergency (procedures to follow during disaster)

[https://www.jnto.go.jp/safety-tips/eng/ \(外部サイト\)](https://www.jnto.go.jp/safety-tips/eng/)
- JR East Train Status Information**
 - Updated status of JR East trains (delays, suspended and so on)

[https://traininfo.jreast.co.jp/train_info/e/service.aspx \(外部サイト\)](https://traininfo.jreast.co.jp/train_info/e/service.aspx)
- NHK World Japan**
 - 24-hour channel in 18 languages

[https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ \(外部サイト\)](https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/)
- Important Notices After the Disasters (JNTO)**
 - Latest news and important notices from Japan National Tourism Organization

[https://www.japan.travel/en/travel-directory/latest-news/ \(外部サイト\)](https://www.japan.travel/en/travel-directory/latest-news/)
- Emergency Services (Yokohama Convention & Visitors Bureau)**

[https://www.yokohamajapan.com/information/emergency/ \(外部サイト\)](https://www.yokohamajapan.com/information/emergency/)

【和訳】

横浜駅周辺の防災情報英語情報

災害時の便利なリンク

■横浜駅周辺津波避難マップ

このマップは、津波警報等が発生した時に、津波から身を守るために避難する場所を示しています。

(横浜駅周辺津波避難マップ)

■横浜駅周辺滞留者・帰宅困難者避難マップ

このマップは、災害時の一時避難場所、帰宅困難者一時滞在施設を示しています。

(横浜駅周辺滞留者・帰宅困難者避難マップ)

■旅行者のための安全のヒント

- ・ 気象警報と勧告
- ・ Google マップからの現在地（現在地を確認してください）
- ・ 連絡先リスト（大使館、ニュースメディアなど）
- ・ 災害から身を守るための便利なヒント
- ・ 緊急時（災害時の手順）

<https://www.jnto.go.jp/safety-tips/eng/>（外部サイト）

■JR 東日本

- ・ JR 東日本 運行情報

https://traininfo.jreast.co.jp/train_info/e/service.aspx（外部サイト）

■NHK ワールドジャパン

- ・ 18 言語の 24 時間チャンネル

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/>（外部サイト）

■震災後の重要事項（JNTO）

- ・ 日本政府観光局からの最新ニュースと重要なお知らせ

<https://www.japan.travel/en/travel-directory/latest-news/>（外部サイト）

■横浜観光情報

<https://www.yokohamajapan.com/information/emergency/>（外部サイト）

9) 災害時帰宅支援ステーション

【解説】

- (災害時) 事業者等は、災害から一定時間経過後、徒歩帰宅が可能な者に対して、災害時帰宅支援ステーションに関する情報提供に努めます。インターネットが利用できる場合には、「一時滞在施設NAVI」の情報と併せて、徒歩帰宅の長い道中において活用を促すことが重要です。

<災害時帰宅支援ステーション等による支援内容について>

九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）の知事、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）では、災害時に徒歩で帰宅する人たちのために、コンビニエンスストアやファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどと協定を結んでいます。

これらの店舗では、トイレ、水道水を利用できるほか、道路交通情報などを可能な範囲で提供していただけます。

協定に賛同した店舗を「災害時帰宅支援ステーション」又は「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」と呼び、専用のステッカーを店舗の入口など、利用者の見やすい位置に掲示しています。

九都県市首脳会議 防災・危機管理対策委員会 帰宅困難者対策

<http://www.9tokenshi-bousai.jp/comehome/comehome.html>



○ 主な支援内容

- 1.水道水およびトイレの提供
- 2.地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報の提供
- 3.一時的な休憩の場の提供



コンビニエンスストアなど

災害時帰宅支援ステーションステッカー



ガソリンスタンド

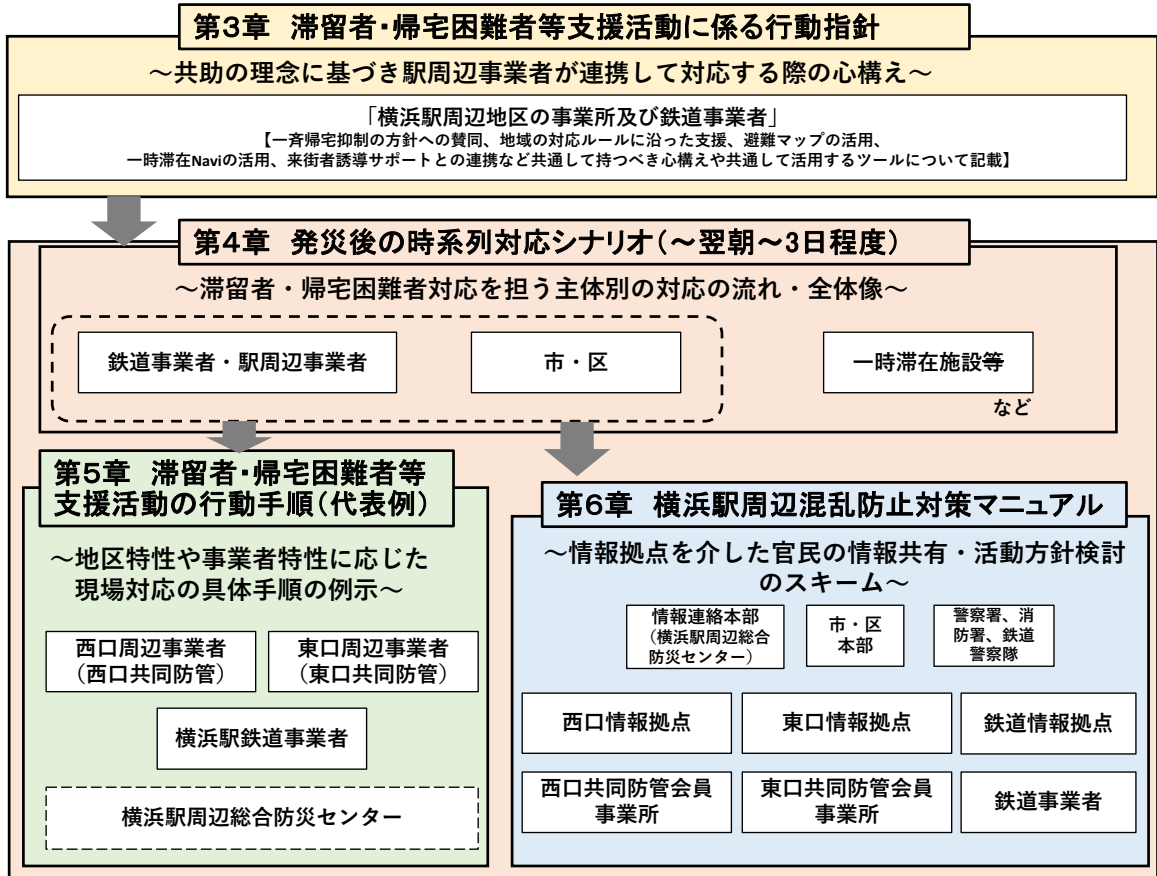
災害時徒歩帰宅支援ス

テーションステッカー

II. 行動手順編：災害対応全般を俯瞰し、連携主体との共通の行動手順を確認するための資料

第3章の行動指針を踏まえ、第4章、第5章、第6章で記載する行動手順に係る関係主体の対応関係は、下図のとおりです。

第4章では、滞留者・帰宅困難者対応を担う主体別（鉄道事業者・駅周辺事業者、市・区、一時滞在施設等）の対応の流れと全体像を、第5章では、地区特性や事業所特性に応じた現場対応（西口周辺事業者、東口周辺事業者、横浜駅鉄道事業者、横浜駅周辺総合防災センター）の具体手順の例示、第6章では、地区内の情報拠点を介した官民の情報共有・活動方針検討のスキーム、情報受伝達の対応手順を示しています。



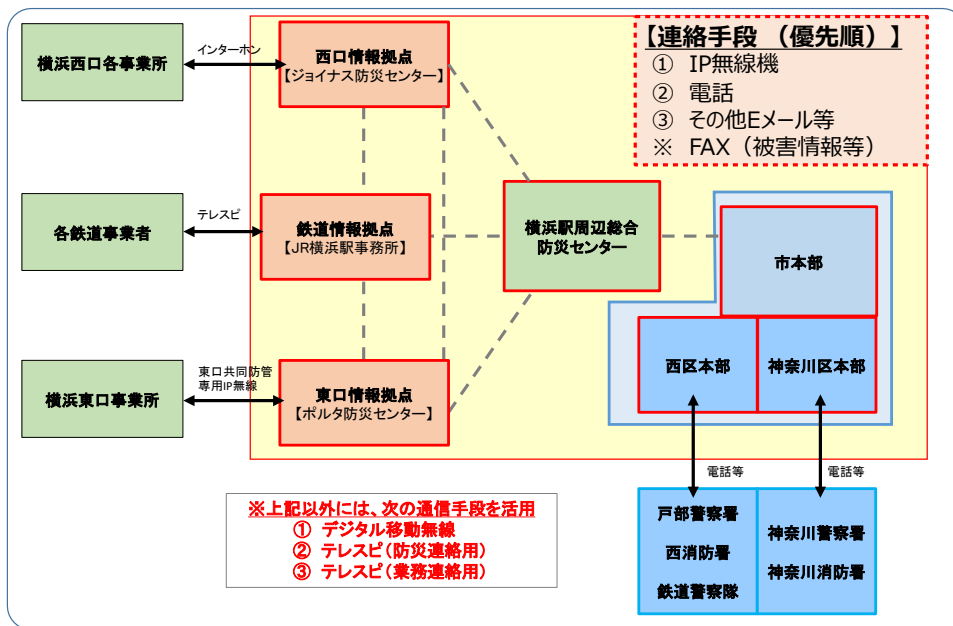
第4章 発災後の時系列対応シナリオ（発災直後～翌朝～翌朝以降）

震災が発生した場合の行政、民間事業者、鉄道事業者の応急活動については、「横浜市防災計画【震災対策編】」に定められており、さらに、横浜駅周辺地区では、より詳細な応急活動について、「横浜駅周辺混乱防止対策マニュアル（第6章）」、「地域の対応ルール」及び「地域の対応ルール【津波版】（第3章）」にも定めています。

本項では、災害時に滞留者・帰宅困難者等の安全を確保するために必要な項目（ソフト関連事項）を行政機関、鉄道事業者・駅周辺事業者、帰宅困難者一時滞在施設管理者ごとに、「横浜市防災計画【震災対策編】」、「横浜駅周辺混乱防止対策マニュアル」、「地域の対応ルール」及び「地域の対応ルール【津波版】」に基づいて、内容を記載しています。発災時には、災害の状況に応じて本項を参考に応急活動を実施します。

1) 情報受伝達の流れ（横浜駅周辺総合防災センター開設時）

横浜駅周辺混乱防止対策マニュアルに記載されている情報受伝達の流れは以下のとおりです。横浜駅周辺総合防災センターと3つの情報拠点を中心に、IP無線機、電話、その他Eメール等を活用し、行政、民間事業者、鉄道事業者間で情報連携を図ります。



2) 滞留者・帰宅困難者等への対応の流れ

地震時・津波時における滞留者・帰宅困難者等への対応の大枠として、以下のとおり「対応フェーズ」を設定します（地震時は3フェーズ、津波時は1フェーズ）。

対応フェーズに応じた「市」、「一時滞在施設等」、「鉄道事業者・駅周辺事業者」の主体別の対応の概要と対応の全体像を横断的に確認可能な対応フローを p. II-4-4 に示します。

<地震時：横浜市の一時的滞在施設の運用を踏まえた3段階の対応フェーズの設定>

対応フェーズ	時間推移（目安）	対応の留意点
フェーズ1： 一斉帰宅抑制の徹底と滞留者の一時避難支援対応	発災から3時間後	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺の混乱防止には、各組織の従業員・利用客等の「一斉帰宅抑制」が不可欠であり、発災直後からむやみに移動を開始しないことの周知を徹底することが重要。 ● 滞留者・帰宅困難者には、統一かつ正確な情報提供に努め、落ち着いて行動するよう随時呼びかけ、事業者等が連携して避難誘導を行う。その際、自らの安全確保を最優先に対応にあたる（危険は冒さない）。 ● 通信輻輳時は、電話・FAX・メール・WEB・SNS・無線機器・TV・ラジオ・館内放送など活用可能な複数の情報受伝達手段を用いて情報収集・情報伝達に努める。
フェーズ2： 帰宅困難者の一時滞在支援と徒歩帰宅者への情報提供支援対応	3時間後から翌朝	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時滞在施設への案内誘導にあたっては、施設の受入れに大きな偏りが生じて大きな混乱が発生しないよう、一時滞在施設の状況に関して市と情報共有の上、移動先を案内する。 ● 一時滞在施設では、徒歩帰宅できない方々に被災状況に応じて事業者の可能な範囲で休憩場所の他に、トイレや水道水等に関する情報の提供を行う（一時滞在施設での滞在は、原則翌朝までとなる）。その際、要配慮者の方（高齢者、障がい者、乳幼児連れ、妊婦、子供、外国人等）への優先的な対応や手助けを行う。 ● 徒歩帰宅者に対しては、被害状況（火災延焼等）や幹線道路の状況、帰宅困難者支援ステーション等の帰宅支援情報を提供し、より安全な徒歩帰宅の判断を促す。
フェーズ3： 公共交通機関の運行再開状況に応じた帰宅支援・滞在延長支援対応	翌朝以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 翌朝以降の一時滞在施設の開設延長情報や公共交通機関の運行再開に関する情報、代替輸送手段に関する情報、災害関連情報を整理し、帰宅に向けた情報提供支援を行う。 ● 開設延長される一時滞在施設への案内誘導にあたっては、なるべく安全な移動ルートを検討し、一度に案内する人数を抑え段階的な移動を促すよう努める。

<津波時：命を守るための避難対応を主軸とした対応フェーズの設定>

対応フェーズ	時間推移（目安）	対応の留意点
<p>フェーズ： 命を守るための迅速・円滑な避難支援対応</p>	<p>発災直後から津波警報等解除まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災時に、津波警報、大津波警報の発表および避難勧告、避難指示が発令された場合には、より早く、より高い場所へ避難する。 ①海拔5 m以上の高台又は②鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難する ※指定した津波避難施設にこだわらない ● 避難誘導にあたっては、上記に加え、できるだけ次の①～⑤を心がけること。 （出典：津波からの避難に関するガイドライン第3版 市危機管理室） ①さらに高いところへ避難できるような場所（例：さらに高い場所へ避難できるような連続した地形や4階、5階・・・と、上層階へ避難できる高い建物）に避難する。 ②建物に避難する場合は、津波による船舶などの漂流物を考慮して、海に面する建物を1列目とすると、1列目よりも2列目、3列目の建物に避難する。 ③地下街や地下室などは、浸水するおそれが高いため、津波警報等や避難勧告・指示の情報を得た場合は、速やかに近くのビルの上階や高台などの安全なところへ避難してください。 ④避難するときは、周囲に声をかける、手を引いて逃げるなど、その場の状況でできる「助け合い」をしましょう。 ⑤車での避難については、避難する車で渋滞が発生し、立ち往生した車が津波に襲われることがあり、また、狭い通路で車が立ち往生した場合は、徒歩で避難している人の妨げになる可能性もあります。一方で、高齢者や身体が不自由な方など、車での避難が必要な方もいます。このような方々がいち早く避難するためにも、車を使わずに避難できる方は車を使用しないよう御協力をお願いします。 ● 津波警報等が解除されるまでは、安全な場所から離れない。



その後状況に応じて、地震時の場合の対応フェーズに移行する。

対応の概要

フェーズ1 発災から3時間後

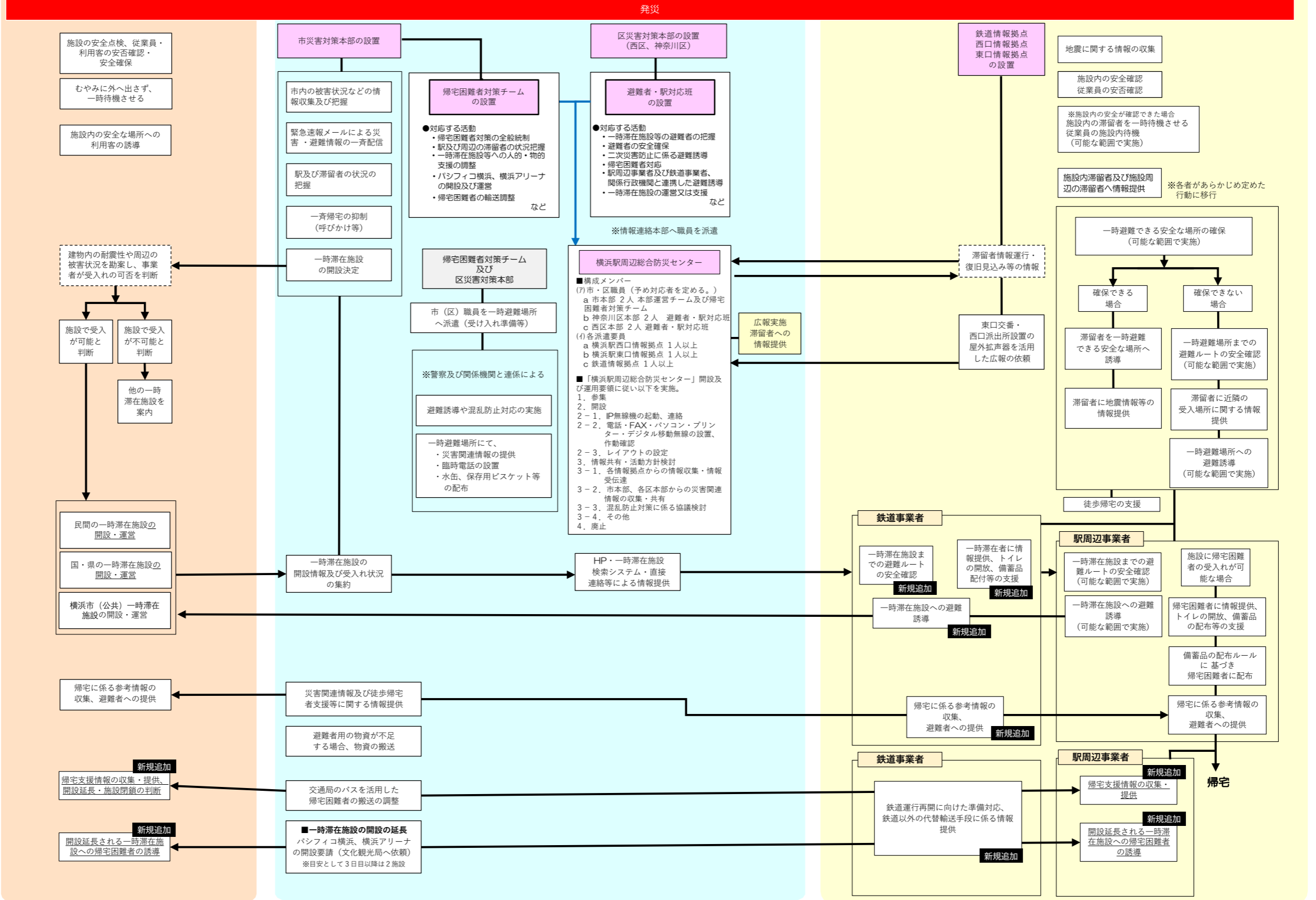
フェーズ2 3時間後から翌朝

フェーズ3 翌朝以降

- ### 一時滞在施設等
- 施設の安全確認、従業員・利用客の安否確認・安全確保を行い、一斉帰宅抑制の徹底を図る。**帰宅困難者の受入れ可否を判断**する。
 - 一時滞在施設として施設を開設し、帰宅困難者を受入れ、**一時滞在スペースの運営を行い、帰宅困難者への情報提供**を行う。
 - 鉄道が長期間運行停止となる場合には、**開設延長される一時滞在施設へ案内誘導**を行い、開設延長の依頼があった場合は、その可否を判断し、**施設運営・閉鎖に向けた対応**を行う。

- ### 横浜市
- 市・区災害対策本部を立ち上げ、帰宅困難者対策チーム、避難者・駅対応班、情報連絡本部（横浜駅周辺総合防災センター内）を設置し、**滞留者・帰宅困難者対応に係る全市的な体制を構築**する。市内の被害状況・滞留者の発生状況等の把握、鉄道事業者・駅周辺事業者・警察、消防等関係行政機関と連携した避難誘導、一時滞在施設への開設依頼、滞留者への情報提供（広報）を随時行う。
 - 一時滞在施設の開設情報及び受入れ状況の情報を集約し、ホームページや一時滞在施設検索システムにて随時広報**し、必要に応じて関係者への直接連絡等により情報提供を行う。また、徒歩帰宅者に対しては、災害関連情報及び徒歩帰宅者支援等に関する情報提供を行う。
 - 公共交通機関の運行再開状況に応じて、一時滞在施設の開設延長や物資が不足する場合の一時滞在施設等への物資の搬送、バス等の代替輸送手段の確保に関する調整を行い、**徒歩帰宅者・帰宅困難者に向けた帰宅支援情報の広報**を継続する。

- ### 鉄道事業者・駅周辺事業者
- 施設の安全確認、従業員・利用客の安否確認・安全確保を行い、**一斉帰宅抑制の徹底**を図るとともに、関係者が連携して各情報拠点を立ち上げ、市との情報連絡体制を構築し、滞留者の避難誘導支援を行う。
 - 市の広報内容等を踏まえ、**一時滞在施設の開設・受入れ情報を収集し、受入れ可能な一時滞在施設等に帰宅困難者を誘導**する。また、徒歩帰宅支援に係る参考情報を収集し、徒歩帰宅者へ情報提供を行う。
 - 確保可能な一時滞在スペースに入れている帰宅困難者に対して、**鉄道の運行状況やバス等の代替輸送手段に係る帰宅支援情報の提供**を行う。鉄道が長期間運行停止となる場合には、帰宅困難者を開設延長される一時滞在施設へ案内誘導を行う。



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
参考資料編

対応の概要

一時滞在施設等

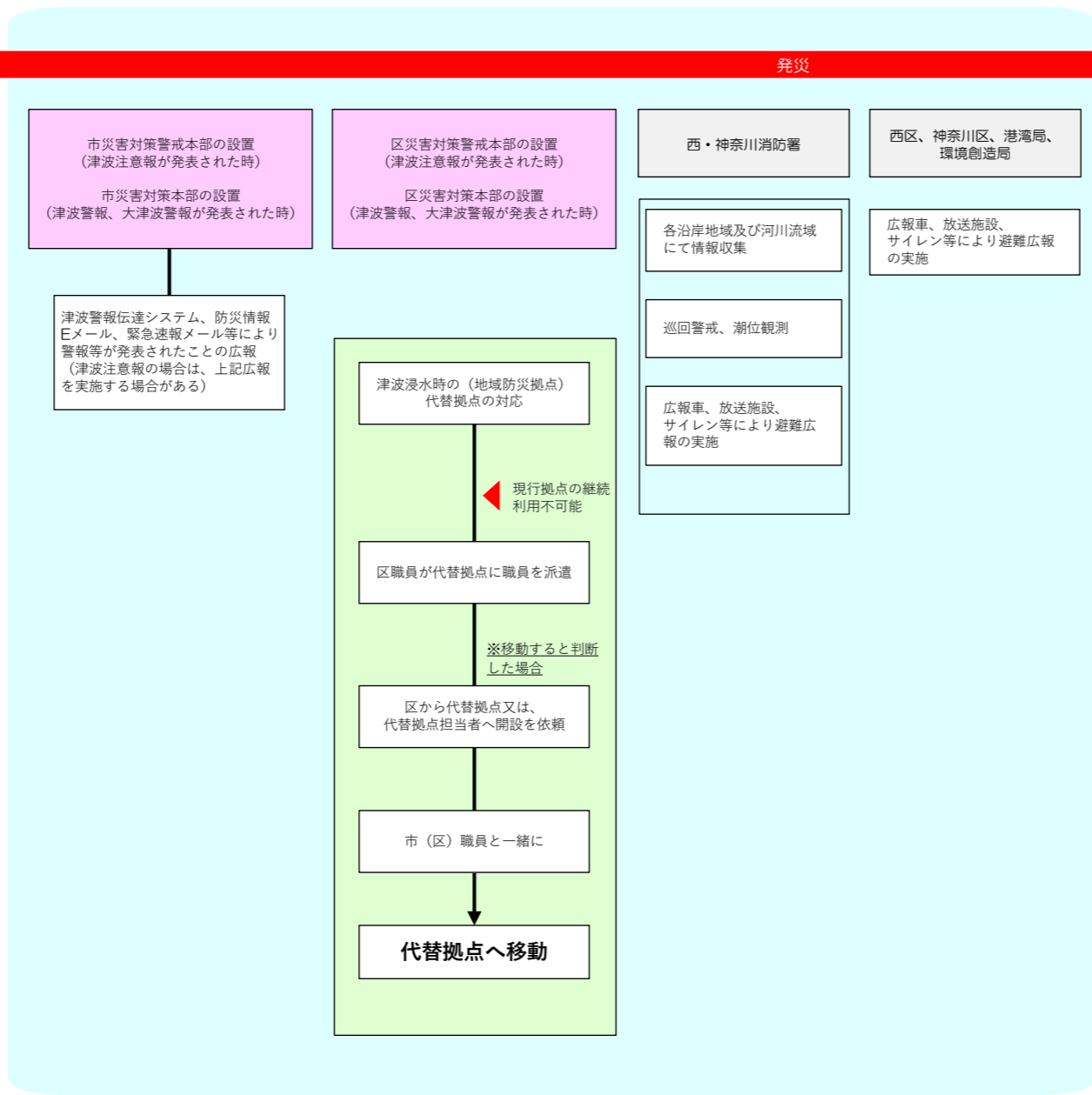
◆ 迅速な津波避難行動を促す。津波から安全な場所を有する一時滞在施設は、来街者等の受け入れを実施する。

来街者等の受け入れの実施
（3階以上の場所へ避難するよう促す又は津波避難施設、もしくは近隣の高い場所へ避難するよう促す）

発災直後から津波警報等解除まで

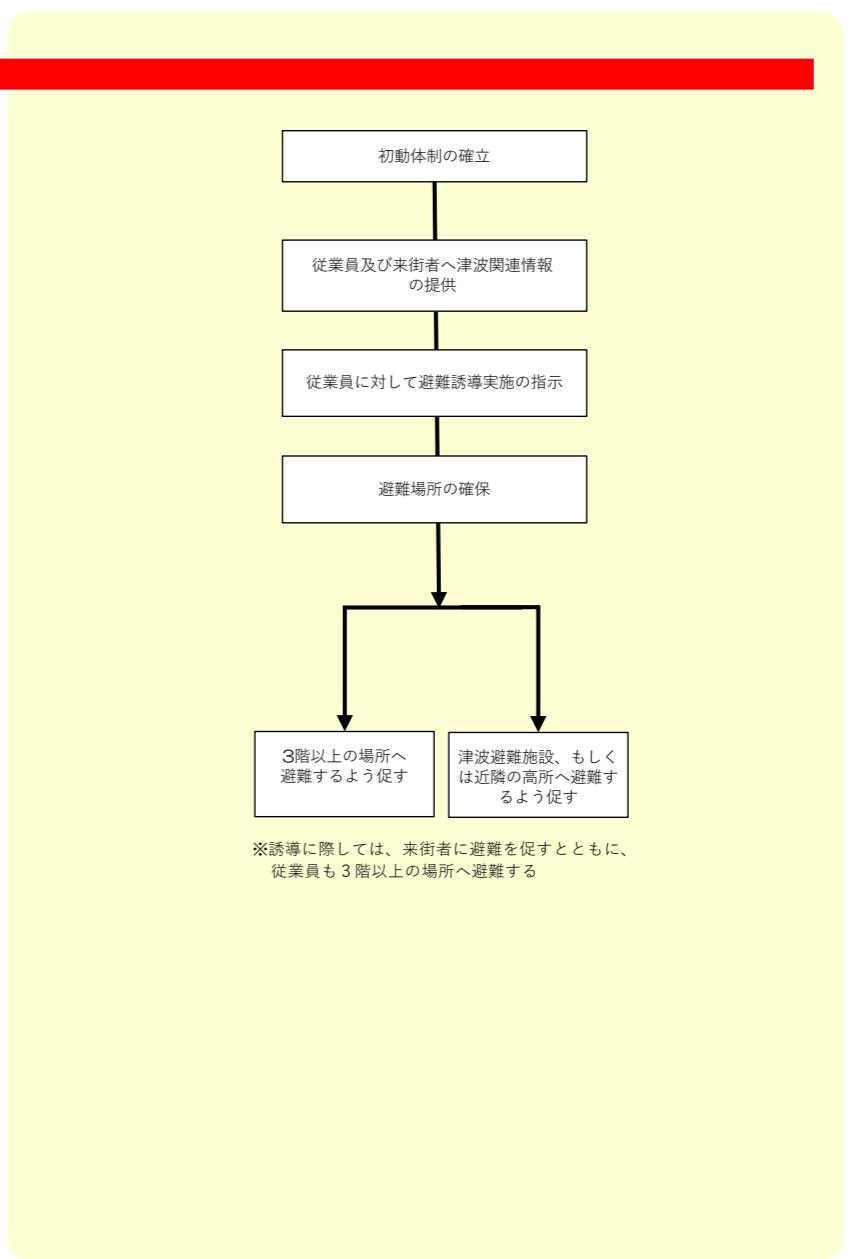
横浜市

◆ 津波警報伝達システム、防災情報Eメール、緊急速報メール等による津波警報等の広報や区・消防署と連携して広報車や放送施設、サイレン等による避難広報を実施し、より早く高い場所への避難を促す。



鉄道事業者・駅周辺事業者

◆ 消防計画等に定めた役割に基づき行動を開始し、テレビ・ラジオなどで収集した災害関連情報や市の広報を確認し、従業員及び来街者へ津波関連情報の提供を円滑に行い、迅速な津波避難行動を促す。



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
参考資料編

第5章 滞留者・帰宅困難者等支援活動の行動手順

第5章の行動手順では、第4章のフロー図を具体化し、事業所類型・地区特性（西口・東口）に応じた滞留者・帰宅困難者等支援活動の行動手順の具体例を記載しています。

本資料は、2020年度に実施した関係事業者へのアンケート・個別ヒアリング結果並びに6章に記載する横浜駅周辺混乱防止対策マニュアルに基づく横浜駅周辺総合防災センター等の対応内容を踏まえ、各事業者等が保有する現行の計画・マニュアル等の内容を対応手順の概要を横断的に確認可能な資料として、見える化したものです。

○本資料作成上の留意点は、以下のとおりです。

- ✓ 鉄道事業者の対応については、横浜駅の鉄道各社（5社：東日本旅客鉄道株式会社横浜駅、相模鉄道株式会社横浜駅、京浜急行電鉄株式会社横浜駅、東急電鉄株式会社、横浜駅高速鉄道本部横浜管区駅駅務管理所）のアンケート回答結果から、共通的な対応内容を事務局が抽出し、概要を反映しました。
- ✓ 西口周辺事業者（西口共同防管）並びに東口周辺事業者（東口共同防管）の対応については、両共同防火防災管理協議会にてご検討いただき、概要を反映しました。また、共同防管の動きとは別に、東西事業所の個別事業所の代表例として、ポルタ・ジョイナスの対応例も併せてご検討いただき、概要を反映しました。
- ✓ 地震直後に横浜駅周辺が津波による浸水のおそれがある状況を前提としてしています。
- ✓ 本状況における初動対応は、「命を守るための避難対応を主軸とした対応」が原則となります。
- ✓ なお、津波時は、命を守るための避難行動が第一優先です。発災時の状況に応じた行動を取ってください。

鉄道事業者・駅周辺事業者の主な対応（第4章より抜粋）

震災

地震に関する情報の収集等

フェーズ1…震災から3時間後
一斉帰宅抑制の徹底と滞留者の一時避難対応

施設内の安全確認、従業員の安全確認等

施設内滞留者及び施設周辺の滞留者への情報提供等

一時避難できる安全な場所の確保等
滞留者を一時避難できる安全な場所へ誘導等

西口周辺事業者（西口共同防管）

■地震に関する情報収集、緊急地震速報や身を守る情報、一斉帰宅抑制の情報発信

- 西口共同防管会員事業所が個別に定める計画等によるほか、西口共同防管としては次のとおり。
- 横浜駅周辺総合防災センターからジョイナス防災センター（西口情報拠点）に提供される情報や、行政・公共交通機関のホームページ、マスコミ報道等から西口情報拠点が得た情報について、会員事業所間の情報受伝達ツールであるインターホンを通じて会員事業所間で情報共有し、会員事業所が必要と判断した情報をそれぞれが設置している館内放送で呼びかける。
- また、会員事業所の一部は、次の区分で高所からの周辺情報を収集し西口情報拠点に報告する。
- 横浜ベイシエラム…駅前一帯及び岡野方面
- 天理ビル…鶴屋町三丁目交差点及び沢渡方面
- 岡田屋モアーズ…鶴屋橋周辺及び鶴屋町二丁目方面
- エキニア…西鶴屋橋周辺

■地震発生直後の体制構築、停電時の最低限の明かりの確保

- 会員事業所が個別に定める人員体制によるほか、西口共同防管事務局員（湘鉄ビルマネジメント社員）は、可能な範囲で横浜駅周辺総合防災センターへ1人、西口情報拠点へ1人が出向する。
- （ジョイナスの対応例）
- 地震災害対策本部を設置し、自衛消防隊統括管理者（現地本部長）の指揮監督のもと本部隊及び地区隊に属する自衛消防隊各班が、担当任務に従い自衛消防活動を実施する。
- 停電時、当初の明かりは蓄電池による非常照明の点灯により確保し、その後は自家発電設備の稼働で給電する（公共通路を含む）。併せて、自衛消防隊の保有する照明器具も活用する。

■施設の安全点検、負傷者への対応

- 会員事業所が個別に定める計画等による。
- （ジョイナスの対応例）
- 総合情報操作盤、館内映像モニター等から広く情報収集するとともに、本部隊通報連絡班及び地区隊長から被害状況を確認する。負傷者の対応は、本部隊設備・救出救護班及び地区隊救出救護班が実施する。

■滞留者への災害関連情報や鉄道の運行情報の提供

- 横浜駅周辺総合防災センターや鉄道情報拠点から西口情報拠点に提供される情報を中心に、インターホンを通じて会員事業所間で情報共有し、会員事業所が必要と判断した情報をそれぞれが設置している館内放送で情報提供する。
- ※その他会員事業所が個別に定める計画等による。
- （ジョイナスの対応例）
- 西口情報拠点に提供された情報やテレビ・ラジオ等から収集した情報を、必要に応じて館内放送で提供する。

■一時避難スペースの確保、一時避難場所への避難誘導

- 各施設内の避難ルートは会員事業所が個別に定める計画等によって行い、施設外ルートの安全性は横浜駅周辺総合防災センター等行政からの情報を中心に得る。
- 避難誘導は、横浜駅周辺総合防災センターからの一時避難場所の受入可否情報等に基づく統一の方針を西口情報拠点で受け、インターホンで会員事業所に伝達し館内放送で実施する。一方、館内放送の最終的な要否は会員事業所の判断に基づく。
- 会員事業所内の一時避難スペースの確保は、各事業所が個別に定める計画による。
- （ジョイナスの対応例）
- 状況に応じて、館内放送や拡声器等で施設外（一時避難場所）への避難を促す。

東口周辺事業者（東口共同防管）

■地震に関する情報収集、緊急地震速報や身を守る情報、一斉帰宅抑制の情報発信

- 地震災害への対応は、東口共同防管会員事業所が個々に定める計画等に基づいて対応する。会員事業所の施設には、高度利用者向け緊急地震速報システムまたは地震発生時の通報連絡体制が整備、運用されている。いずれも地震到達直前に地震情報や身を守る情報などを繰り返し館内放送する。
- 地震発生後の地震に関する情報は、会員事業所毎にTV、ラジオ、インターネット等から収集するが、その他に行政機関、東口情報拠点（市系IP無線）などから入手した周辺の火災、ガス漏洩等の災害発生情報や避難に関する情報、交通情報、地域に係わる情報などをポルタ防災センターあるいは東口共同防管事務局（横浜新都市センター棟内）から会員事業所に共同防管系IP無線で情報提供する。
- （ポルタの対応例）
- 従業員等の一斉帰宅抑制の方針は、弊社地震対策マニュアルに既定済み。

■地震発生直後の体制構築、停電時の最低限の明かりの確保

- 東口共同防管会員事業所の地震発生後の体制構築及び停電時の対応は、会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。
- 各事業所の被害情報などは、ポルタ防災センターが集計し、東口共同防管事務局に報告する。
- （ポルタの対応例）
- ポルタ防災センター警備員、ポルタテナント従業員、横浜駅東口地下駐車場要員及び横浜新都市センター本社から駆け付ける社員で自衛消防隊を編成し対応する。停電時は、自家発電設備を稼働させ消防設備、建築防火設備等に対し給電する。ただし、避難が完了した場合など、状況に応じて稼働を停止する場合がある。

■施設の安全点検、負傷者への対応

- 東口共同防管会員事業所の施設の安全点検、負傷者への対応は、会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。
- （ポルタの対応例）
- 安全点検は、自衛消防隊の本部隊が実施し、負傷者の対応は、自衛消防隊の応急救護班が初期対応を実施する。

■滞留者への災害関連情報や鉄道の運行情報の提供

- 東口共同防管会員事業所の対応は、会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。
- 東口共同防管事務局あるいはポルタ防災センターが入手した災害関連情報や鉄道の運行情報は会員事業所に情報提供する。
- （ポルタの対応例）
- 市役所や区役所などから入手した情報を必要に応じて街内へ一斉放送することを計画。

■一時避難スペースの確保、一時避難場所への避難誘導

- 会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。
- 横浜駅周辺総合防災センターから入手した滞留者一時避難場所に関する情報は、東口共同防管内で情報共有する。
- （ポルタの対応例）
- 状況に応じて、街内放送で施設外への避難誘導を促す。

横浜駅鉄道事業者

■地震に関する情報収集、緊急地震速報や身を守る情報、一斉帰宅抑制の情報発信

- 各鉄道事業者は、地震通報システムや運輸司令等からの情報連絡、各種報道、ビル防災センター、現場の自衛消防組織等からの地震に関する情報等を収集・確認する。
- お客様等に対して、駅構内放送や掲示（デジタルサイネージ・改札ホーム設置のモニター等）、口頭にて、収集した地震に関する情報やNHK災害報道などの情報提供を行い、状況によりむやみに移動せず安全な場所で身の安全を確保するよう呼びかける。

■地震発生直後の体制構築、停電時の最低限の明かりの確保

- 地震の状況に応じて、各社の体制基準に則り、災害対策本部を設置し、駅職員を中心とした自衛消防隊を組織し、指揮・初期消火・通報連絡・避難誘導・安全防護・応急救護等の各班体制で（もしくは駅助役、駅務員を中心とした体制で）、各改札や出札、ホーム、通路等の安全確認及び負傷者救護、誘導等の初期対応に当たる。
- 駅間の線路上に車両が停止してしまった場合には、乗客の避難誘導を迅速に行う。
- 停電時は、駅構内の照明が非常用発電機に切り替わり、非常灯・誘導灯により数時間程度明かりを確保できる場所もあるが、非常用電源が確保できない場合等は、備蓄しているランタンや発電機などを用いて最低限の照明や情報用電源を確保する。

■施設の安全点検、負傷者への対応

- 自衛消防組織の体制の下、予め定めた点検ルート・担当エリアにおいて、構内施設の安全点検（EV閉じ込めの有無、負傷者の有無、火災発生状況等）を巡回・目視で行う。防犯カメラ等の映像も活用する。
- 施設点検により危険のある場合は立入禁止措置をとる。また、構内店舗からの報告を受け、必要な措置をとる。
- 自衛消防組織の体制の下、情報を共有し、けが人の有無を把握するとともに救急車の手配などを行う。けが人が発生した場合には、必要に応じて、各改札口付近や駅通路など、より安全な場所に集約し救護活動（応急手当）を行う。

■滞留者への災害関連情報や鉄道の運行情報の提供

- 複数の情報提供手段により、鉄道の運行情報について、滞留者へ最新情報の提供を行う（駅構内放送設備、改札機付近やホーム設置のデジタルサイネージ、災害情報発信用モニター、ホワイトボード、改札付近の急告板、ハンドマイク、鉄道各社ホームページ、アプリ等）。
- 鉄道情報拠点等を活用し、各鉄道の運行情報の把握と今後の見通しに関する情報共有を行う。各社対策本部では、時系列の発生事象・対応事項の整理記録を行う。

■一時避難スペースの確保、一時避難場所への避難誘導

- 構内の安全確認を実施した上で、各社管理スペースのうちお客様等が一時待機可能な場所を確保する（改札外コンコースなど）。必要に応じてブルーシート等を使用する。
- 駅構内施設の被害状況を鑑み、安全を確保できないと判断した場合、もしくは駅構内の収容能力を超えた場合は、駅構内放送や案内板・拡声器・ハンドマイク等により一時避難先を案内する。
- 案内に当たり、鉄道拠点経由等で一時避難場所の状況や安全なルートの確認を行う。
- 徒歩帰宅希望者から要望があった際は、帰宅支援情報を提供する（沿線地図のコピー等の配布など）。

横浜駅周辺総合防災センター

- 市本部は、JR横浜タワー防災センター（2階）に電話連絡する

→「〇〇により横浜駅周辺総合防災センターを設置します。」※〇〇は設置の理由（例：市内に震度5強の地震が発生）

- 「横浜駅周辺総合防災センター」開錠（JR横浜タワー防災センター職員（2階））

参考：各フェーズの現状課題・連携課題等

- 各鉄道会社間の情報共有と連携した行動
- 市からの情報による救護、安全箇所の共有
- 駅への殺到を避けるための周辺事業所等による一斉帰宅抑制の周知・徹底
- 一斉帰宅抑制の呼びかけに対する個人レベルでのご理解・ご協力（職場や学校など身を寄せられる場所がある従業員や学生の方には自組織に戻っていただくよう案内するため）

- 人員確保のための会社間を越えた応援体制

- 救援グッズの共有化と情報ツールの共有化

- 負傷者の搬送ルートおよび緊急車両等の駅までのルート確保（道路に車・人が溢れ、駅に近づけない可能性がある）

- 負傷者のトリアージ対応等を円滑に実施するための応急救護場所の集約（2か所程度）

- 滞留者への情報提供に関する各本部による情報の共有化

- 横浜駅周辺全体を俯瞰して行政が判断する情報受伝達体制の充実・強化

鉄道事業者・駅周辺事業者の主な対応（第4章より抜粋）

西口周辺事業者（西口共同防管）

東口周辺事業者（東口共同防管）

横浜駅鉄道事業者

横浜駅周辺総合防災センター

各フェーズの現状課題・連携課題等

一時滞留在者に情報提供、トイレの開放、備蓄品配布等の支援等

フェーズ2…3時間後から翌朝

一時滞留在施設への避難誘導等

帰宅に係る参考情報の収集、避難者への提供等

■一時滞留在施設の開設情報の収集・整理・情報提供

横浜駅周辺総合防災センターから西口情報拠点に提供される情報を中心に、インターホンを通じて会員事業所間で情報共有し、会員事業所が必要と判断した情報をそれぞれが設置している館内放送で情報提供する。

※その他会員事業所が個別に定める計画等による。

(ジョイナスの対応例)

西口情報拠点に提供された情報等を、必要に応じて館内放送で提供する。

■帰宅困難者への備蓄物資等の提供

会員事業所が個別に定める計画等による。

(ジョイナスの対応例)

状況に応じて従業員及び顧客等へ救護物資を支給するが、数量に限りがある。

■要配慮者への対応

会員事業所が個別に定める計画等による。

(ジョイナスの対応例)

必要により可能な範囲で配慮する。

■帰宅に向けた情報収集・整理・情報提供

横浜駅周辺総合防災センターや鉄道情報拠点から西口情報拠点に提供される情報に基づき、インターホンを通じて会員事業所間で情報共有し、会員事業所が必要と判断した情報をそれぞれが設置している館内放送で情報提供する。

※その他会員事業所が個別に定める計画等による。

(ジョイナスの対応例)

西口情報拠点に提供された情報のほか、鉄道等交通機関の運行状況及び地震被害状況の把握に努め、館内放送等を活用して在館者に情報を伝達する。

■一時滞留在施設の開設情報の収集・整理・情報提供

会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。

横浜駅周辺総合防災センターから入手した一時滞留在施設に関する情報は、東口共同防管内で情報共有する。

(ポルタの対応例)

市又は区から正確な開設情報が提供された場合、街内に放送する。

■帰宅困難者への備蓄物資等の提供

会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。

(ポルタの対応例)

従業員用の備蓄物資等を割合して提供することを考慮するが、量は少なく十分ではない。また公共通路は往來が激しく、かえって人で混乱し危険となるので、配布場所に注意を要することになる。

■要配慮者への対応

会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。

(ポルタの対応例)

公共通路に滞在了場合に配慮する。

■帰宅に向けた情報収集・整理・情報提供

会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。

横浜駅周辺総合防災センターから入手した情報は、東口共同防管内で情報共有する。

(ポルタの対応例)

市又は区から情報提供があった場合、街内に放送する。

■一時滞留在施設の開設情報の収集・整理・情報提供

市のHP(一時滞留在NAVI)をWEBで確認、または鉄道情報拠点等経由で一時滞留在施設の開設に関する公開情報を収集する。

駅構内放送、掲示板、ホワイトボード等にて、収集した一時滞留在施設の開設に関する情報をお客様等に情報提供を行う。

■帰宅困難者への備蓄物資等の提供

各鉄道事業者が個別に備蓄・保管するお客様用備蓄(水、ブランケット、ビスケット、簡易トイレ等)を備蓄倉庫から搬出し、各社の判断で帰宅困難者に配布する。

数に限りがあるため、帰宅が困難な方に対する提供を基本とし、災害対応自販機の活用も検討する。

■要配慮者への対応

可能な範囲で身体の不自由な方や妊婦等が休める専用の場所を確保し、優先的に案内する(例:ロールマットを敷き、トイレの一般開放、授乳やおむつ替えできるスペースの提供、エリアを制限して改札内に専用スペースを設けるなど)。なお、一時滞留在施設が開設していれば、最寄りの施設を案内する。

外国人に対しては、翻訳機や翻訳アプリ等を活用して多言語の情報提供を行う。

■帰宅に向けた情報収集・整理・情報提供

複数の情報提供手段により、鉄道情報拠点等から得た鉄道の運行再開見込み情報や主要幹線道路の情報について、帰宅困難者へ最新情報の提供を行う。(駅構内放送設備、改札機付近やホーム設置のデジタルサイネージ、災害情報発信用モニター、ホワイトボード、改札付近の急告板、ハンドマイク、鉄道各社ホームページ、アプリ等)

一時滞留在施設開設後、JR横浜タワー防災センターに、大型ビジョンのコンテンツ切り替えを依頼する。

各情報拠点からの情報収集・情報受達

情報連絡本部(市本部、区本部要員)は、派遣要員に対して様式等による各情報拠点の滞留者情報等のとりまとめを依頼する。

情報連絡本部(市本部、区本部要員)及び派遣要員は、各情報拠点からの滞留者情報等を「様式1」「様式1-2」にとりまとめ、市本部、各区本部にFAX送付する。

市本部、各区本部からの災害関連情報の収集・共有

情報連絡本部(市本部、区本部要員)は、市本部、各区本部から収集した災害関連情報(一時滞留在施設に関すること、その他必要な情報)を派遣要員に共有する。

混乱防止対策に係る協議検討、情報拠点への伝達

情報連絡本部(市本部、区本部要員)及び派遣要員は、以下項目に係る協議検討を行い、協議結果を各情報拠点に伝達する。

【主な項目】

- 滞留者の誘導
- 混乱防止対策
- その他
- 市が設置した屋外拡声器による広報内容等を共有する。

早急的、臨機応変な対応による施設開放

一時滞留在施設の受け入れ可能人数・利用者数の適時情報共有

会員事業所で帰宅困難者を臨時的に受け入れざるを得なかった場合の対応

鉄道事業者間で連絡を取り合い、備蓄食を配布する協力体制

滞留者スペースの早期開放やトイレ等の共同利用体制

市の情報ツールの強化

効率的な帰宅ルートの情報提供方法(方面別の帰宅支援情報の発信等)

帰宅支援情報の収集・提供、鉄道運行再開に向けた準備対応等

フェーズ3…翌朝以降

開設延長される一時滞留在施設への帰宅困難者の誘導、鉄道以外の代替輸送手段に係る情報提供等

公共交通機関の運行再開状況に応じた帰宅支援・滞在延長支援対応

■一時滞留在施設の開設延長情報の収集・整理・情報提供

西口情報拠点に提供される情報に基づき、インターホンを通じて会員事業所間で情報共有し、会員事業所が必要と判断した情報をそれぞれが設置している館内放送で情報提供する。

※その他会員事業所が個別に定める計画等による。

(ジョイナスの対応例)

西口情報拠点に提供された情報等を、必要に応じて館内放送で提供する。

■開設延長された一時滞留在施設への案内誘導

西口情報拠点に提供される情報に基づき、インターホンを通じて会員事業所間で情報共有し、会員事業所が必要と判断した情報をそれぞれが設置している館内放送で情報提供する。

※その他会員事業所が個別に定める計画等による。

(ジョイナスの対応例)

西口情報拠点に提供された情報等を、必要に応じて館内放送で提供する。

■一時滞留在施設の開設延長情報の収集・整理・情報提供

会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。

(ポルタの対応例)

市又は区から情報提供があった場合、街内に放送する。

■開設延長された一時滞留在施設への案内誘導

会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。

(ポルタの対応例)

市又は区から情報提供があった場合、街内に放送する。

■鉄道運行再開に向けての体制構築

各鉄道事業者は、施設及び軌道内の安全確認結果、沿線施設等の被害状況、広域被害関連情報、関係する鉄道事業者の運行状況・調整状況などを踏まえ、鉄道運行再開に関する協議を行い、対策本部・運輸司令等の指示により運行再開に向けた準備を行う。

運行再開後も十分な輸送力を直ぐに確保できないときは、改札規制により混乱防止を図る場合もある。

■鉄道運行再開に向けた情報提供

各鉄道事業者は、鉄道運行再開に係る協議結果を踏まえ、複数の情報提供手段(現場での案内、メディアを通じた情報発信)により、各鉄道事業者との運行情報と併せて利用者へ鉄道復旧見込み時期などの情報発信・広報を行う(駅構内放送設備、改札機付近やホーム設置のデジタルサイネージ、災害情報発信用モニター、ホワイトボード、改札付近の急告板、ハンドマイク、鉄道各社ホームページ、アプリ、SNS等)

横浜駅周辺総合防災センターは、「市本部長(市長)が廃止(休止)を決定したとき」に廃止する。

廃止(休止)する場合、各区本部及び各情報拠点に連絡する。

※ 休止の判断は、滞留者等が抑制され、駅周辺の混乱が一時的に緩和されたときとします。

各鉄道会社の現況の情報把握と市等からの情報発信の強化

各鉄道会社間での情報共有の強化

鉄道運行再開時における横浜駅各通路への帰宅者の集中・混乱発生の危険性

横浜駅周辺の道路混雑状況等の早期の情報共有

鉄道事業者・駅周辺事業者の主な対応（第4章より抜粋）

発災

初動体制の確立、避難行動の開始等

従業員及び来街者への津波関連情報の提供等

従業員に対して避難誘導実施の指示等

発災直後から津波警報解除まで

避難場所の確保等

西口周辺事業者（西口共同防管）

東口周辺事業者（東口共同防管）

横浜駅鉄道事業者

基本的な考え方：津波時は、命を守るための避難行動が第一優先です。発災時の状況に応じた行動を取ってください。

■津波時の組織内の体制構築
 > 地震時と同様に、会員事業所間の情報受伝達体制を構築する。
 > ただし、浸水危険がある場合、西口情報拠点はジョイナス防災センターから横浜営業所（ジョイナス3階）へ移設する。
 （ジョイナスの対応例）
 > 地震発生時と同様の体制を構築するとともに、津波の到達危険が切迫している場合は至近の高台である一時避難場所（沢渡中央公園）方面へ避難誘導する。

■津波時の組織内の体制構築
 > 会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。
 > 共同防管事務局は高い場所に移設し機能を保てるように努めるが、地上階が存在しない地下街ポルタは全員避難し原則として閉鎖となる予定。
 （ポルタの対応例）
 > 津波警報等の発表により、自衛消防隊が施設利用者を神奈川区の高台地域へ避難誘導する。

■津波時の組織内の体制構築
 > 気象庁による津波注意報、津波警報、大津波警報の発表、市による避難勧告・避難指示の発令に伴い、各社の基準に従い、お客様等の避難誘導体制を構築する（各社で避難誘導体制構築のトリガーが異なることに留意が必要）。
 > 津波警報発表や避難勧告発令など、駅周辺の津波浸水も想定される切迫した状況下では、現場対応を行う職員も含め一斉避難できる体制を執る。
 > 津波警戒区間に停止している列車乗客の避難が必要な場合には、避難誘導人員を配置し、迅速な避難誘導を行う。

■従業員・来街者への津波関連情報の提供
 > 横浜駅周辺総合防災センターから西口情報拠点到提供される情報を中心に、インターホンを通じて会員事業所間で情報共有し、会員事業所が必要と判断した情報をそれぞれが設置している館内放送で情報提供する。 ※その他会員事業所が個別に定める計画等による
 （ジョイナスの対応例）
 > 西口情報拠点到提供された情報等を、館内放送で提供する。
 > 到達時間が早く一時避難場所方面への避難が間に合わない場合や避難経路に危険箇所がある場合は、ジョイナス上階の駐車場へ避難する。

■従業員・来街者への津波関連情報の提供
 > 会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。
 （ポルタの対応例）
 > 津波による浸水のおそれがあるので津波到達予想時刻や集団避難に関する情報を非常放送、自衛消防隊の呼びかけで行い、津波到達予想時刻30分前までに高台地域への避難を目指す。
 > 津波到達予想時刻30分未満となった場合は、津波到達予想時刻や付近の高い場所への自主避難を自動放送で繰り返し呼びかける。

■従業員・来街者への津波関連情報の提供
 > 津波からの避難が必要な状況下では、より高い所に避難するよう、一斉に多言語を含めた駅構内放送および直接の声掛けを行なう。駅構内放送を繰り返し流し、デジタルサイネージ、掲示などでも緊急的な案内を表示する。

■避難誘導を担当する従業員への指示
 > 会員事業所が個別に定める計画等による。
 （ジョイナスの対応例）
 > 地区隊避難誘導班の構成員、現場活動に当たる本部隊避難誘導班の構成員及び自衛消防隊に編成されていないテナント従業員は、地区隊長の指揮下で活動する。

■避難誘導を担当する従業員への指示
 > 会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。
 （ポルタの対応例）
 > 自衛消防隊員であるテナントの従業員には、津波災害時の集団避難要領を配布しており、津波発生時は、当該地区の地区隊長等が指示を行う。

■避難誘導を担当する従業員への指示
 > 連絡通路、ホーム階段などの場所への避難誘導係の配置の指示
 > 避難誘導の実施・残留者確認の指示（先頭に立ち、拡声器等を用いて、大きな声で地上の堅牢な建物の上層階へ避難を呼びかけ）
 > 従業員自らの命を守るため、津波到達予想時刻や避難勧告等発令後一定時間経過後（例：発令後10分後）をトリガーとして、誘導対応を切り上げ駅構内から撤退し、津波から安全な高台の場所に集合するよう指示

■管理施設内の避難場所の選定・確保
 > 会員事業所が個別に定める計画等による。
 > なお、孤立性の高い建物垂直避難については、大津波襲来等で極めて時間的に切迫した最悪の危機事態を回避する手段として、他に選択肢がない場合は施設安全確認中であることを条件に限定的に実施する。
 （ジョイナスの対応例）
 > 到達時間が早く一時避難場所方面への避難が間に合わない場合や避難経路に危険箇所がある場合は、ジョイナス上階の駐車場へ避難する。

■管理施設内の避難場所の選定・確保
 > 会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。
 （ポルタの対応例）
 > マニュアル等に基づいて行動するが、津波到達予想時刻によっては、自主避難を呼びかける。

■管理施設内の避難場所の選定・確保
 > 駅構内スペースでお客様を保護するより、まず第一に最寄りの津波避難施設やより安全な高台への案内・誘導を優先する。
 > 最寄りの避難先まで避難時間が確保できない場合など切迫性が高い状況下では、構内のより高い場所（例：海拔5m以上）への誘導の判断も想定される。

■津波避難者への支援（孤立時）
 > 会員事業所が個別に定める計画等による。
 （ジョイナスの対応例）
 > 必要により可能な範囲で配慮する。

■津波避難者への支援（孤立時）
 > 会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。
 （ポルタの対応例）
 > 大規模な津波が発生した場合、施設は完全に水没することが想定されるため、施設内は全員退避して無人となる。

■津波避難者への支援（孤立時）
 > 各鉄道事業者では、津波警報以上で、従業員も含め直ちに避難行動に移る計画としている場合が多く、津波避難者を駅構内に残さない方針が原則。
 > 仮に駅構内スペースで受け入れた場合には、可能な範囲で、水、備蓄食等を搬出し配布する。

■津波警報解除後に優先する対応
 > 会員事業所が個別に定める計画等による。
 （ジョイナスの対応例）
 > 施設利用者、従業員等の安全確認、被害状況の把握など

■津波警報解除後に優先する対応
 > 会員事業所が個々に定める計画・マニュアル等による。
 > ポルタ及び周辺の防火対象物の被害状況の把握など
 （ポルタの対応例）
 > 避難先において、施設利用者、従業員等の安全確認
 > 従業員等の安否情報収集 など

■津波警報解除後に優先する対応
 > 各鉄道事業者は、津波警報等解除後、職員の安否確認・活動体制の検討と並行して、運転再開に向けた準備（駅構内の施設点検、駅周辺状況の確認、各社対策本部等への被害状況の報告、列車運行の安全対策と構内の安全策の実施）を行う。

その後状況に応じて、地震時の場合の対応フェーズ1～3に移行する。

各フェーズの現状課題・連携課題等

- > 迅速な情報の共有
- > 水平避難及び垂直避難の判断のタイミングとスムーズな案内内容の切り替え
- > 避難通路（道路）の情報の共有
- > 状況に応じた避難先の案内方法
- > 発災後の状況や時期等を勘案した他施設への移動や情報提供
- > 災害対策本部とのホットラインの確保（駅事務所が一時的に無人になるため）
- > 公共機関の運行状況の情報共有

第6章 横浜駅周辺混乱防止対策マニュアル

本項では、横浜駅周辺総合防災センター及び地区内の情報拠点を介した官民の情報共有・活動方針検討のスキーム、情報受伝達の対応手順を示す資料として、「横浜駅周辺混乱防止対策マニュアル」の内容を記載しています。

本マニュアルは、横浜駅周辺事業所及び鉄道事業者の情報受伝達の対応手順を定め運用してきた「情報受伝達マニュアル（平成 14 年 4 月 1 日策定、平成 30 年 3 月 1 3 日 最終改正）」について、横浜駅周辺総合防災センターの運用開始（令和 2 年 6 月 24 日）に合わせて、令和元年度に「横浜駅周辺総合防災センター開設及び運営要領」を含めた総合的なマニュアルとして改正を行いました。

その後、令和 2 年度に実施した横浜駅周辺震災想定訓練の結果を踏まえ、関係者の基本的な事務分担や役割の具体化、情報受伝達様式やホワイトボードの運用・情報管理方法の見直し、それに対応した横浜駅周辺総合防災センター内のレイアウトの変更などを行い、令和 3 年 3 月に改正を行いました。

<横浜駅周辺総合防災センターを核とした組織体制>



第 1 章
第 2 章 I
第 3 章 I
第 4 章 II
第 5 章 II
第 6 章 II
参考資料編 III

III. 參考資料

< 参考資料編 構成 >

1. 駅混乱防止対策会議設置要綱
2. 横浜駅（地下5階～地上2階）の各鉄道事業者の改札出入口付近の状況について
3. 事業所等の滞留者・帰宅困難者対策に資する参考資料一覧

3-1	横浜駅周辺防災情報 HP（横浜市）	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/toshin/excite22/shokai/bousai.html	
3-2	横浜市防災情報 HP（横浜市）	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/information.html	
3-3	横浜市地域防災計画「震災対策編」 第3部：応急対策 第10章 帰宅困難者対策	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosaikeikaku/shishin/keikaku/shinsai.files/0015_20200403.pdf	
3-4	津波からの避難に関するガイドライン「第3版」 平成25年3月（横浜市）	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/tsunami/tsunami.files/0001_20180912.pdf	
3-5	企業等向け 帰宅困難者対策チェックシート（神奈川県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会）	http://www.pref.kanagawa.jp/documents/38837/190329_a4.pdf	
3-6	大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府）	http://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/pdf/kitakukonnan_guideline.pdf	
3-7	大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策の取組事例集（内閣府）	http://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/pdf/kitakukonnan_jirei.pdf	

4. エキサイトよこはま22まちづくりガイドライン防災・防犯分野
5. 東西共同防管・鉄道事業者等の滞留者・帰宅困難者対策の取組
 - 5-1. 横浜駅西口共同防火防災管理協議会の取組
6. 都市再生安全確保計画の運用等
7. 都市再生安全確保計画改定の経緯
8. 関係法令
9. 横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会規約
10. 横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画作成部会会則

1. 駅混乱防止対策会議設置要綱

横浜駅周辺混乱防止対策会議設置要綱

制 定 平成 22 年 1 月 19 日

最近改正 平成 25 年 3 月 29 日

(目的及び設置)

第 1 条 災害時において、横浜駅周辺事業者、鉄道事業者、地元自治会及び横浜市を始め関係行政機関等が連携・協力し、横浜駅周辺における混乱防止や安全の確保を目的として、横浜駅周辺混乱防止対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 対策会議は、横浜駅周辺における混乱防止や安全の確保に関し、次の各号に掲げる事項について、討議・検討する。

- (1) 行政と民間の連携・協力に関する事項
- (2) 関係機関・団体等相互における情報共有に関する事項
- (3) 横浜駅周辺地区混乱防止対策訓練に関する事項
- (4) エキサイトよこはま 22（横浜駅周辺大改造計画）の取組に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、横浜市総務局危機管理室危機管理部長をもって充てる。

3 副議長は、横浜市総務局危機管理室危機管理部危機管理課長又は議長が指名する者をもって充てる。

4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから議長が選任する。

- (1) 横浜駅周辺事業者
- (2) 関係鉄道事業者
- (3) 地元自治会
- (4) 関係行政機関
- (5) 横浜市関係部署
- (6) 前各号に掲げる者のほか、議長が必要と認める者

(議長等の任務)

第 4 条 議長は、対策会議の事務を掌理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき、又は議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 対策会議は、議長が必要と認めたときに開催する。

(部会)

第6条 対策会議に部会を置くことができる。

- 2 部会には部会長を置き、議長が指定する者をもって充てる。
- 3 部会は、部会長が指定する委員のほか、部会長が必要と認める者をもって組織する。

(関係者の出席等)

第7条 議長及び部会長は、必要があると認められるときは、対策会議及び部会に学識経験を有する者又は防災関係機関等の職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 対策会議の庶務は、横浜市総務局危機管理室危機管理部危機管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長が定める。

附則

この要綱は、平成22年1月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則

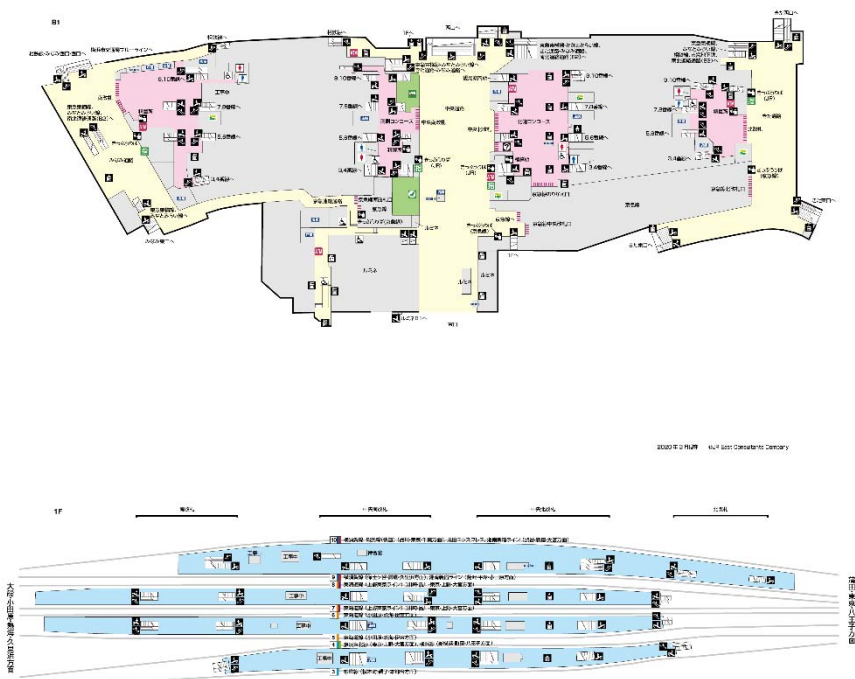
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2. 横浜駅（地下5階～地上2階）の各鉄道事業者の改札出入口付近の状況について

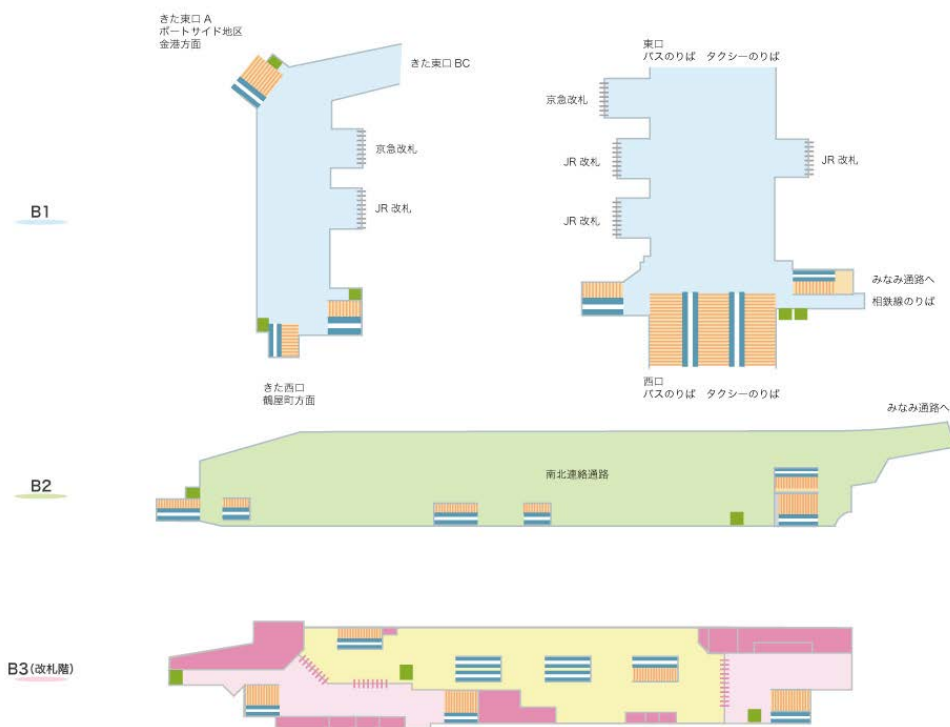
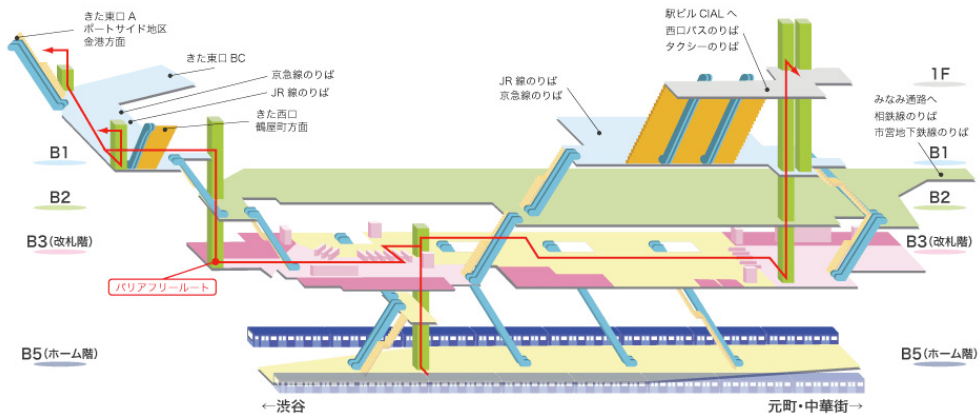
鉄道会社	URL	QRコード
JR 東日本	https://www.jreast.co.jp/estation/stations/1638.html	
横浜高速鉄道 (みなとみらい線)	https://www.mm21railway.co.jp/station/yokohama/stationmap.html	
東急電鉄	https://www.tokyu.co.jp/railway/station/info/Pid=21.html	
相鉄	https://www.sotetsu.co.jp/train/stations/yokohama/	
京浜電鉄	https://www.keikyu.co.jp/ride/kakueki/KK37.html	
横浜市交通局 (市営地下鉄)	http://navi.hamabus.city.yokohama.lg.jp/koutuu/pc/detail/Station?id=00000838	

■JR 東日本（2020年6月8日閲覧時点）

2020年3月時点



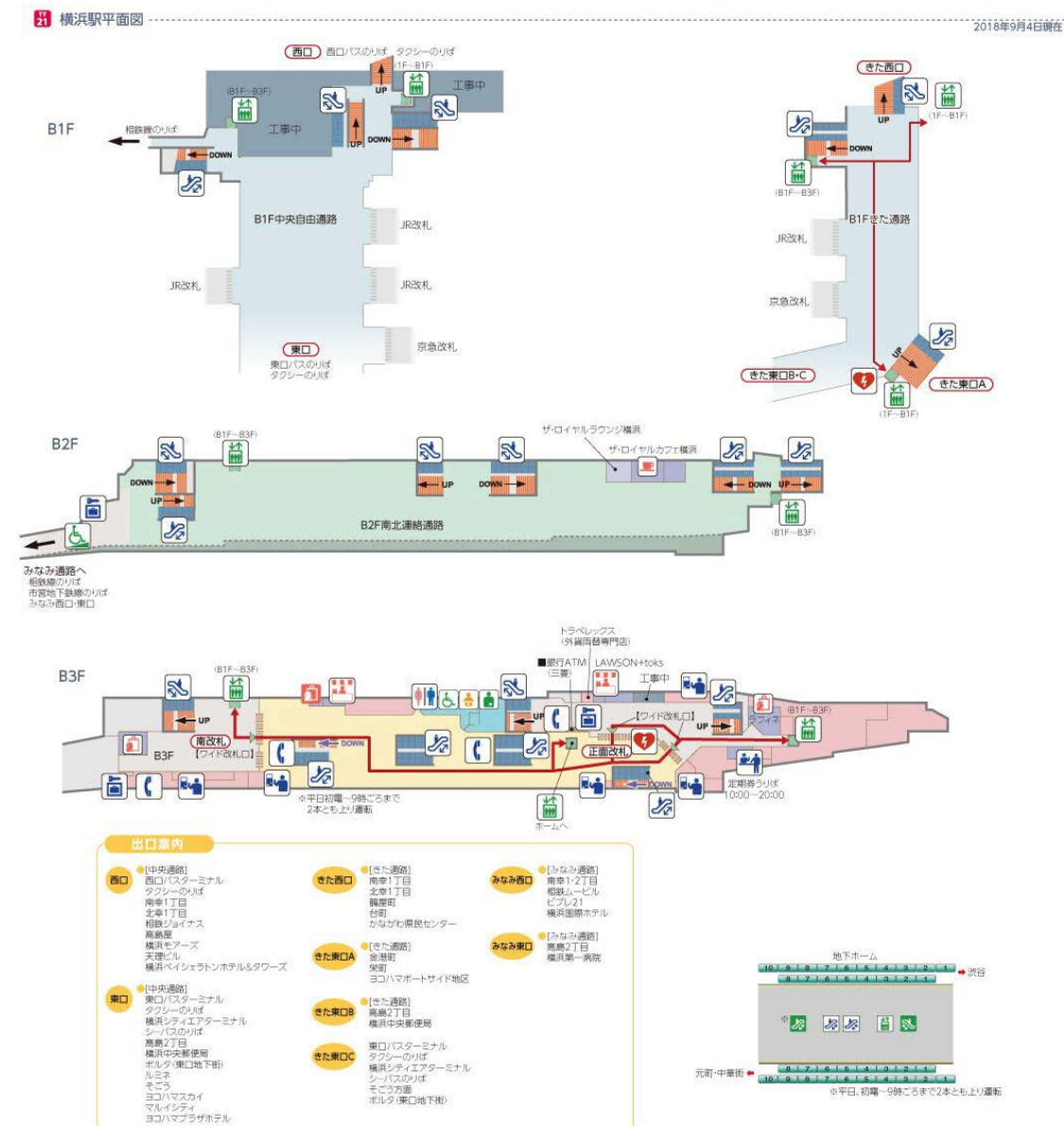
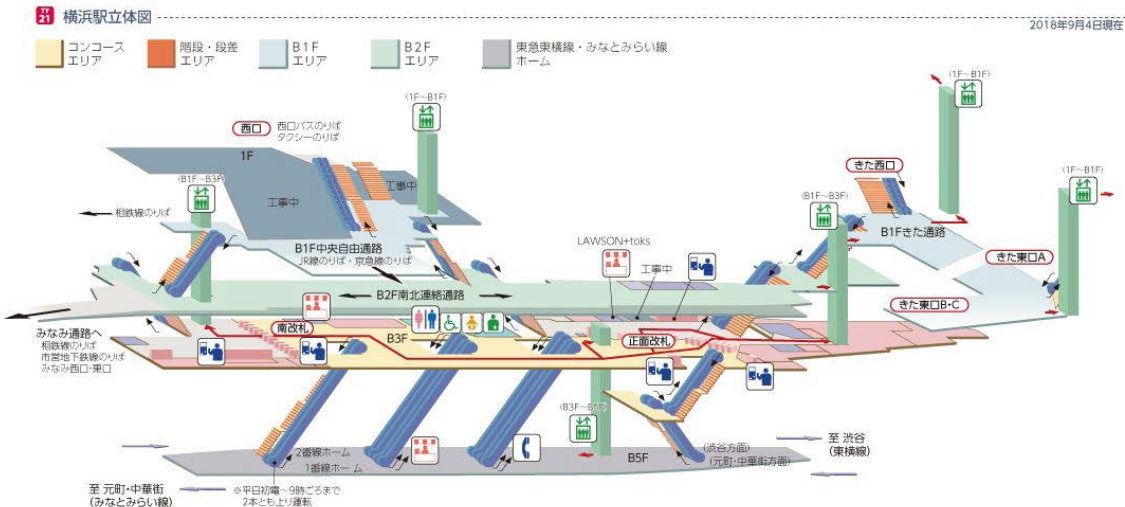
■横浜高速鉄道（みなとみらい線）（2020年6月8日閲覧時点）



- I
第1章
- I
第2章
- I
第3章
- II
第4章
- II
第5章
- II
第6章
- III
参考資料編

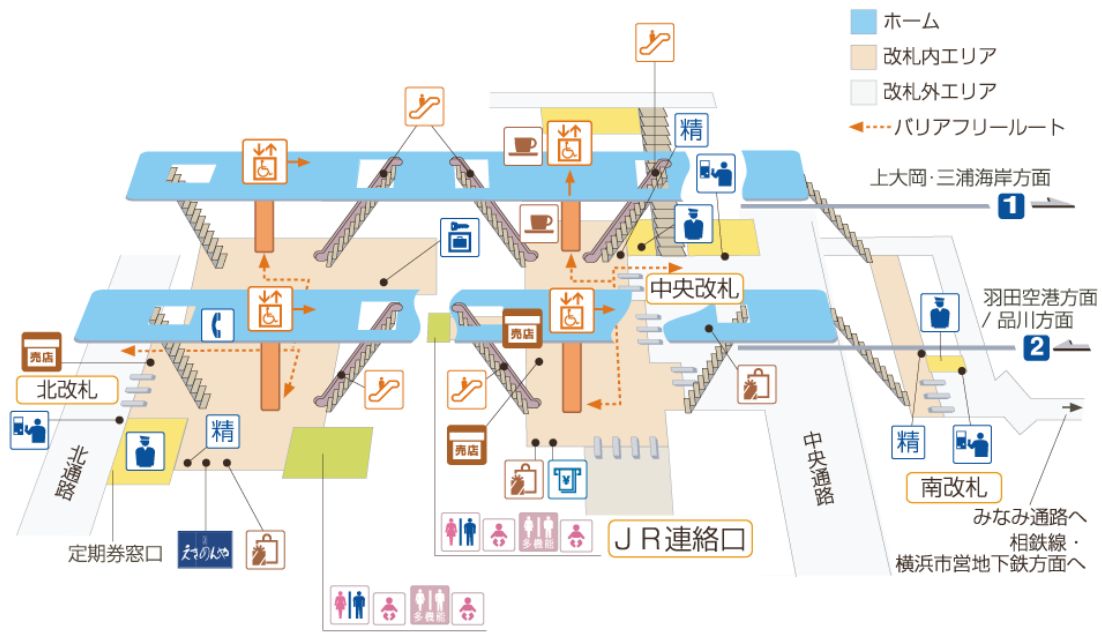
■東急電鉄（東急線）（2020年6月8日閲覧時点）

2018年9月時点

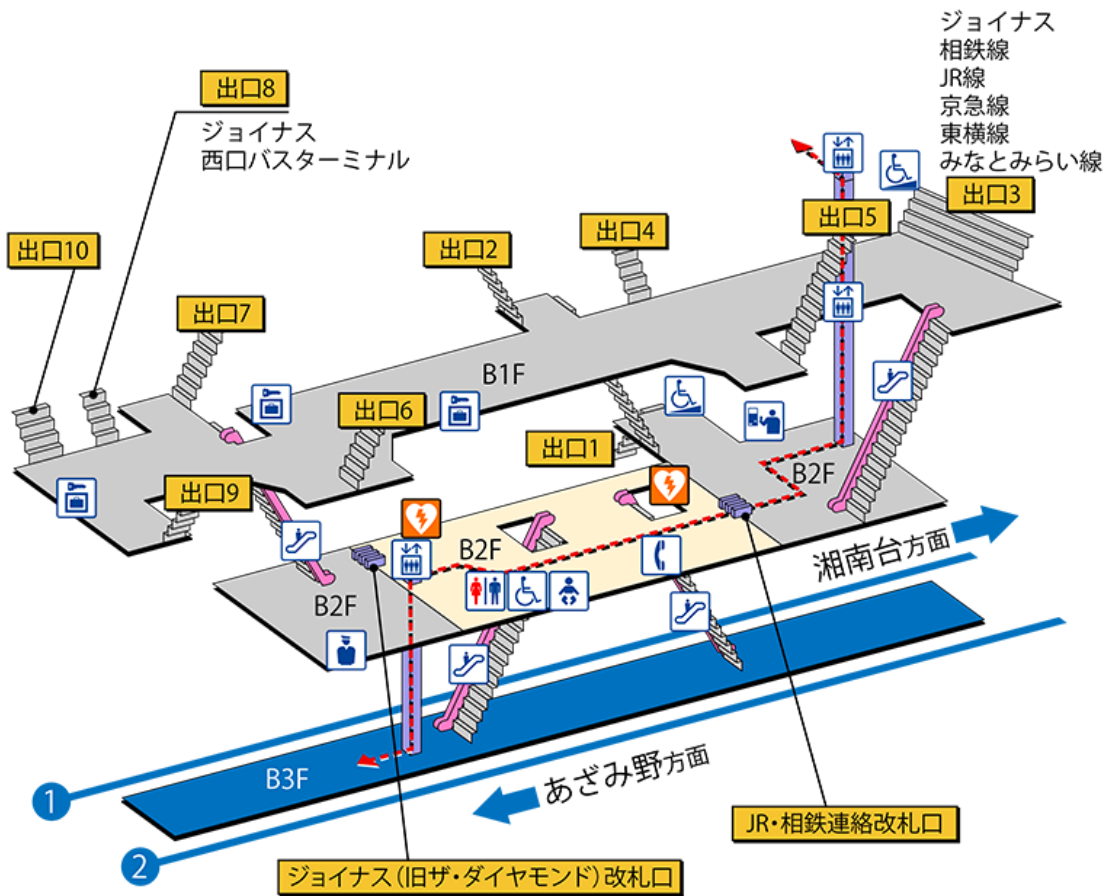


■京浜電鉄（2020年6月8日閲覧時点）

2018年9月時点



■横浜市交通局（市営地下鉄）（2020年6月8日閲覧時点）



3. 事業所等の滞留者・帰宅困難者対策に資する参考資料一覧

3-1 横浜駅周辺防災情報 HP (横浜市)

横浜駅周辺防災情報

最終更新日 2020年3月12日 [印刷する](#)

各種防災マップ

地震・津波

- 横浜駅周辺 津波避難マップ
このマップは津波警報等が発表されたときに、津波から身を守るために避難する場所を示しています。
[↓ 横浜駅周辺 津波避難マップ \(PDF : 4,928KB\)](#)
- 横浜駅周辺 滞留者・帰宅困難者避難マップ
このマップは災害時の一時避難場所、帰宅困難者一時滞在施設を示しています。
[↓ 横浜駅周辺 滞留者・帰宅困難者避難マップ \(PDF : 1,355KB\)](#)

風水害

- 西区内水ハザードマップ
[↓ 西区内水ハザードマップ \(PDF : 15,204KB\)](#)
- 西区洪水ハザードマップ (計画規模)
1時間で約93ミリの降雨を前提にしています。
[↓ 西区洪水ハザードマップ \(計画規模\) \(PDF : 7,720KB\)](#)
- 西区洪水ハザードマップ (想定最大規模)
24時間で約390ミリの降雨を前提にしています。
[↓ 西区洪水ハザードマップ \(想定最大規模\) \(PDF : 6,799KB\)](#)
- 高潮浸水想定区域図
[↓ 高潮浸水想定区域図 \(神奈川区・西区・中区・南区・保土ヶ谷区\) \(PDF : 2,259KB\)](#)

I
第1章

I
第2章

I
第3章

II
第4章

II
第5章

II
第6章

III
参考資料編

その他 横浜市の防災情報

発災時に役立つ情報等

■ 横浜市の防災・災害情報

横浜地域の災害情報、気象・交通情報、各種防災の地図等が確認できます。

- ・ [「横浜市の防災・災害情報」ホームページへ](#)

■ 西区の防災・災害情報

西区の各種防災マップ、平時の対策に関する情報等が確認できます。

- ・ [横浜市西区ホームページへ](#)

■ 神奈川区の防災・災害情報

神奈川区の各種防災マップ、平時の対策に関する情報等が確認できます。

- ・ [横浜市神奈川区ホームページへ](#)

■ 帰宅困難者一時滞在施設検索システム

帰宅困難者一時滞在施設検索システム等を活用して施設の開設状況が確認できます。

- ・ [「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」ホームページへ](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

このページへのお問合せ

都市整備局都心再生部都心再生課

電話：045-671-2693 ファクス：045-664-3551

メールアドレス：tb-tosai@city.yokohama.jp

3-2 横浜市防災情報 HP (横浜市)

防災情報

最終更新日 2020年10月1日

印刷する

横浜地域の災害情報・警報・注意報

災害情報

- [防災情報ポータル\(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況\) \(外部サイト\)](#)

警報・注意報

- [気象警報・注意報 \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)
- [津波警報・注意報 \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)

天気予報

- [週間天気予報 \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)
- [防災気象情報\(48時間天気\) \(外部サイト\)](#)
- [天気図 \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)
- [気象衛星 \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)
- [台風情報 \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)

観測情報

- [レーダーナウキャスト \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)
- [アメダス\(表形式\) \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)
- [アメダス\(地図形式\) \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)
- [現在の雪\(解析積雪深・解析降雪量\) \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)

水害

- [雨量 \(外部サイト\) \(消防局\)](#)
- [高解像度降水ナウキャスト \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)
- [川の防災情報 \(外部サイト\) \(国土交通省\)](#)
- [レーダー雨量情報 \(外部サイト\) \(環境創造局\)](#)
- [河川・遊水地水位情報 \(外部サイト\) \(道路局\)](#)
- [潮位\(予測\) \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)
- [潮位\(実測\) \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)

地震

- [地震情報 \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)
- [横浜市の地震情報\(横浜市が設置する強震計情報\)](#)

防災関連データ

- [防災関連データ](#)
- [用語解説 \(外部サイト\) \(気象庁\)](#)

I
第1章

I
第2章

I
第3章

II
第4章

II
第5章

II
第6章

III
参考資料編

ライフライン・生活情報

電気

- [停電情報（東京電力）（外部サイト）](#)
- [送電鉄塔から発生する音等（東京電力）（外部サイト）](#)
- [切れた電線を見つけたときは（PDF：71KB）](#)

ガス

- [ガス臭いときは（外部サイト）（東京ガス）](#)
- [ガスが出ないときは（外部サイト）（東京ガス）](#)
- [都市ガス警報器が作動したときは（外部サイト）（東京ガス）](#)
- [ガスメーターの復帰方法（外部サイト）（東京ガス）](#)
- [地震時の供給停止、復旧状況の確認（外部サイト）（東京ガス）](#)

水道

- [断水情報等（水道局）](#)
- [災害時給水所（水道局）](#)

電話通信

- [NTT東日本（外部サイト）](#)
- [KDDI株式会社（外部サイト）](#)
- [NTTドコモ株式会社（外部サイト）](#)
- [ソフトバンクモバイル株式会社（外部サイト）](#)
- [ワイモバイル株式会社（外部サイト）](#)
- [楽天モバイル（外部サイト）](#)
- [防災タウンページ（外部サイト）](#)

生活情報

- [ごみ収集情報（資源循環局）](#)
- [市立学校の休校基準（教育委員会）](#)

交通情報

高速道路、有料道路

- [高速道路交通情報、渋滞情報、通行止め情報 \(外部サイト\)](#)
(東名高速、第三京浜、横浜新道、横浜横須賀道路)
- [首都高速道路交通情報、渋滞情報 \(外部サイト\)](#)
(神奈川1号横羽線、2号三ツ沢線、3号狩場線、5号大黒線、7号横浜北線、湾岸線)
- [災害時情報提供サービス \(外部サイト\)](#)
(JARTIC・日本道路交通情報センター)
- [もし災害が発生したら \(外部サイト\)](#)
(JAF・日本自動車連盟)

鉄道運行状況

- [横浜市営地下鉄ブルーライン \(外部サイト\)](#)
- [横浜市営地下鉄グリーンライン \(外部サイト\)](#)
- [横浜シーサイドライン \(外部サイト\)](#)
- [東海道新幹線 \(JR東海\) \(外部サイト\)](#)
- [JR東日本 \(外部サイト\)](#)
- [相鉄線 \(外部サイト\)](#)
- [京急線 \(外部サイト\)](#)
- [東急線 \(外部サイト\)](#) (東横線、田園都市線、こどもの国線、みなとみらい線など)
- [横浜高速鉄道みなとみらい線 \(外部サイト\)](#)
- [小田急線 \(外部サイト\)](#)
- [湘南モノレール \(外部サイト\)](#)
- 【総合サイト】 [JR・私鉄・地下鉄・新幹線等運行状況 \(外部サイト\)](#) (Yahoo!Japan)
- 【総合サイト】 [関東の鉄道運行状況 \(外部サイト\)](#) (時刻表情報サービス)

バス運行状況

- [横浜市営バス \(外部サイト\)](#)
- [相鉄バス \(外部サイト\)](#)
- [京浜急行バス \(外部サイト\)](#)
- [東急バス \(外部サイト\)](#)
- [小田急バス \(外部サイト\)](#)
- [神奈川中央交通 \(外部サイト\)](#)
- [川崎鶴見臨港バス \(外部サイト\)](#)
- [江ノ電バス \(外部サイト\)](#)
- [フジエクスプレス横浜タウンバス \(外部サイト\)](#)
- 大新東株式会社 (路線バス)
- 【総合サイト】 [各社高速バス・運行状況 \(外部サイト\)](#) (バスここ)

I
第1章

I
第2章

I
第3章

II
第4章

II
第5章

II
第6章

III
参考資料編

イベント・観光情報

主なイベント会場

- [横浜スタジアム \(外部サイト\)](#)
- [日産スタジアム \(外部サイト\)](#)
- [パシフィコ横浜 \(外部サイト\)](#)
- [横浜アリーナ \(外部サイト\)](#)
- [ニッパツ三ツ沢球技場 \(外部サイト\)](#)
- [横浜開内ホール \(外部サイト\)](#)
- [横浜大棧橋国際客船ターミナル \(外部サイト\)](#)
- [横浜赤レンガ倉庫 \(外部サイト\)](#)
- [八景島シーパラダイス \(外部サイト\)](#)
- [神奈川県民ホール \(外部サイト\)](#)

イベント情報

- [横浜カレンダー \(外部サイト\)](#)

観光情報

- [横浜観光情報 \(外部サイト\)](#)

過去の災害情報

過去の災害情報

- [横浜市の災害](#)

災害への支援

災害への支援

- [平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震](#)
- [東日本大震災](#)
- [災害派遣等従事車両証明書](#)

横浜市防災ツイッター

最新の防災情報を発信中

[横浜市防災ツイッターをフォロー \(外部サイト\)](#)

- [横浜市防災ツイッター \(外部リンク\) \(外部サイト\)](#)
- [ツイッター運用ポリシー](#)

防災情報

- [防災情報Eメール](#)
- [緊急速報メール](#)
- [災害時の安否確認](#)

その他防災関連情報

- [気象庁防災情報 \(外部サイト\)](#)
- [横浜地方気象台 \(外部サイト\)](#)
- [内閣府防災情報 \(外部サイト\)](#)
- [国土交通省防災情報 \(外部サイト\)](#)
- 【総合サイト】 [Yahoo!天気・災害 \(外部サイト\)](#)

安否情報まとめて検索

- [J-anpiについて \(外部サイト\)](#)
- [利用条件 \(外部サイト\)](#)
- [ヘルプ \(外部サイト\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

このページへのお問合せ

総務局危機管理部緊急対策課

電話：045-671-2064 ファクス：045-641-1677

メールアドレス：so-kinkyu@city.yokohama.jp

3-3 横浜市地域防災計画「震災対策編」第3部：応急対策 第10章 帰宅困難者対策

総務局

第10章 帰宅困難者対策

震災時には、鉄道機関の運行停止等により、主要駅を中心に多くの滞留者や帰宅困難者の発生などの混乱が発生した場合は、鉄道機関及び駅周辺事業者等と連携・協力し、帰宅困難者及び徒歩帰宅者の支援を行うなどの混乱防止対策を実施する。

第1節 本市の対応**1 市本部帰宅困難者対策チームの設置**

鉄道機関の被害状況や、滞留者及び帰宅困難者の発生状況等を速やかに把握し、一時滞在施設等での受入れや帰宅困難者の搬送等、効果・効率的な活動・対応方針等を迅速に決定することにより、被害の軽減を図ることを目的として、市本部に「帰宅困難者対策チーム」を設置する。本市の帰宅困難者対策の全般統制を行うとともに、必要に応じて都県等の周辺自治体及び国との調整を実施する。

2 区本部避難者・駅対応班の設置

区本部長は、主要駅等における混乱を防止するため、避難者・駅対応班を派遣し滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携して、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施する。また、電話やFAX、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』」等を利用して、区内の一時滞在施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施する。

なお、連絡が取れない一時滞在施設については、自転車・バイク等を活用した巡回等により情報を収集し、必要な措置を要請する。

3 横浜駅情報連絡本部の設置

特に多くの滞留者の発生が想定される横浜駅について、市本部長は、横浜駅で混乱が生じたときは、横浜駅構内の横浜市行政サービスコーナー（ただし、発災後当面の間は、初動期における情報受伝達体制を強化するためJR横浜駅事務所内に設置する。）に市本部、西区本部（避難者・駅対応班）、神奈川区本部（避難者・駅対応班）で構成する情報連絡本部を設置し、横浜駅周辺事業者及び鉄道事業者、警察、及びバス機関等と連携して混乱防止対策を実施する。

また、横浜駅西口警備派出所及び東口交番に設置した屋外拡声器を利用して、滞留者等へ情報提供を行う。

第2節 関係機関の対応**1 鉄道事業者の対応**

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、安全に待機できる場所へ誘導し、鉄道運行情報等を広報する。施設内に、待機できる場所の確保が可能な駅においては、帰宅困難者の受入れ等を実施する。必要に応じ、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等の提供、駅周辺事業者や警察、行政等と連携して、一時避難場所や一時滞在施設への案内又は誘導、代替輸送手段の確保等を実施する。

2 バス事業者の対応

バス事業者は、利用者の安全確保を図るとともに、帰宅困難者等に対して運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報等を広報する。また、行政機関等と連携して、代替輸送手段の確保等を実施する。

3 駅周辺事業者の対応

駅周辺事業者は、利用者の安全を確保するため、安全に待機できる場所へ誘導し、場内有線放送や非常用放送設備等を使用し、利用者等への冷静沈着な行動を呼びかけ、災害情報等を広報する。必要に応じ、鉄道事業者や警察、行政等と連携して、一時避難場所や一時滞在施設への案内又は誘導等を実施する。また、受入場所の確保が可能な事業者においては、帰宅困難者を受け入れ、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。

4 警察の対応

主要駅周辺等の安全を確保するため、災害の状況に応じ、鉄道機関や駅周辺事業者、行政等と連携して、滞留者を一時避難場所や一時滞在施設へ誘導する。駅周辺や一時避難場所、一時滞在施設等に立ち寄り、必要な情報を、適宜、行政、事業所等と共有する。

5 事業所・学校等の対応

帰宅困難者の発生を抑制するため、事業所等は従業員の施設内待機、学校等は児童・生徒等の保護に努めることが重要である。従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させ、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供するとともに、必要に応じて備蓄物資等を提供する。また、共助の観点から、可能な限り外部の帰宅困難者（来社中の顧客や取引先及び施設周辺にいた帰宅困難者等）の受入に努める。

更に、事業継続のために必要な人員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要援護者の保護等）を実施する。

第3節 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等の施設管理者は、利用者及び管理する施設の安全性を確認し、施設の安全が確認できた場合には、利用者を施設内で一時的に保護する。さらに、帰宅困難者等の滞在现场を確保できる施設については、利用者を施設内で受け入れ、災害関連情報の提供等を実施する。

なお、施設内での利用者保護ができない場合には、徒歩帰宅を支援する情報提供や、周辺事業者や警察、行政等と連携して、一時避難場所や一時滞在施設への案内又は誘導を実施する。

第4節 帰宅困難者への支援

1 一時避難場所及び一時滞在施設の対応

区災害対策本部及び市災害対策本部帰宅困難者対策チームが、警察その他関係機関と連携して、避難誘導や混乱防止などの対応にあたりるとともに、一時避難場所及び一時滞在施設では、次のとおり避難者への対応を行う。

該当施設	所管区局	主な対応			
		情報	臨時電話	水缶・保存用ビスケット	毛布（アルミブランケット）
①横浜公園	環境創造局	○	○	○	×
②沢渡中央公園	神奈川区	○	○	○	×
③岡野公園	環境創造局	○	○	×	×
④一時滞在施設	—	○	—	○	○

文化観光局

2 一時滞在施設等の開設・運営

帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者は、鉄道が長時間に渡って運休する場合など、必要に応じ、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報を提供する。また、電話やFAX、帰宅困難者一時滞在施設検索システム「一時滞在NAVI」等を利用して、市本部や区本部と施設の開設状況や運営状況等を共有する。なお、事前に指定された一時滞在施設以外に、市本部は災害発生時に任意に提供された避難スペースについても、可能な限り情報の把握に努め、帰宅困難者の受入れに必要な支援を実施する。

なお、都心部等で帰宅困難者のための一時滞在施設に指定されているパシフィコ横浜・展示ホール及び横浜アリーナについては、文化観光局長が各施設に職員を派遣し、一時滞在施設を開設するとともに、各区本部避難者・駅対応班と連携し、水、食料、災害関連情報等の提供を行う。

3 一時滞在施設の開設の延長

一時滞在施設の開設は災害発生日の翌朝までを原則としていますが、直下型地震等の発生により、鉄道機関の運休が長期化した場合、徒歩帰宅が困難な要援護者や遠方からの観光客等については、翌朝以降も施設での滞在が必要となる。

そのため、必要に応じて、一部の一時滞在施設の開設を延長する。施設の選定にあたっては、運営人員の確保や物資の搬送といった行政側の負担と、避難者側の移動等の負担を考慮し、区災害対策本部と市災害対策本部帰宅困難者対策チームで調整する。施設数の目安は、2日目（発災翌日）は各区にパシフィコ横浜及び横浜アリーナを含む1施設程度、3日目以降は市全体でパシフィコ横浜及び横浜アリーナの2施設とする。

4 帰宅困難者等への情報提供

市本部又は区本部は、一時滞在施設に対し、ホームページやツイッター、FAX等を活用して、鉄道の運休・復旧状況や代替輸送の実施状況等について広報する。なお、連絡が取れない一時滞在施設については、自転車・バイク等を活用した巡回等により情報を提供する。

一時滞在施設の施設管理者は、本市からの情報提供やテレビ・インターネット等を活用して帰宅開始に係る情報を収集し、利用者に提供する。

5 物資の搬送

想定を上回る帰宅困難者が避難してきた一時滞在施設、運営が翌朝以降も延長される一時滞在施設、発災時に任意に提供されるスペース等で、避難者用の物資が不足する場合には、物資を搬送する必要がある。このため、帰宅困難者対策チームはこれらの一時滞在施設等で必要な物資をとりまとめたうえで物資チームと調整し、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」等に基づき、（一社）神奈川県トラック協会及び赤帽首都圏自動車運送協同組合神奈川県支部等に対して、輸送の協力を要請する。

第5節 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者の支援拠点として協定を締結している、コンビニエンスストア・ファミリーレストランや、ガソリンスタンド等（災害時徒歩帰宅者支援ステーション）の施設管理者は、鉄道の運休等により、長距離を徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者に対して、水道水、トイレ、災害関連情報の提供等を行う。また、区本部長は必要に応じて幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として指定することができる。

さらに、市本部長又は区本部長は、都市部からの徒歩帰宅者の通行が想定される幹線道路沿いに、一時的な休憩場所や災害関連情報を提供するための「支援拠点」を設置し、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援する。

第6節 一斉帰宅の抑制

地震が発生した日時によっては、各種団体を通じて、事業者や学校等に対して一斉帰宅の抑制を呼びかける。また、鉄道機関の運休状況や復旧見込み等の情報を、ホームページやツイッター等で広報することにより、主要駅周辺等での混乱を防止する。

第7節 帰宅困難者等の搬送

自宅までの距離が徒歩帰宅可能な一定の距離内である帰宅困難者等に対しては、徒歩帰宅支援を充実させることで、秩序だった徒歩帰宅を促すことを原則とする。しかしながら、長距離の徒歩帰宅が困難な要援護者や遠方からの観光客等に対しては、混乱が収まった後に、必要に応じて帰宅困難者対策チームは代替交通機関を確保する。

具体的な移動手段として、発災翌日の移動（延長して開設する一時滞在施設もしくは補充的避難所での移動）については徒歩を原則とするが、要援護者等については、「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、神奈川県タクシー協会横浜支部及び神奈川県個人タクシー協会に対して、タクシーでの搬送の協力を要請する。

また、3日目を降の市内の移動（パシフィコ横浜及び横浜アリーナへの移動）については交通局に対してバスを活用した搬送を要請し、近隣都市間での搬送については、関係局や国・県と連携し、交通事業者のバス、船舶等の代替交通機関を確保する。

3-4 津波からの避難に関するガイドライン《第3版》平成25年3月（横浜市）

津波からの避難に関するガイドライン

《第3版》

平成25年3月

横浜市危機管理室

はじめに



平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、東北地方や関東地方など広い範囲で甚大な被害が発生しました。本市においても、発災当日には多くの方々が生計困難者となられたことをはじめ、液状化現象による被害などもありました。

今回の震災で大きな被害が発生した原因は、何よりも、史上最大級とも言える津波の襲来です。東北地方を中心に、多くの尊い命が奪われ、家屋が倒壊し、電気、上下水道、ガスなどのライフラインにも壊滅的な被害がありました。大震災後、私も仙台市を訪問し、人々の生活全てを飲み込んでしまった惨状を目の当たりにして、改めて津波の破壊力のすさまじさを肌で感じたところです。

本市では、幸いにも津波による被害はありませんでしたが、震災は今後もいつ何時発生するかわかりません。港とともに発展してきた横浜にとっては、津波からの避難対策を早急に講じる必要があります。

その対策のひとつとして、津波が発生した際に、まずは市民の皆様が自らの安全確保のため迅速適切な避難行動をとっていただきたいという思いから、複数の学識経験者の方より御意見を伺い、平成23年8月に、このガイドラインの初版を作成しました。

その後も、神奈川県津波浸水想定の見直しや、河川遡上による影響について、本市が行った検証結果などを踏まえた津波避難対策の検討を進め、このガイドラインについても見直すこととし、修正を行いました。

万一の津波発生時はこのガイドラインに基づき避難していただきますようお願いいたします。

横浜市長 林 文子

I
第1章

I
第2章

I
第3章

II
第4章

II
第5章

II
第6章

III
参考資料編

目 次

I	ガイドライン作成にあたりモデルとした津波	1
II	津波から身を守るために（避難の考え方）	
1	避難勧告・避難指示	2
2	避難対象区域	3
3	より早く、より高い場所への避難	4
III	津波への備え	
1	自宅や職場などで自らできる津波避難対策	6
2	地域や職場における津波避難訓練	8
IV	その他	
1	横浜市の津波避難対策	9
2	用語の解説	10
3	よくある質問	12

別紙1－1～6 「避難対象区域図」

別紙2 「避難対象区域が含まれる町丁名一覧」

【ガイドライン策定にあたり御意見を伺った学識経験者（あいうえお順）】

柴山 知也 教授（早稲田大学理工学術院社会環境工学科）
原田 賢治 准教授（静岡大学防災総合センター）
藤間 功司 教授（防衛大学校システム工学群建設環境工学科）
山本 吉道 教授（東海大学工学部土木工学科）

※本ガイドラインは、今後、国や県から示される新たな知見や方向性など、また、本市での検討結果などを踏まえ、必要に応じ修正・改訂等を実施していきます。

I ガイドライン作成にあたりモデルとした津波

本ガイドラインの作成にあたっては、原則として、平成23年度に神奈川県が想定した津波のうち、横浜市にとって浸水面積及び浸水深が最大となる「慶長型地震」による津波をモデルとしました。

※神奈川県は、津波の浸水想定を見直すにあたり、避難対策を検討することを目的に、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波」として、12の地震について検証を行っています。

【新たな「神奈川県津波浸水予測図」について】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/keikaku/tsunami/>

	慶長型地震
マグニチュード	8.5相当
予測される最大津波高	約4.0メートル
満潮時に到達する海拔【注】	約4.9メートル

【注】満潮時(横浜港の朔望平均満潮位^{さくぼうへいきんまんちょうい}=東京湾平均海面(T.P.)+0.9m)に津波が到達する海拔

II 津波から身を守るために（避難の考え方）

～津波避難の基本～
より早く、より高い場所への避難

1 避難勧告・避難指示

本市では、原則として、東京湾内湾に津波警報が発表された場合は避難勧告、大津波警報が発表された場合は避難指示を発令することとします。

ただし、気象庁からの情報や津波の到達状況などから、津波警報の発表でも避難指示、津波注意報の発表でも避難勧告を発令する場合があります。

《避難勧告・指示等の基準》

避難区分	津波予報の種類	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表
避難勧告	津波警報	3m (予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合)	高い
避難指示	大津波警報	5m (予想される津波の高さが高いところで3mを超え、5m以下の場合)	巨大
		10m (予想される津波の高さが高いところで5mを超え、10m以下の場合)	
		10m超 (予想される津波の高さが高いところで10mを超える場合)	

- ◆ 避難勧告は、市民の生命、身体を災害から守るため、災害対策基本法第60条に基づき、津波警報や地震の震度などの内容や状況から災害発生の危険性が高まったと総合的に判断した場合に、避難対象区域を指定して市長が発令します。
- ◆ 避難指示は、避難勧告より拘束力が強いものであり、避難勧告と同じ目的で、危険度や緊急度が高い場合に、発令します。
- ◆ 避難勧告・指示は、津波警報伝達システム、防災情報Eメール、緊急速報メール、サイレン、広報車、報道機関への発表、地域への連絡などあらゆる手段を活用して、市民の皆様にお知らせしますので、速やかに避難してください。

《情報に対する心構え》

地震の揺れにより、避難勧告・指示を伝達するために必要な情報伝達機器が壊れるおそれや、道路の損壊・渋滞などにより広報車が活動できない場合、更には、観測機器などの損傷により、津波警報等自体が発表されない可能性もあります。

また、1993年の北海道南西沖地震のように津波警報が発表される前に、津波が到達した事例もあります。

そのため、津波警報等や避難勧告・指示が出されない場合でも、大きな地震の揺れを感じたときは、避難行動をとる心構えが重要です。

2

避難対象区域

避難対象区域は次の2つの区域とします。(巻末の別紙1-1~6「避難対象区域図」参照)

- ① 神奈川県が想定した慶長型地震の津波による浸水予測区域
- ② 河川遡上による影響を詳細に把握するため、本市が実施した検証において、浸水の可能性があるとした区域

※対象の町丁については、別紙2「避難対象区域が含まれる町丁一覧」を参照してください。

- ◆ 津波の浸水予測はあくまでシミュレーションの結果であり、実際の津波発生時には、浸水予測よりも広い範囲が浸水する場合があります。そのため、浸水予測区域周辺の地域についても、自主的な避難に努めてください。また、これらの地域については、避難勧告・指示を発令する場合があります。

特に、海岸や河口付近などの低地にいる場合は、浸水などに十分注意し、危険を感じた場合は速やかに避難をしましょう。

- ◆ 河川については、浸水が予測されていなくても、河川敷や沿岸・河川沿いの親水拠点(※)などにいる場合は、念のため離れてください。
- ◆ 今回想定した津波高4mを超える津波が予測された場合(予想される津波の高さ:5m以上)は、予想される津波高さに応じた避難対象区域の拡大や安全が確保できる避難場所の高さなどを市からお知らせします。

※ 親水拠点:河川の護岸・高水敷に親水施設(広場、通路、階段など)を設置し、水辺に親しまれるよう広場状に整備した箇所

3

より早く、より高い場所への避難

地震による大きな揺れを感じたり、津波警報等や避難勧告・指示の情報を得た場合は、直ちに避難することを判断し、①**海拔5m以上の高台**又は②**鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上**を目安に避難してください。

- ◆ 地震による大きな揺れやゆっくりとした長い揺れを感じた場合などは、テレビやラジオなどで直ちに情報を入手しましょう。

津波が発生する地震の場合、地表が揺れているときには、すでに津波が発生し、沿岸へ向かって進んでいます。地震発生から津波が到達するまでの時間は、震源や地域によって様々ですが、数分で到達する場合があります。

- ◆ 津波発生の恐れがある場合、いち早く海岸や河口から離れることが基本ですが、特に津波到達までの時間が不明な場合や短いと予想される場合は、「遠いところ」ではなく、「高いところ」へ避難することを心がけてください。

海拔5m以上の高台（海拔5m以上の地域については、別紙1-1～6「避難対象区域図」参照）



または

鉄筋コンクリート造等、かつ、地震の揺れによる被害のない建物で、3階以上（または床上面が地盤から5m以上）



※次の要件を満たす建物の所有者や管理者の皆様は、できる限り避難者を受け入れていただくようお願いいたします。

- 【要件】① 鉄筋コンクリート(RC)造又は鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造
 ② 3階建以上 ③ 新耐震基準(昭和56年6月以降に建築確認)又は耐震補強済み

- ◆ また、できるだけ次のことを心がけてください。
 - ① さらに高いところへ避難できるような場所（例：さらに高い場所へ避難できるような連続した地形や4階、5階・・・と、上層階へ避難できる高い建物）に避難する。
 - ② 建物に避難する場合は、津波による船舶などの漂流物を考慮して、海に面する建物を1列目とすると、1列目よりも2列目、3列目の建物に避難する。
 - ③ 地下街や地下室などは、浸水するおそれが高いため、津波警報等や避難勧告・指示の情報を得た場合は、速やかに近くのビルの上階や高台などの安全なところへ避難してください。

- ④ 避難するときは、周囲に声をかける、手を引いて逃げるなど、その場の状況でできる「助け合い」をしましょう。
- ⑤ 車での避難については、避難する車で渋滞が発生し、立ち往生した車が津波に襲われることがあり、また、狭い通路で車が立ち往生した場合は、徒歩で避難している人の妨げになる可能性もあります。
- 一方で、高齢者や身体が不自由な方など、車での避難が必要な方もいます。
- このような方々がいち早く避難するためにも、**車を使わずに避難できる方は車を使用しないよう御協力をお願いします。**

コラム① 「正常性バイアス」について

「正常性バイアス」とは、心理学の言葉で、多少の非常事態が起こってもそれを正常の範囲内としてとらえ、心を平静に保ち、不快を取り除こうとする働きのことですが、「本当に危険なのか？」と思い、災害時の避難行動を遅らせる大きな要因であると考えられています。

実際に、東日本大震災においても、「まさか、津波は来ない（大丈夫）だろう。」と思い、避難を躊躇したという方もいた、とされています。

誰も持っている、この心の働きを、日頃から認識し、津波警報等や避難勧告・指示の情報を得た場合は、迷わず直ちに避難行動を開始するという心構えを持っておきましょう。

III 津波への備え

1 自宅や職場などで自らできる津波避難対策

家族や職場の同僚など普段身近にいる人は、いざというとき頼りになります。また、自宅などにおける避難の妨げとなる箇所を点検しておくことや、避難場所などをあらかじめ決めておけば、それぞれが安全に避難でき、大切な家族を守ることもつながります。そのため定期的に家庭や職場で地震や津波の対策について、次に挙げるテーマなどを参考に話し合うことが重要です。

(1) 普段自分がいる場所の高さの確認

- ◆ 津波から避難するためには、今自分がいる場所がどのくらいの高さであるかを知っておくことが重要です。そのため、沿岸地域を中心に設置している「海拔標示」や、このガイドラインの巻末に掲載している「避難対象区域図」、市のホームページに掲載している「わいわい防災マップ」などにより、自らの生活圈や普段よく訪れる場所などの高さを確認しておいてください。

(2) 避難場所の把握

- ◆ 自宅や職場など、自分の生活圈にある避難に適した高台や頑丈な建物の位置を把握しておくことが重要です。また、地震による建物の倒壊や地すべりなどによる通行不能の場合も考慮し、できるだけ複数確認しておけば、より安心です。
- ◆ 沿岸部などに、周辺の浸水予測区域や津波避難施設、海拔5メートル以上の場所などを表示した「津波避難情報板」を設置しています。詳しい設置場所等については、市ホームページをご覧ください。

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/keikaku/tsunami/jyouban.html>



(3) 避難に必要な時間の確認

避難場所を確認後、移動には実際にどのくらい時間がかかるのか、あらかじめ調べておくことで、突然の地震発生でも避難を開始しなければならない時間がわかり、冷静な判断が可能になります。また、不測の事態が発生することを考慮し、少し余裕を持った時間を考えておくことも必要です。

(4) 避難経路の確認

避難経路の道幅、地震により道路がふさがれる危険性、迂回路はあるか、夜間で街灯が消灯し、暗闇となっても避難できるかなどを確認しておきます。また、大きな河川を渡る橋、土砂崩れの危険がある道路などをできるだけ避ける配慮も必要です。

(5) 「より早く」スムーズな避難の準備

いつ発生するかわからない津波から、迅速に避難するためには、日頃からの準備が重要です。実際に、東日本大震災において、一度避難したが、荷物などを取りに自宅へ戻り、被災した事例もありました。

このような事態を避けるため、ご家庭では、非常持出袋を取り出しやすい場所に置いておく、職場であれば、ラジオなどで情報を得る人や非常持出品を搬出する人などのそれぞれの役割を決めておくなどの準備をしておくことが、素早い避難するためには不可欠です。



(6) 家具などの転倒防止や危険な箇所の確認

出入口などの近くに大きな家具がある場合、家具が転倒し逃げられなくなることがあります。そのため、家具の配置の見直しや転倒防止器具の設置なども行っておきましょう。

(7) 安否確認方法

津波警報等や避難勧告・指示が解除された後の集合場所を決めておくことや電話会社が提供する「災害用伝言サービス」を利用するなどのルールについて話し合っておきます。

コラム② 津波てんでんこ

「津波てんでんこ」とは、東北地方の言葉で、「てんでばらばらに家族のことさえ気にせず一人で逃げる。」という意味ですが、実際には家族や仲間のことが気になり、なかなか「てんでばらばら」には逃げられないことも考えられます。

「いざという時は、それぞれで絶対に逃げる。」と、お互いに信頼し、避難に専念するためにも、普段から家族や職場内で避難場所や経路などを、しっかりと確認しておくことは大変重要です。

2

地域や職場における津波避難訓練

実際に津波が発生した場合に、安全に避難するためには、知識だけではなく、**実践的な訓練も重要**です。津波からの避難の課題は何なのかを知るため、また、いつ津波が発生しても、すばやく安全に避難できるよう、地域や職場などで津波避難訓練を実施しましょう。

(1) 図上訓練

地域や職場の人たちと、付近の地図などを見ながら、**海拔5 m以上の高台や、頑丈で3階建て以上の高い建物の場所を確認し**、「避難に適切な経路」、「避難時の注意事項」などについて、みんなで意見を出し合います。

(2) まち歩き（タウンウォッチング）

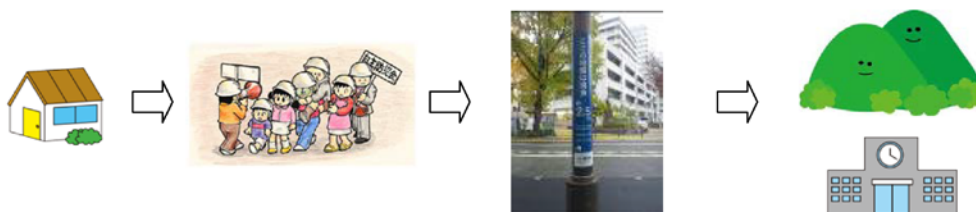
「図上訓練」で話し合った避難経路や避難場所が本当に安全かどうか、**海拔標示**などをチェックしながら、実際に歩いて確認します。その際、地震発生後の街を想像しながら歩くことで、課題や注意すべきことが明らかになります。

自宅や職場

まち歩き

海拔標示

避難場所



(3) 夜間の避難訓練等

地震や津波は夜間に発生する可能性もあります。これに備えて、夜間の避難訓練の実施や懐中電灯などの非常持ち出し品の点検をしておくことも有効です。

コラム③ 釜石の取組

岩手県釜石市において、地震が発生したら率先して逃げるという教育が徹底されていたため、小中学校の児童・生徒が迅速・適切な避難行動をとり、またその避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えたという事例がありました。その要因は、普段の防災教育はもとより、下校時に地域を巻き込んだ避難訓練などを行ったことで、地域全体に津波が発生するおそれがある場合は、「必ず逃げる」という意識が根付いていたためです。

一人でも多くの命を救うため、家庭内での防災教育や地域の防災訓練などの場で、まずは自らが逃げる、そして逃げるときは周囲に避難を呼びかけるということを確認しておきましょう。

IV その他

1

横浜市の津波避難対策

横浜市では、東日本大震災以降、以下の取組を進めています。

(津波避難対策について <http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/keikaku/tsunami/>)

(1) 津波避難施設の指定

横浜市では、避難者の受け入れについて御協力いただける民間施設や市立学校、市営住宅等の公共施設を津波避難施設として指定しています。

(詳細は、下記ホームページ、又は、横浜市危機管理室、各区役所(ガイドライン裏表紙参照)までお問い合わせください。)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/keikaku/tsunami/sisetsuichiran.pdf>

※津波避難施設として、避難者を受け入れていただけるオフィスビルや商業施設、共同住宅などの協力施設を求めています。

協力についてご検討いただける場合は、横浜市危機管理室、若しくは、浸水が予測されている地域がある区役所総務課まで御連絡をお願いいたします。

(2) 海拔標示の設置

市民の皆様や観光客の皆様が、現在いる場所や自分の生活圏における海拔を認識し、万一の津波に備え、「より早く、より高い場所への避難」をしていただくため、海拔標示を設置しています。

(3) 津波避難情報板の設置

今いる場所からどこへ避難すべきかを認識し、迅速・的確な避難行動を促すために、浸水予測区域のうち多くの方が訪れる場所に設置しています。

《主な掲載内容》

- ・周辺地図
- ・浸水深(神奈川県が想定した慶長型地震の津波によるものです。)
- ・海拔(避難の目安となる海拔5m以上の区域がわかるように表示)
- ・避難の方向
- ・津波避難施設

(4) 情報伝達手段の確保

携帯電話に配信される「緊急速報メール」を導入しており、また、沿岸付近の方々に津波に関する情報を屋外のスピーカーなどで一斉にお伝えする「津波警報伝達システム」の整備などを進めています。

2

用語の解説

本ガイドラインで用いる用語の解説については、次のとおりです。

(1) マグニチュード (M)

地震が発する エネルギーの大きさを表した指標値です。マグニチュードが 0.2 大きくなると、地震のエネルギーは2倍になります。

(2) 神奈川県津波浸水予測図

このガイドラインで使用している津波浸水予測図は、平成 23 年度に神奈川県が作成したもので、対象とする地震による津波が陸上に遡上した場合を予測し、浸水する陸域の範囲、浸水深さ等を示した図です。

(3) 朔望平均満潮位

大潮時の各月の最高の満潮位を平均した潮位のこと、横浜港では東京湾の平均的な海面高さ（東京湾平均海面）に約 0.9mを加えた潮位となります。

(4) 東京湾平均海面 (T. P.)

東京湾の平均的な海面高さのこと、全国の標高の基準（標高 0.0m=T.P.）です。
 なお、横浜港の計画護岸高は東京湾平均海面(T.P.)から 2.7mとされており、朔望平均満潮位 (T.P. +0.9m) を加えた場合に、海面より 1.8mの余裕を有しています。

(5) 災害対策基本法

防災の計画・実施の体制に関し、国・地方公共団体の責務を定めた法律です。1959年（昭和34年）の伊勢湾台風の大きな被害を契機として、1961年に制定されました。

(6) 大津波警報・津波警報・津波注意報

津波による被害を軽減するため、気象庁は津波が発生する可能性がある場合に、地震発生から約3分を目標に、津波予報区(※)ごとの「大津波警報・津波警報・津波注意報」を発表します。

※ 津波予報区

全国の沿岸を 66 区に細分化した津波に関する予報の発表単位です。横浜市沿岸は、「東京湾内湾」として発表されます。

《大津波警報・津波警報・津波注意報の種類》

種類	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波 警報	10m 超 (予想される津波の高さが高いところで 10mを超える場合)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
	10m (予想される津波の高さが高いところで 5mを超え、10m以下の場合)		
	5m (予想される津波の高さが高いところで 3mを超え、5m以下の場合)		

津波警報	3m (予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	1m (予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

気象庁は、津波警報等を発表した場合、直ちに報道機関や市町村、警察などの防災関係機関へ伝達し、テレビ・ラジオなどを通じて市民の皆様に情報を発信します。

(7) 津波警報伝達システム

気象庁から発表される大津波警報・津波警報を受けて、より迅速に避難することができるよう、自動的に津波警報等や避難勧告・指示の緊急情報を一斉に放送し、津波からの避難を呼びかけるシステムです。浸水が予測される場所などに整備しています。

(8) 防災情報Eメール

本市から、地震震度情報（緊急地震速報ではありません。）、気象警報・注意報等をはじめとする防災情報を携帯電話、PC端末等にEメールで配信するサービスです。上記「緊急速報メール」が届かない携帯電話であっても、このサービスを活用することにより、津波警報等や避難勧告・指示、「横浜市からの緊急なお知らせ」などの防災情報（任意に選択可能）をより早く入手することができます。

なお、本サービスは誰でも登録が可能で、登録方法は次の2通りです。

● 空メールを送る方法

「entry.yokohama@bousai-mail.jp」へ空メールを送信してください。案内メールが届きます。

<注意！>登録時の案内メールが届かない場合の対処方法

お使いの携帯端末等で、「迷惑メール受信拒否」等の設定がされており、本システム

「yokohama@bousai-mail.jp」からのメールが受信拒否されている場合があります。

各携帯端末等の仕様に従い、設定変更をお願いします。

● ウェブからアクセスする方法

右の二次元コードを読み取り、横浜市防災情報サイトにアクセスし、手順に従って登録してください。



(9) 緊急速報メール

配信エリア内にあるNTTドコモ、au、SoftBankの携帯電話（緊急速報メール対応機能がある携帯電話に限る。）に情報を提供するサービスを活用し、本市が緊急的な情報を配信するものです。事前のメールアドレスの登録などの手続きを不要とし、緊急を要する防災情報をより多くの市民の皆様に迅速に提供することを目的として実施しています。

3

よくある質問

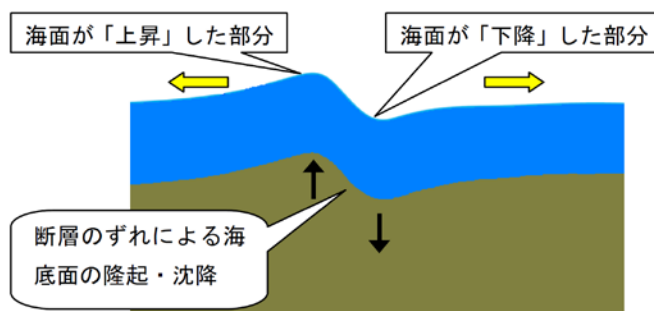
(1) 第1波が最大の津波？

津波は繰り返し押し寄せます。仮に津波の高さが低くなってきたからと安心することは大変危険です。津波は地形などの影響で反射や屈折などにより進行方向を変えたり、また、水深などにより津波の速さが変わるなどします。それらの津波が重なってしまった場合は増幅され、最大の津波となって到達する可能性もあるため、**第1波が最大であるとは限りません。**

なお、東日本大震災時の横浜港では、第1波が到達してから、1時間28分後に最大波が到達しています。

(2) 津波はいつも引き波から始まる？

地震による津波は海底面の隆起・沈降により海面が上下変動し発生します。海面の上昇した部分が先に沿岸に到達した場合は「押し波」から津波が始まり、下降した部分が先に沿岸に到達した場合は「引き波」から始まります。どちらから始まるかは津波が発生した場所の状況により決まりますので、**必ずしも「引き波」から始まるとは限りません。**



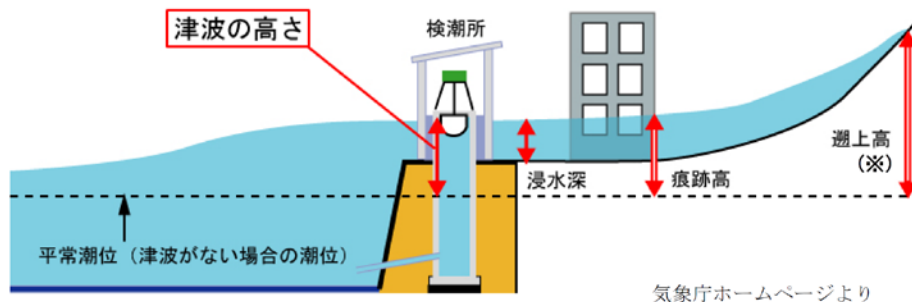
(3) 「津波は繰り返し来る」とあるが、どのくらいの時間繰り返すのか。

地震の規模や震源にもよりますし、波のどこまでが地震による津波なのかの判断が難しいため、正確な時間はわかりませんが、数時間に及ぶ場合もあります。特に東京湾内は、津波が反射するなどにより、長時間継続しやすい地形特性があります。

(4) 津波の高さ〇mと予想される場合、どこの地点の高さ？

気象庁が発表する「予想される津波の高さ」は、海岸線での値であり、津波予報区における平均的な値です。そのため、場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがあります。また、現在の津波予測技術では、「予想される津波の高さ」の予想精度は、 $1/2 \sim 2$ 倍程度とされています。

なお、「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差を言います。



※遡上高まじょうこう

海岸から内陸へ津波がかけ上がる高さ(標高)のこと。「予想される津波の高さ」と同程度から、高い場合には4倍程度までになることがあります。

(5) 海岸の形や入り組んでいるところなどでは、津波の高さは変わる?

津波の高さは海岸付近の地形によって大きく変化します。さらに、津波が陸地を駆け上がる(遡上する)こともあります。岬の先端やV字型の湾の奥など、特殊な地形の場所では、波が集中するので、特に注意が必要です。津波は反射を繰り返すことで何回も押し寄せたり、複数の波が重なって著しく高い波となることもあります。このため、最初の波が一番大きいとは限らず、後で来襲する津波のほうが高くなることもあります。(気象庁ホームページより)

(6) 「高いビル」と「高台」が両方ある場合、どちらに逃げれば良い?

できるだけ海拔が高い場所で、さらに高いところに逃げることができる高台などが良いとされていますが、時間がない場合は、最も早く避難できるほうに逃げてください。

(7) 地下街や地下室などにいる場合は、どのように避難すればいいですか。

地下街などで、地震の揺れを感じた場合、まずは、上にあがり津波に関する情報などを収集してください。その際、津波警報等や避難勧告・指示の情報を得た場合は、近くのビルの上階に避難するなど、適切な対応をとりましょう。

(8) 私の家は海拔「2.8メートル」と聞いていたが、家の前の街路灯に貼ってある海拔標示では、「2.5メートル」と書かれているのはなぜ?

市が設置した海拔標示は、0.5メートル単位で標示していますが、できるだけ高い場所への避難の目安として、安全サイドに立った標示となるよう、端数を切り捨てています。

例：2.8メートル→2.5メートル、 4.4メートル→4.0メートル

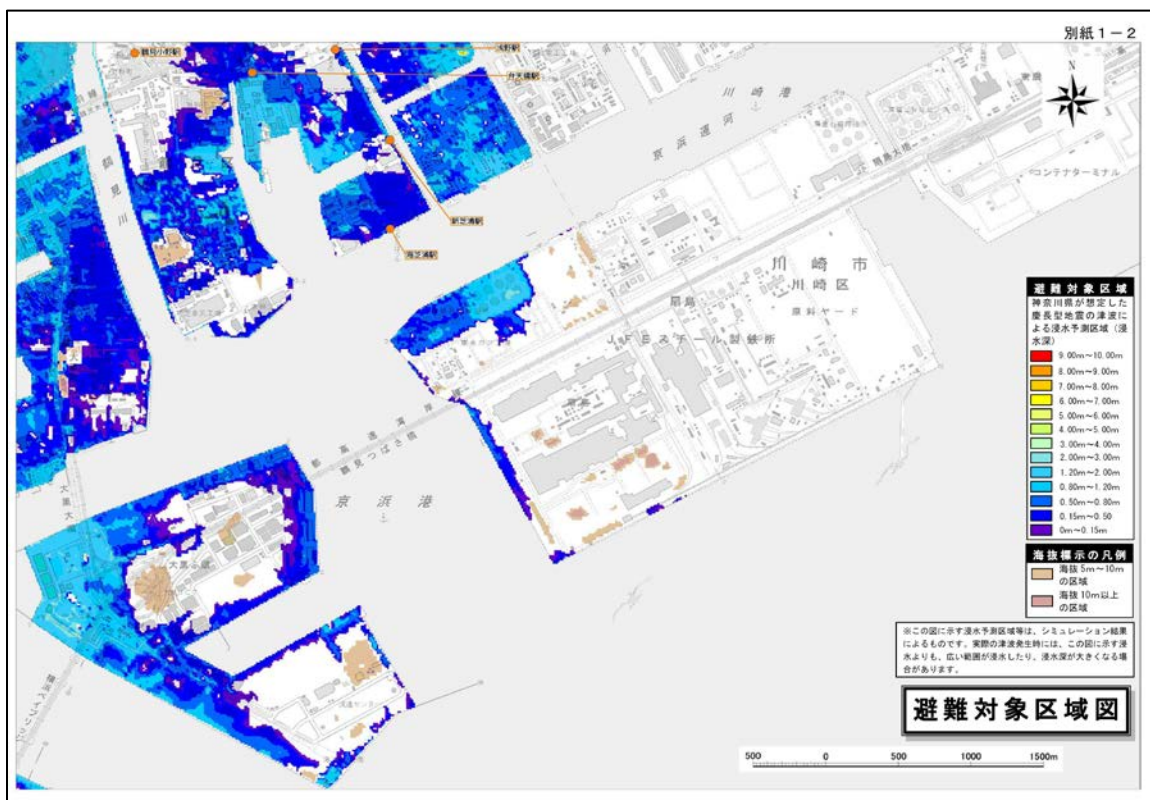
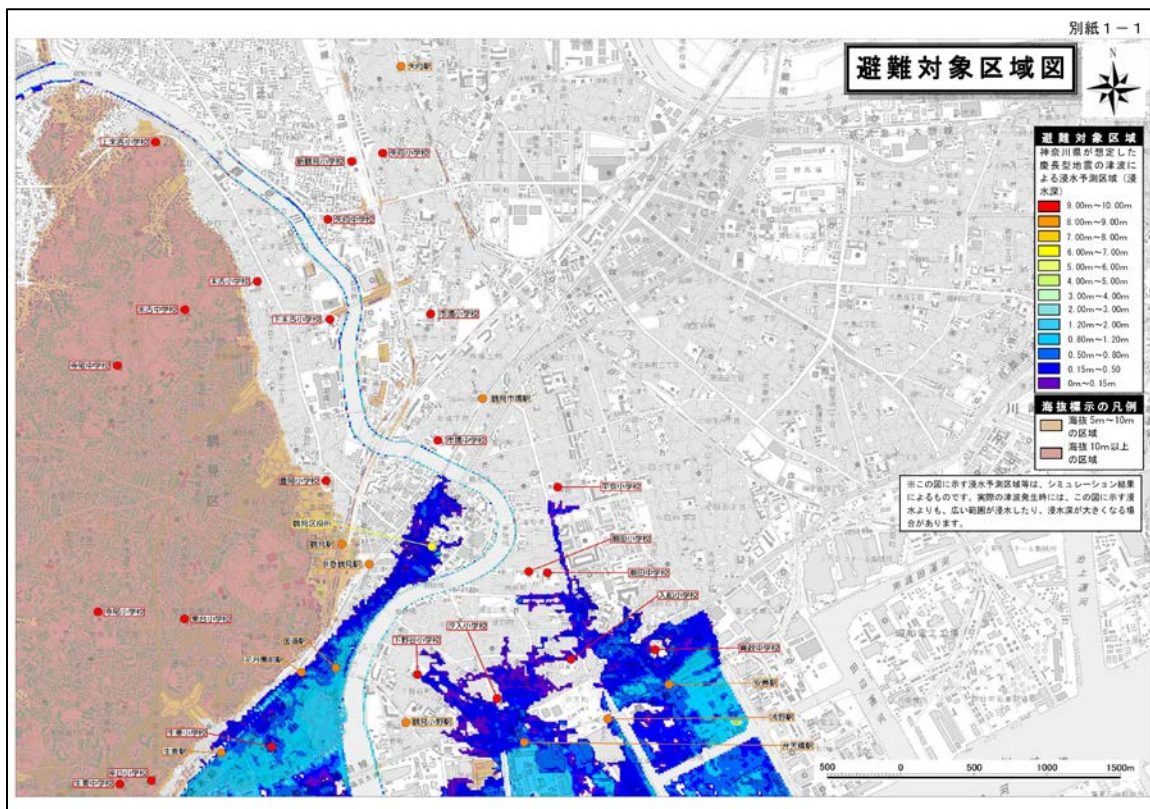
(9) 私の自宅は海拔何メートルなの？

横浜市内の大まかな海拔は、横浜市のホームページ「行政地図情報システムーわいわい防災マップ」から以下の手順で確認できます。インターネット等を見ることができない方は、横浜市危機管理室、各区役所までお問い合わせください。

《海拔確認手順》

- ①市ホームページから「行政地図情報」で検索
- ②わいわい防災マップを選択、規約を確認し、「同意」
- ③海拔を確認したい場所を地図から探すか、住所や施設名称などを入力し「検索」
- ④縮尺を「1/2500」又は「1/1000」に指定し、地図上の数値（海拔）を確認





I
第1章

I
第2章

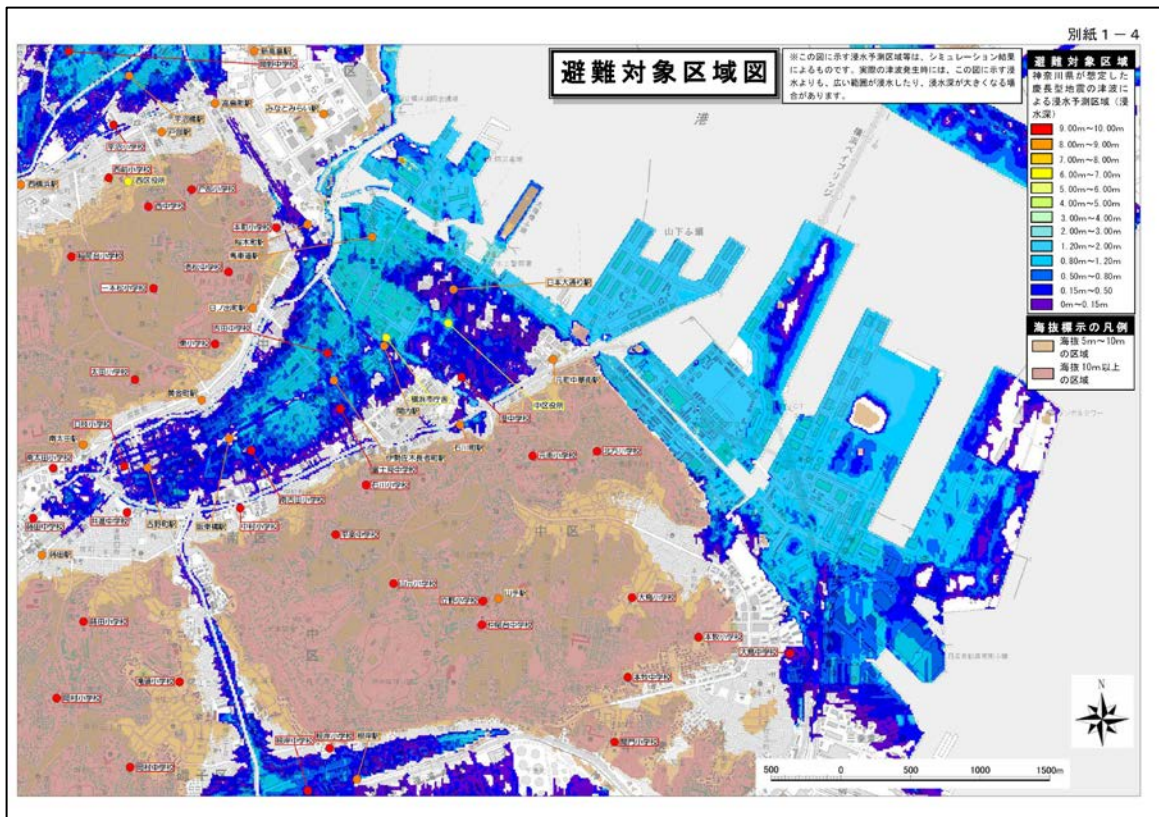
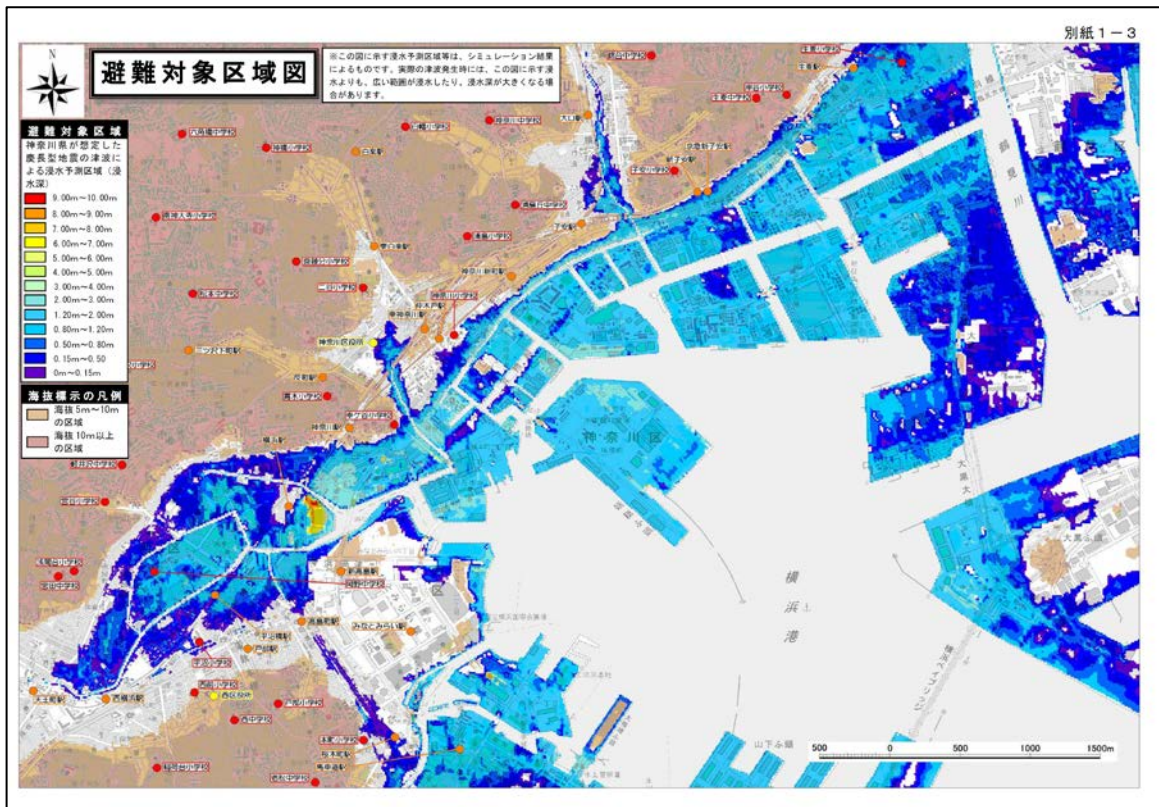
I
第3章

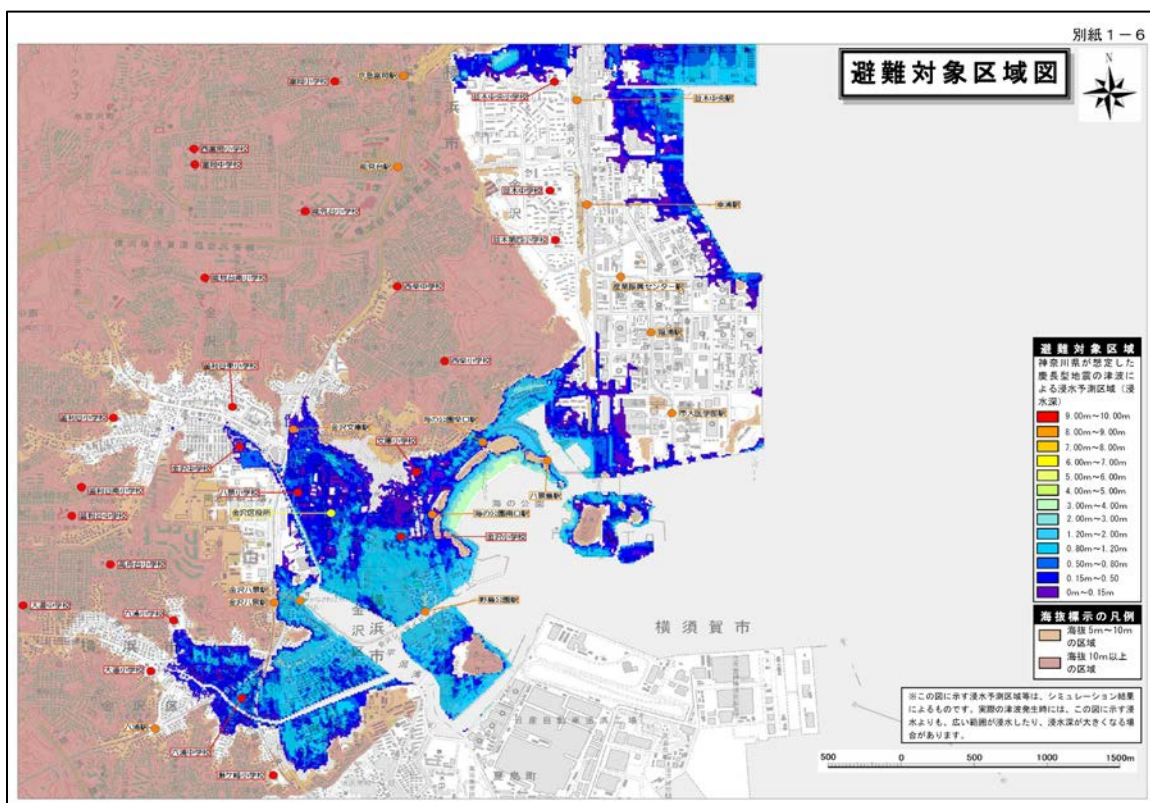
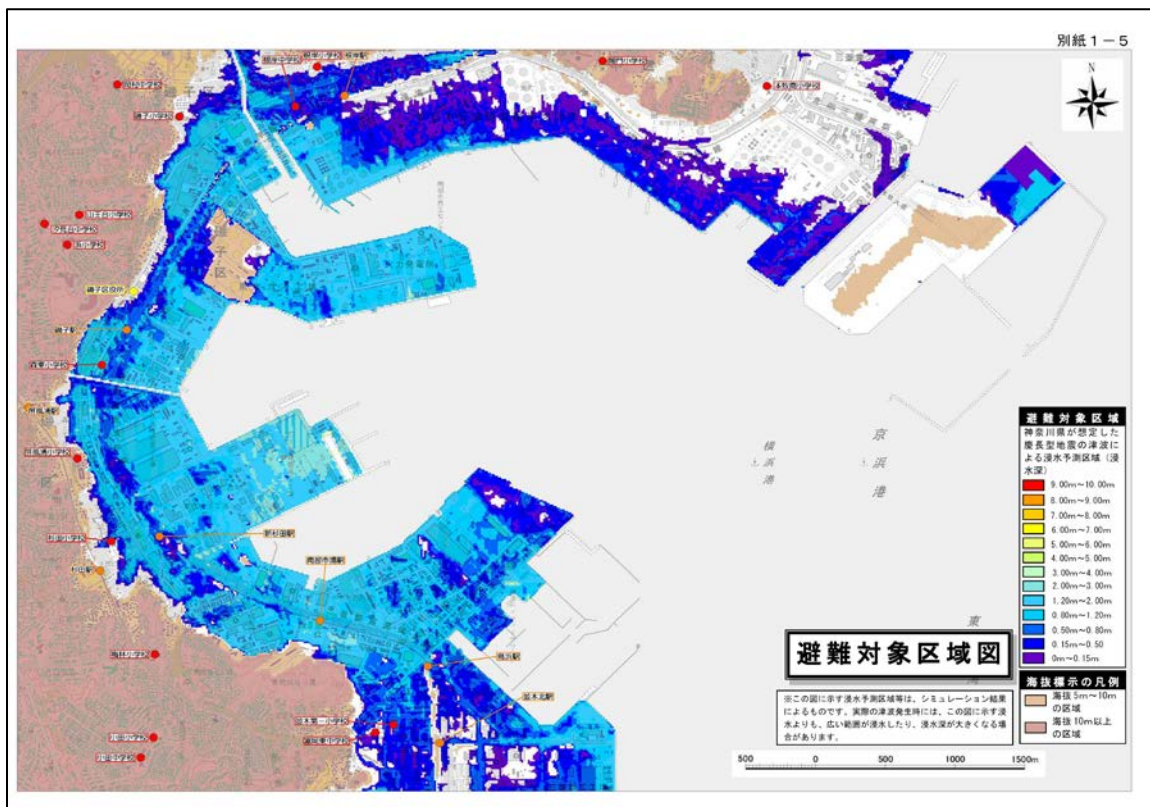
II
第4章

II
第5章

II
第6章

III
参考資料編





I
第1章

I
第2章

I
第3章

II
第4章

II
第5章

II
第6章

III
参考資料編

避難対象区域が含まれる町丁一覧

鶴 見 区			
朝日町1・2丁目	岸谷一・四丁目	大黒町	平安町2丁目
安善町1・2丁目	栄町通1～3丁目	大東町	弁天町
潮田町3・4丁目	汐入町1～3丁目	鶴見中央二～五丁目	本町通2～4丁目
扇島	下野谷町2～4丁目	仲通1～3丁目	向井町3・4丁目
小野町	末広町1・2丁目	生麦一～五丁目	
寛政町	大黒ふ頭	浜町1・2丁目	
神 奈 川 区			
青木町	神之木町	台町	東神奈川一・二丁目
出田町	金港町	宝町	広台太田町
入江一・二丁目	幸ヶ谷	反町1丁目	二ツ谷町
浦島町	子安台一丁目	千若町1～3丁目	星野町
恵比須町	子安通1～3丁目	鶴屋町1～3丁目	瑞穂町
大口通	栄町	七島町	守屋町1～4丁目
大野町	新浦島町1・2丁目	西神奈川一丁目	山内町
神奈川一・二丁目	新町	西寺尾二丁目	
神奈川本町	鈴繫町	橋本町1～3丁目	
西 区			
岡野一・二丁目	高島一・二丁目	浜松町	南幸一・二丁目
北幸一・二丁目	中央一・二丁目	平沼一・二丁目	南浅間町
楠町	戸部本町	みなとみらい一・二・五・	
桜木町4～6丁目	西平沼町	六丁目	
浅間町1～5丁目	花咲町4～6丁目		
中 区			
相生町1～6丁目	新港一・二丁目	日ノ出町1・2丁目	松影町2～4丁目
曙町1～5丁目	新山下一～三丁目	福富町仲通	港町1～6丁目
石川町1～5丁目	末広町1～3丁目	福富町西通	南仲通1～5丁目
伊勢佐木町1～7丁目	末吉町1～4丁目	福富町東通	南本牧
内田町	住吉町1～6丁目	富士見町	宮川町1・2丁目
扇町1～3丁目	千歳町	不老町1～3丁目	三吉町
太田町1～6丁目	千鳥町	蓬萊町1～3丁目	元浜町1～4丁目
翁町1・2丁目	長者町1～9丁目	弁天通1～6丁目	元町3～5丁目
尾上町1～6丁目	豊浦町	本町1～6丁目	山下町
海岸通1～5丁目	常盤町1～6丁目	本牧三之谷	山田町
かもめ町	錦町	本牧十二天	山吹町
北方町2丁目	日本大通	本牧町2丁目	弥生町1～5丁目
北仲通1～6丁目	根岸町1～3丁目	本牧原	横浜公園
黄金町1・2丁目	野毛町1・2丁目	本牧ふ頭	吉田町
寿町1丁目	羽衣町1～3丁目	本牧宮原	吉浜町
小港町1～3丁目	花咲町1～3丁目	本牧元町	若葉町1～3丁目
桜木町1～3丁目	万代町1～3丁目	真砂町1～4丁目	

南 区			
井土ヶ谷下町 浦舟町1～5丁目 永楽町1・2丁目 共進町1・2丁目 山王町1～5丁目 白金町1・2丁目 白妙町1～5丁目	宿町1・2丁目 新川町1～5丁目 高砂町1～3丁目 高根町1～4丁目 中村町1～5丁目 花之木町1・2丁目 日枝町1～5丁目	東蒔田町 二葉町1～4丁目 堀ノ内町1丁目 前里町3・4丁目 真金町1・2丁目 万世町1・2丁目 南太田一・二丁目	南吉田町1～5丁目 宮元町1・2丁目 睦町1・2丁目 吉野町1～5丁目
保 土 ヶ 谷 区			
岩間町1丁目	天王町1・2丁目	西久保町	
磯 子 区			
磯子一・二・三・六・七丁目 鳳町 上町 坂下町 下町	新磯子町 新杉田町 新中原町 新森町 杉田一・四・五丁目 滝頭三丁目	中浜町 中原一・二丁目 西町 馬場町 原町 東町	久木町 丸山一・二丁目 森一～三丁目
金 沢 区			
海の公園 大川 乙舳町 金沢町 釜利谷東一・二・六丁目 幸浦一・二丁目 寺前一・二丁目	柴町 昭和町 白帆 洲崎町 瀬戸 大道一・二丁目 泥亀一・二丁目	富岡東一・二・四・六丁目 鳥浜町 並木一・二丁目 野島町 八景島 平潟町 福浦一～三丁目	町屋町 六浦一～五丁目 六浦東一・二丁目 六浦南一丁目 谷津町 柳町

※上記のうち、次の町丁名については、本市の検証結果、その一部を避難対象区域とした町丁名です。

鶴見区	栄町通3丁目
神奈川区	西寺尾二丁目
西区	中央一・二丁目、戸部本町、桜木町4～6丁目、花咲町4～6丁目、浜松町
中区	内田町、花咲町2丁目、長者町1丁目、黄金町2丁目、元町3丁目、本牧三之谷
南区	井土ヶ谷下町、共進町1・2丁目、山王町4・5丁目、宿町1・2丁目、花之木町1・2丁目、日枝町4・5丁目、堀ノ内町1丁目、前里町3・4丁目、南吉田町4・5丁目、宮元町1・2丁目、睦町2丁目
保土ヶ谷区	岩間町1丁目、天王町1丁目、西久保町
磯子区	丸山一丁目
金沢区	釜利谷東一・六丁目、大道一・二丁目

【参考：本市の検証について】
 津波による河川遡上や河川周辺などの浸水の影響を詳細に分析し、避難対策を検討するため、神奈川県が想定した浸水予測を基に、より詳細な地形データなどを用いて検証を行ったものです。

I
第1章

I
第2章

I
第3章

II
第4章

II
第5章

II
第6章

III
参考資料編

《「津波からの避難に関するガイドライン」の改訂履歴》

初版	平成 23 年 8 月	新規
2 版	平成 24 年 4 月	改訂
3 版	平成 25 年 3 月	改訂



〈お問い合わせ〉

横浜市 危機管理室

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL 045-671-4141 FAX 045-641-1677

Eメール sy-kikitaisho@city.yokohama.jp

鶴見区役所総務課	045-510-1656	南区役所総務課	045-743-8108
神奈川区役所総務課	045-411-7004	保土ヶ谷区役所総務課	045-334-6226
西区役所総務課	045-320-8310	磯子区役所総務課	045-750-2312
中区役所総務課	045-224-8112	金沢区役所総務課	045-788-7706

3-5 企業等向け 帰宅困難者対策チェックシート(神奈川県・横浜・川崎・相模 防災・危機管理
対策推進協議会)



企業等向け

**帰宅困難者対策
チェックシート**

Check sheet

平成23年3月の東日本大震災では、首都圏で多くの帰宅困難者が発生しました。その教訓を基に、国や首都圏の自治体、産業界で構成する首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で、首都圏における帰宅困難者対策が検討され、自治体や企業等に向けたガイドライン(以下「ガイドライン」という)などがまとめられました。

さらに、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、発生時間が出勤時間帯と重なり、多くの通勤困難者が発生し、新たな課題となりました。

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市で構成する神奈川県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会では、企業等の皆さんに、自社の帰宅困難者対策を検証していただくため、ガイドラインを基に、チェックシートと通勤時間帯に発災した場合の対応例をまとめましたのでご活用ください。

**神奈川県・横浜・川崎・相模原
防災・危機管理対策推進協議会**

平成31年3月

チェックシート

大規模災害時に多くの方が一斉に帰宅等を開始すると、緊急車両の通行の妨げとなったり、2次災害に巻き込まれる恐れもあることから、発災後は、むやみに移動を開始しない「一斉帰宅の抑制」が基本です。事業所においても、安全が確認できるまで事業所内に従業員を待機させる「施設内待機」や、出勤・帰宅時間帯の対応をあらかじめ検討しておくことが必要です。あてはまる項目にチェックを付け、事業所における帰宅困難者対策を点検してください。

■施設内待機のための環境を整える

- 1 事業所周辺の危険度を把握していますか。

事業所周辺の危険度を把握することは、従業員等の安全確保の第一歩です。

- 2 非常用電源の確保を含め、大規模災害時の情報入手手段の準備はできていますか。

停電等に備え非常用の電源(稼働時間・燃料の種類や容量等を確認)を確保するとともに、自治体や鉄道事業者のホームページなど、情報の入手先も確認しておきましょう。

- 3 従業員等の安否確認手段、従業員と家族との安否確認手段を確保していますか。

従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等へ周知しておく必要があります。安否確認手段は、災害用伝言ダイヤル171やSNSなど複数の手段を想定しておくことが望まれます。従業員等が安心して待機するには、家族の安否を確認する必要があります。

- 4 従業員等の施設内待機に向けた食料等の備蓄等を実施していますか。

ガイドラインでは、人命救助等が優先される3日間は、企業等が従業員等を施設内に待機させる必要があることから、3日以上以上の食料等の備蓄を推奨しています。また、共助の観点から来所者分として10%程度の余分の備蓄も検討することとされています。

- 5 建物の耐震性の確認や家具等の転倒防止対策を行っていますか。

施設の耐震性の確認(耐震性が不足している場合は必要な措置)やオフィス家具類の転倒防止対策を行ってください。

- 6 建物被害の把握など施設の安全性の確認手順を定めていますか。

発災時には従業員等が安全点検のためのチェックリスト等により施設の安全を確認します。

■ 帰宅困難者対策のルールを検討する

7 来所者への対応方法を決めていますか。

来所者用の待機場所の設定や誘導方法などを決めておく必要があります。

8 従業員等の施設内待機や帰宅開始の判断基準を定めていますか。

自治体からの一斉帰宅抑制の呼びかけ、鉄道の運行情報や道路の状況などにより判断します。

9 帰宅ルールを定めていますか。

ガイドラインでは、従業員等の帰宅時間が集中しないように帰宅の順序をあらかじめ定めたり、帰宅する方面別に順序を考慮し、帰宅する際のグループ編成や連絡方法などを検討することが示されています。

10 出勤時間帯、帰宅時間帯の対応ルールを定めていますか。

次ページの「通勤時間帯に発災した場合の対応例」を参照し、ルールを作成・共有しておくことが大切です。

■ 災害時の円滑な対応に向けた準備をする

11 近隣の事業所、自治会等との協力体制は確保されていますか。

事業所周辺の災害活動に参加する場合の役割等について、近隣事業所や自主防災組織と調整を図っておくことが望まれます。

12 防災訓練等を定期的に行い、対応手順の確認をしていますか。

企業等は、地震等の災害を想定した防災訓練を実施する際に、施設内における待機の手順等についても確認を行う必要があります。

13 事業継続計画等を作成していますか。

上記のチェック項目も含め、事業継続計画や防災計画等を定めて反映しておく必要があります。

チェックシートのチェックが付かない項目があった場合は、次ページを参照し、帰宅困難者対策を企業等の事業継続計画等に反映するよう努めてください。

参考資料名称と参照URL

- 事業所における帰宅困難者対策ガイドライン【チェックシート No.1~12】
<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/kitaku/pdf/guideline01.pdf> (内閣府ホームページ)
- 神奈川県災害情報ポータル※【チェックシート No.1、No.8】
<https://www.bousai.pref.kanagawa.jp/>
- 地震被害想定調査報告書概要版(被害想定結果)【チェックシート No.1】
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f5151/documents/769596.pdf>
- 地震被害想定調査報告書概要版(資料 市区町村別被害想定結果一覧)【チェックシート No.1】
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f5151/documents/784566.pdf>
- 事業継続計画(BCP)作成のすすめ(かながわ版)【チェックシート No.13】
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/cnt/f4763/documents/397600.pdf>

※県からの防災・災害情報をホームページで公開しています。(気象情報・ハザードマップ等掲載)

【通勤時間帯に発災した場合の対応例】

通勤時間帯に発災した場合、事業継続及び復旧等に携わる従業員等を除き、安全を確保するため、あらかじめ対応を定め、周知しておくことが望まれます。

■出勤時間帯

- ・企業等は、従業員等に対して、在宅の場合は自宅待機させることとし、出勤途中の場合は自宅に引き返すよう指示をします。
- ・ただし、事業所へ向かった方が適切な場合(事業所付近にいる場合等)は、事業所等で安全を確保するよう指示をします。

■帰宅時間帯

- ・企業等は、従業員等に対して、帰宅途中の場合は事業所に引き返すよう指示をします。
- ・ただし、自宅へ向かった方が適切な場合(自宅付近にいる場合等)は、自宅等で安全を確保するよう指示をします。

問合せ先

神奈川県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会

神奈川県くらし安全防災局防災部災害対策課 ……045-210-3430

横浜市総務局危機管理室地域防災課 ……………045-671-3456

川崎市総務企画局危機管理室 ……………044-200-2794

相模原市危機管理局危機管理課 ……………042-769-8208

平成31年3月

I
第1章

I
第2章

I
第3章

II
第4章

II
第5章

第6章

III
参考資料編

3-6 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府）

大規模地震の発生に伴う
帰宅困難者対策のガイドライン

平成 27 年 3 月

内閣府（防災担当）

目次

はじめに	P 1
第1章 帰宅困難者等対策協議会の設立	P 3
第2章 一斉帰宅の抑制	P 4
1. 一斉帰宅抑制の基本原則	P 4
2. 企業等における施設内待機	P 4
3. 大規模な集客施設や駅等における利用者保護	P 6
第3章 一時滞在施設の確保	P 7
1. 基本的な考え方	P 7
2. 一時滞在施設の運営の準備（平常時）	P 8
3. 一時滞在施設の運営（発災時）	P 10
4. 災害時の支援策	P 11
5. その他	P 11
第4章 帰宅困難者等への情報提供	P 12
1. 施設管理者に期待される情報提供のあり方	P 12
第5章 駅周辺等における混乱防止	P 13
1. 駅前滞留者対策を講じるべき地域の特性の把握	P 13
2. 駅前滞留者対策協議会の設立	P 13
3. 地域の行動ルールの策定	P 14
第6章 徒歩帰宅者への支援	P 15
1. 災害時帰宅支援ステーションの充実	P 15
2. 帰宅支援対象道路	P 15
第7章 帰宅困難者等の搬送	P 16
1. 帰宅困難者等の代替搬送の考え方	P 16
2. 特別搬送者を対象とした搬送オペレーションの基本的な考え方	P 16
第8章 国民一人ひとりが実施すべき平時からの取組	P 17

I
第1章

I
第2章

I
第3章

II
第4章

II
第5章

第6章

III
参考資料編

参考資料 1	一斉帰宅抑制の基本方針	P 1 8
参考資料 2	一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の考え方	P 2 0
参考資料 3	鉄筋コンクリート造用チェックシート 第一次調査の例	P 2 1
参考資料 4	表 帰宅困難者等の対策に関する施設等の概要	P 2 2
参考資料 5	一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定の基本条項 (ひな形)	P 2 3
参考資料 6	一時滞在施設のピクトグラム の例	P 2 6
参考資料 7	施設管理者の損害賠償責任について	P 2 7
参考資料 8	表 帰宅困難者等に提供すべき情報の種類	P 3 1

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、首都圏においては鉄道の多くが運行を停止するとともに、道路において大規模な渋滞が発生するなど、多くの公共交通機関の運行に支障が生じた。地震の発生時刻が平日の日中であったことと相まって、鉄道等を使って通勤・通学している人々の帰宅手段が閉ざされ、結果として、首都圏において約515万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生した。

膨大な数の帰宅困難者等への対応は、これまでも中央防災会議等において指摘され、国や地方公共団体等においても対策を進めてきたが、大規模地震による多数の死傷者・避難者が想定される中では、行政機関による「公助」に限界があることから、可能な限り「自助」を前提としつつ「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。したがって、これらへの対応は、国、地方公共団体、民間企業等による個別の取組だけでなく、各機関が連携・協働した取組が重要であり、更に、国民一人ひとりの取組につなげていくことが極めて重要である。

本ガイドラインは、全国に先駆けて帰宅困難者対策を行うために、官民が連携して「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、同協議会において平成24年9月にとりまとめられた最終報告を基に、その後の検討も踏まえ、特に重要と考えられる事項をとりまとめたものであり、膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される大都市圏において、官民が連携して対策の検討を行う際に活用していただくことを目的としている。

本ガイドラインを参考に、国、地方公共団体、民間企業等、更には国民一人ひとりが積極的に帰宅困難者等の対策に取り組むことにより、社会全体における対策の底上げがなされることを期待するものである。

本ガイドラインの前提

- 大都市圏において、M7クラス以上の地震（以下「大規模地震」という。）が平日昼12時に発生し、当該大都市圏内の鉄道・地下鉄は少なくとも3日間は運行の停止が見込まれており、郊外と大都市圏とを結ぶ路線は3日間のうちに復旧し、折り返し運転を行う見込みとする。また、ライフライン（電力、通信、上水道、ガス）についても一定の被害が生じていることとする。
- 行政機関等は、発災後3日目まで救命救助活動、消火活動等を中心に対応し、発災4日目以降に帰宅困難者等の帰宅支援の体制へ移行していくこととする。
※災害の規模や被害の状況によっては、3日目までの間に帰宅支援ができる場合もあるため、4日目以降でないと帰宅させてはならないというものではなく、帰宅支援の移行のタイミングについては、国、都道府県等の関係機関とよく調整した上で、決定する必要がある。
- 政府、都道府県等からは、発災後速やかに、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の呼びかけが行われているものとする。
- 本ガイドラインにおいて、帰宅困難者は「地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）」として扱うものとする。
- 本ガイドラインの前提は上記のとおりであるが、大規模地震発生時以外の何らかの要因により、多くの公共交通機関の運行に支障が生じた場合においても、本ガイドラインを踏まえた対応が有効であると考えられる。

第1章 帰宅困難者等対策協議会の設立

膨大な数の帰宅困難者に対応していくためには、国、地方公共団体、民間事業者等の個別の取組では限界があることから、これら関係機関が連携して対応を検討し、情報を共有する体制が必須である。このため、本ガイドラインにおいては、各都市圏で関係機関が参画した協議会形式で検討を進めることを推奨する。

1. 帰宅困難者等対策協議会の参加団体

想定される参加団体は、①国の関係機関、②都道府県、③市町村、④警察・消防、⑤報道機関、⑥通信事業者団体、⑦交通事業者団体、⑧経済団体、⑨小売業者団体、⑩災害救護団体等が考えられる。

2. 帰宅困難者等対策協議会の運営

参加団体の名簿管理、協議会の運営（資料作成、司会進行）、協議会の開催連絡、訓練の企画立案等については、都道府県又は市のいずれかが事務局となるか、都道府県と市が共同事務局となって実施することが基本である。

各種取組については、参加団体で協議・決定し、役割を分担することが重要である。

第2章 一斉帰宅の抑制

1. 一斉帰宅抑制の基本原則（参考資料1）

大規模地震発生時には、救命・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。

公共交通機関が運行を停止している中で、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念される。

このような帰宅困難者の一斉帰宅に伴う混乱を回避することと併せ、帰宅困難者自身の安全を確保することも重要である。例えば、企業等においては従業員等の安全の確保を図るため、従業員等を施設内に待機させることが重要となる。

このため、大規模地震発生時には、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠である。具体的には、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、一時滞在施設の確保、家族等との安否確認手段の確保等の取組を進めていく必要がある。

2. 企業等における施設内待機

◇企業等における対応

平常時

①企業等における施設内待機の計画策定と従業員等への周知

②企業等における施設内待機のための備蓄（参考資料2）

- ・ 備蓄品の保管場所の分散や従業員等への配布を検討する
- ・ 備蓄量の目安は3日分とするが、3日分以上の備蓄についても検討する
- ・ 外部の帰宅困難者のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄する

③平時からの施設の安全確保

- ・ オフィスの家具類の転倒等の防止や、ガラス飛散の防止対策等に努める
- ・ 地震発生時の建物内の安全点検のためのチェックシート^{※1}を作成する

※1 チェックシートは「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」（平成27年2月内閣府（防災担当）を参考とすると良い。（参考資料3）

④従業員等への安否確認手段、従業員等と家族との安否確認手段の確保

⑤帰宅時間が集中しないような帰宅ルールの設定

⑥年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認

発災時

①従業員等の施設内待機

- ・従業員等が安全点検のチェックシートにより施設の安全を確認する
- ・災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる
- ・来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする

②施設内に待機できない場合の対応

- ・建物や周辺が安全でない場合、一時滞在施設^{※2}等へ従業員等を案内又は誘導する

混乱収拾時以降

①帰宅開始の判断

- ・行政や関係機関からの情報等により、安全に帰宅できることを確認する
- ・確認後、あらかじめ定めたルール等に基づいて従業員等を帰宅させる

◇行政機関の取組

平常時

①企業等への情報提供体制の確保

②災害時帰宅支援ステーション^{※2}等の帰宅支援体制の確保

発災時

①一斉帰宅抑制の呼びかけと企業等に対する災害関連情報等の提供

混乱収拾時以降

①帰宅支援情報の提供等による帰宅支援の実施

◇学校等における児童・生徒等の安全確保

- ・学校等は、平時より、保護者等との連絡体制を構築しておく
- ・特に、児童・生徒等の安全確保及び保護者への引き渡しに係る方針を作成することが望ましい
- ・発災時には、保護者等との連絡を取り、学校内もしくは他の安全な場所での待機等の児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う

※2 一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションの施設の概要については、参考資料4を参照

3. 大規模な集客施設^{※3}や駅等における利用者^{※4}保護

※3 施設規模等は明示しないが、多くの利用者が訪れる施設は利用者の保護を行うことが望ましい。

※4 当該施設及び施設内のサービスを利用することを主たる目的として訪れた者のことであり、発災後に一時避難等を目的として当該施設を訪れた者は含まない。

◇事業者における対応

平常時

①利用者保護に関する事業所防災計画の策定と従業員等への周知

②利用者保護の内容

- ・発災直後の施設内待機、他の安全な場所への案内・誘導
- ・施設の特性や状況に応じ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生、外国人等の要配慮者が必要とする物資等の備え

③平時からの施設の安全確保

- ・耐震診断・耐震改修や家具類の転倒防止対策等の施設の安全確保
- ・施設の安全点検のためのチェックシートの作成と訓練

④利用者保護のための備蓄

- ・施設の特性や実情に応じて、利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい

⑤年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善

発災時

①施設の安全性の確認、利用者の施設内や安全な場所での保護

②利用者の一時滞在施設への誘導等

- ・当該施設が自ら一時滞在施設になる方が望ましい
- ・当該施設が安全でない場合は、事業者が一時滞在施設等へ利用者を誘導する

③要配慮者への対応

- ・市区町村や関係機関と連携し、あらかじめ定めた手順等にもとづき、要配慮者に対応する

④利用者に対する情報提供

- ・災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を利用者に提供する

第3章 一時滞在施設の確保

1. 基本的な考え方

(1) 対象施設

- ・一時滞在施設の対象となる施設は、都道府県や市区町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域を基本とする

(2) 開設期間、広さ

- ・受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として発災後3日間の運営を標準とする（開設期間はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要）
- ・帰宅困難者等の受入は、床面積約3.3㎡あたり2人の収容（必要な通路の面積は算入しない）を目安とする

(3) 施設管理者の役割

- ・施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行うとともに、必要に応じ、受入者へ施設運営の協力を要請する
 - ①施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる
 - ②水や食料、毛布等の支援物資を配布する
 - ③トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う
 - ④周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行う

(4) 要配慮者への対応

- ・市区町村や関係機関と連携し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生、外国人等の要配慮者に特に配慮する

(5) 都道府県、市区町村、国及び事業者の役割分担

- ・都道府県、市区町村、国及び事業者は、共助の観点で、互いに協力して一時滞在施設の確保を進める
- ・都道府県は、自ら所有・管理する施設を一時滞在施設として指定するとともに、広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める
- ・市区町村は、自ら所有・管理する施設を一時滞在施設として指定するとともに、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する（参考資料5）
- ・国は、自ら所有・管理する施設について、受入可能な場合は、自主的に又は市区町村や都道府県からの要請を受け、一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる
- ・事業者や学校等は、市区町村や都道府県の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、市区町村と協定を締結する

- ・事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う
- ・国、都道府県、市区町村は、一時滞在施設の運営に当たり事業者等に何らかの問題が発生した場合、事業者等の要請に応じて、当該事業者等に協力して対応する

(6) 一時滞在施設の情報

- ・一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表するが、民間施設等の施設管理者が希望する場合には、非公表とすることができる
- ・民間施設等で施設管理者が非公表を希望した場合でも、発災時は施設への誘導のために公表を前提とし、その際、行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有を行う

※一時滞在施設であることを入り口に示したり、地図等にわかりやすく表示したりするため、ピクトグラムによる表示を行うことも有効である（参考資料6）

2. 一時滞在施設の運営の準備（平常時）

(1) 運営計画及び運営体制の取決め

- ・施設管理者は、運営計画又は防災計画を作成し、運営体制に関する次の点を定めておくことが必要である
 - ①施設内における受入場所②受入定員③運営要員の確保④関係機関との連絡の手順⑤帰宅困難者の受入の手順⑥施設滞在者への情報提供の手順⑦備蓄品の配布手順⑧要配慮者への対応⑨セキュリティ・警備体制の構築
- ・受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である（平成26年4月1日に施行された建築基準法施行令において、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。）の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講じる必要がある）

(2) 受入のための環境整備

- ・災害発生時の建物内の点検箇所（受入のための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する（チェックシートは、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針（平成27年2月内閣府（防災担当）」）を参考とするとよい（参考資料3））
- ・特に民間施設の場合、受入者に対し、受入時に受入条件を承諾のうえ利用してもらうため、受入条件の掲示や、受入条件に承諾したことを示す署名が出来るよう、書面・帳票を準備しておく

【受入条件の内容】

- i. 共助の観点から施設管理者が善意で施設を提供・開設していることや停電の中で運営せざるを得ない場合があること等を理解していること
 - ii. 施設滞在者は施設管理者の指示に従うこと、また指示に従わない場合には一時滞在施設からの退去を要求する場合があること
 - iii. 一時滞在施設は、災害時に共助の観点から善意で開設されたものであるため、施設内における事故等（建物・施設の瑕疵による事故を含む）については、施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないこと
 - iv. 施設滞在者が自らの体調を崩したり、インフルエンザ等の感染症に感染する場合についても、施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないこと
 - v. 施設滞在者の所持する物品は基本的に預からないことまた、やむを得ず預かる場合でも、故意又は重過失がある場合を除き、破損や紛失の責任を負わないこと
 - vi. 余震、延焼、電力途絶等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること
 - vii. 施設を閉鎖する場合等において、施設管理者又は行政から全員又は一部の施設滞在者へ移動の指示があった場合には、その指示に従うこと
 - viii. 負傷者の治療はできないことや、備蓄品に限りがあり食料等の配布ができない場合があることなど、施設において対応できない事項があることを理解していること 等
- ・ 事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、以下の書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい
 - ①受入者名簿②受入記録日計表③一時滞在施設運営及び収容状況記録票④一時滞在施設設置及び運営に要した物品受払証拠書類
 - ・ 帰宅困難者の受入に必要な水、食料、毛布、ブランケット、簡易トイレ等の物資の備蓄に努める
 - ・ 都道府県及び市区町村等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成する
- (3) 年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善**

3. 一時滞在施設の運営（発災時）

（1）開設の判断

- ・施設管理者は、発災後、安全点検のためのチェックシートによる点検を行い、行政機関・その他関係機関からの要請や、災害関連情報等による周辺状況を踏まえ、一時滞在施設を開設するか否かを判断する。
- ・一時滞在施設として開設した場合（一部スペースの開設も含む）、また、一時滞在施設として開設後収容可能人員に達した場合には、新たな受入を停止するとともに、速やかにその旨の掲示及び協定締結先の都道府県や市区町村に報告を行う。
- ・行政からの要請等がなくとも、又は、あらかじめ指定されていなくても、施設の安全性を確認した上で施設管理者の自主的な判断による開設を妨げるものではない。

（2）発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね6時間後まで）

- ①建物内の被害状況の把握や安全点検のためのチェックシートによる施設の安全性の確認
- ②施設内の受入スペース、女性専用スペース、要配慮者スペース、運営要員専用スペース及び立入禁止区域（危険箇所や事務室等）等の設定
※要配慮者スペースについては別室を確保することがのぞましい。
- ③受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、滞在者が負傷しないよう、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。
- ④従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認等の運営準備
- ⑤一時滞在施設であることの表示
- ⑥受入条件の掲示、書類・帳票の準備等
- ⑦電話、特設公衆電話、FAX、無線機、Wi-Fi等の通信手段の確保
- ⑧市区町村等への一時滞在施設の開設の報告

（3）帰宅困難者の受入等（概ね12時間後まで）

- ①帰宅困難者の受入開始、受入者の留意事項への署名
※受入にあたり署名を拒否する者は、受入を拒否してもよい。
- ②簡易トイレ使用区域の設定等の保健衛生活動
- ③計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
※備蓄食料の提供については、賞味期限を確認するとともに、賞味期限切れの備蓄食料の提供については慎重に検討し、提供する場合には、その旨の事実を告げることが重要である。
- ④し尿処理・ごみ処理のルールの確立・周知
- ⑤テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者への伝達

⑥受入可能人数に達したした場合の新たな受入の停止、都道府県・市区町村等への報告

（4）一時滞在施設の閉設（概ね4日後以降）

①帰宅支援情報の提供

②一時滞在施設閉設の判断（行政機関からの情報等を踏まえる）

③受入者の帰宅誘導

一定期間を超えてなお滞在する施設滞在者等に対し、退去要請等を行う

④他の避難所への要配慮者の誘導

4. 災害時の支援策

（1）一時滞在施設への情報提供

国、都道府県及び市区町村は、交通機関の復旧情報や道路の被災・復旧に関する情報等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を適宜提供する。

（2）一時滞在施設間の調整

都道府県及び市区町村は、一時滞在施設からの報告をもとに受入人数や各種物資の過不足を把握し、施設間の調整を行う。

都道府県及び市区町村は、受入者の帰宅等により施設の滞在人数が少数となったときは、他の一時滞在施設に移動させるなど、一時滞在施設の早期閉設を支援する。

（3）施設滞在者への退去要請

一時滞在施設の開設期間は、原則として3日間としていることから、都道府県及び市区町村は、施設管理者の要請に基づき、一定期間を超えてなお滞在する施設滞在者等に対する退去要請等の対応を実施する。

（4）損害等への対応

国、都道府県、市区町村は、一時滞在施設の運営に関して施設管理者に損害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、積極的に協力して対応する。

なお、施設管理者の損害賠償責任の範囲について、内閣府(防災担当)が現時点の考え方を整理し、参考資料7に示している。

5. その他

災害救助法が適用された区域については、食品の給与、飲料水の供給等が国庫負担の対象となる可能性がある。

第4章 帰宅困難者等への情報提供

1. 施設管理者や地方公共団体等に期待される情報提供のあり方

(1) 企業、学校、大規模集客施設等における情報提供

- ・従業員、児童・生徒、利用客等の冷静な行動を促すために、安否情報や地震情報・被害情報を提供できる体制を整備することが望ましい

(2) 一時滞在施設における情報提供

- ・発災直後は安否情報や被害情報の提供が、帰宅が開始される混乱收拾時以降は、帰宅経路を知るための地図情報・道路通行情報、災害時帰宅支援ステーションの位置等の情報の提供が求められる

(3) 災害時帰宅支援ステーションにおける情報提供

- ・徒歩帰宅者に対して、地図等による道路情報やテレビ・ラジオ等で知り得た被災情報等の提供が求められる

(4) 施設管理者や地方公共団体に求められる平時からの取組

- ・情報提供担当者の指定
- ・市区町村が自ら収集・提供すべき情報と情報源の紹介が適切な情報との区別、各々の情報の入手先及び入手方法の確認（情報の種類は参考資料8を参照）
- ・情報提供を行うための設備の整備（インターネット、掲示物等）
- ・発災時の情報提供の実施マニュアルの整備
- ・平時から準備可能な情報提供資材（紙）の作成・配布
- ・各種施設（企業、学校、大型商業施設、一時滞在施設等）との連携体制の確認
- ・大型ビジョン、デジタルサイネージ事業者等との協議
- ・家族等との安否確認手段の周知
災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、web171、災害用音声お届けサービス、SNS、IP電話等の安否確認手段と複数の安否確認手段を使うことの有用性や利用方法等の周知

第5章 駅周辺等における混乱防止

大規模地震が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し、混乱等が発生することが予想される。

この際、駅周辺の事業者や学校等からなる駅前滞留者^{※3}対策のための協議会が中心となり、地域の行動ルールに基づき混乱を防止する共助の取組が必要となる。

※3 特定の駅周辺における「滞留者」を指し、帰宅可能な近距離の徒歩帰宅者及びそれ以外の帰宅困難者等を含め、総合的な対策が必要である

1. 駅前滞留者対策を講じるべき地域の特性の把握

（1）滞留者の特性把握

①滞留者数の把握

- ・大規模地震発生後、駅前滞留者対策を講じることが必要になる地域内に発生する滞留者数やその性別、年代別及び居住地等の属性を整理することが重要である
- ・滞留者の状況については、各都市圏パーソントリップ調査や携帯電話の空間統計情報^{※4}等を参考にするとよい

※4 モバイル空間統計：株式会社NTTドコモでは、携帯電話等の契約情報に基づき、任意のエリア内及び時刻における滞留者数を把握することができる

（株式会社NTTドコモホームページ

http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/mobile_spatial_statistics/より）

②当該地域の特徴の把握

- ・当該地域の地形や街並み等の地理的特性、交通ネットワーク上の位置付け、主要産業、地域社会の特徴等もあわせて調査することも重要である

2. 駅前滞留者対策協議会の設立^{※5}

※5 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域の協議会が組織されている場合は、その協議会が駅前滞留者対策協議会の役割を担い、都市安全確保計画を作成することとなる

（1）駅前滞留者対策協議会の参加団体

- ・想定される参加団体は、①町内会・商店街②鉄道事業者③ライフライン事業者④駅周辺の大規模集客施設（百貨店、劇場、映画館、ホテル等）⑤駅周辺の企業⑥周辺の医療機関⑦学校等の教育・研究機関⑧市区町村・警察署・消防署等が考えられる

（2）運営について

- ・参加団体の名簿管理、協議会の運営（資料作成、司会進行）、協議会の開催連絡、訓練の企画立案等については、市区町村が事務局となって実施することが基本である
- ・各種取組については、参加団体で協議・決定し、役割を分担することが重要である

3. 地域の行動ルールの策定

駅前滞留者対策協議会においては、「自助」「共助」「公助」の各視点に基づき、「地域の行動ルール」を策定する。

(1) 「組織は組織で対応する(自助)」

- ・地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに従業員・来所者、生徒等に対する取組を行う（「第2章 2. 企業等における施設内待機」を参照）

(2) 「地域が連携して対応する(共助)」

- ・駅前滞留者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部を立ち上げ、地域の事業者等と連携して対応する（「第2章 3. 大規模な集客施設や駅等における利用者保護」及び「第3章 一時滞在施設の確保」を参照）
- ・地域によっては、現地本部に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる

(3) 「公的機関は地域をサポートする(公助)」

- ・市区町村が中心となって、都道府県・国と連携・協力し、防災活動に必要な情報（被害状況、交通情報等）の提供等を通じて地域の対応を支援する

(4) 駅前滞留者対策訓練の実施

- ・駅前滞留者対策の充実を図るため、PDCAサイクルに基づき継続的に訓練（①駅前滞留者の誘導訓練②徒歩帰宅訓練③現地本部等の立ち上げ運営訓練④駅前滞留者及び協議会参加団体に対する情報受信訓練⑤一時滞在施設の開設訓練⑥机上（図上）訓練等）を実施・検証し、災害時の体制作りを行うことが重要である

第6章 徒歩帰宅者への支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等の多くは、混乱收拾時以降、長距離を徒歩で帰宅せざるを得ないと考えられることから、徒歩帰宅者が自宅まで円滑に帰るための支援が必要となる。

1. 災害時帰宅支援ステーション（参考資料5）

（1）災害時帰宅支援ステーションの概要

- ・災害時帰宅支援ステーションは、災害時に、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ、沿道情報等の提供、休憩の場の提供を行い、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう可能な範囲で支援を行う施設である
- ・想定する施設として、公共施設のほか、民間施設としては、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等である
- ・開設する期間は、発災後（主に72時間以降）から、企業等に施設内待機した者や一時滞在施設で待機した者等が移動を開始し、概ね帰宅するまでの期間である

（2）災害時帰宅支援ステーションの確保

- ・都道府県、市区町村は、チェーン店、企業、団体等と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションとして指定する
- ・各種事業者団体、企業等は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発を図るとともに、協定の締結を進める
- ・災害時帰宅支援ステーションは原則公表し、住民等への周知は都道府県及び市区町村が関係団体と連携して行う
- ・住民への周知方法はステッカー、のぼり、看板の設置等が考えられる
- ・都道府県、市区町村は、災害時帰宅支援ステーションの開設状況をフランチャイズチェーン本部等から収集し、徒歩帰宅者に提供する

2. 帰宅支援対象道路

- ・徒歩帰宅者に対する支援のため、徒歩帰宅ルート（帰宅支援対象道路）を設定することが重要である
- ・帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置等のほか、徒歩帰宅者のための歩行空間の確保（無電柱化、バリアフリー化、不法占用・違法駐輪等の一扫）といった平時からの取組が重要である
- ・また、徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設等を平時から把握することが可能となる上に、参加者が運動靴や携帯可能な食品等の徒歩帰宅に必要な備品を認識し、日頃からの災害への備えを意識する契機となるなどの効果が期待できる

第7章 帰宅困難者等の搬送

1. 帰宅困難者等の搬送の考え方

- ・地震に伴う公共交通機関の停止により、事業所や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者等は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救命・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降を目途^{※5}に、順次帰宅することが想定される
 - ・帰宅困難者等の帰宅に当たっては、まず、自宅までの距離が徒歩帰宅可能な一定の距離内である帰宅困難者等に対しては、徒歩帰宅を促すことを原則とする
 - ・自力での徒歩帰宅が困難な避難行動要支援者等（障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの人、遠距離通学の小学生等を主な対象とする。以下、「特別搬送者」という。）に対しては、何らかの搬送手段を確保して自宅への帰宅を促すことが必要である
- ※5 災害の規模や被害の状況によっては、3日目までの間に帰宅支援ができる場合もあるため、4日目以降でないと帰宅させてはならないというのではなく、帰宅支援の移行のタイミングについては、国、都道府県等の関係機関とよく調整した上で、決定する必要がある。

2. 特別搬送者を対象とした搬送オペレーションの基本的な考え方

（1）搬送拠点とルート

- ・搬送拠点は、鉄道のターミナル駅から徒歩圏内（最長2km以内）の一時滞在施設、駅前バスターミナル、オープンスペース（公園・学校グラウンド等）等を候補地とすることを基本とする
- ・搬送ルートは、緊急輸送道路、帰宅支援対象道路等を中心に複数設定することを基本とする

（2）搬送マニュアルの策定

- ・行政及び搬送に係る民間企業等の関係機関が調整の上、帰宅困難者等の搬送に係るマニュアルを策定するとともに、図上訓練や実動訓練等を通じて、その実行可能性等を検証した上で、必要に応じ修正していく
- ・民間バス及びタクシーの具体的な運用については、特別搬送者の搬送オペレーションが円滑かつ確実に実施されるよう、災害対策基本法等に定める災害時の交通規制に関する手続等を踏まえ、関係機関で調整を行うものとする
- ・搬送に係る費用負担については、関係機関で協議・調整を図るものとする

第8章 国民一人ひとりが行うべき平時からの取組への啓発

大規模地震発生時の帰宅困難者等対策については、多数の死傷者・避難者が想定され、行政による「公助」だけでは限界があることから、可能な限り「自助」を前提としつつ「共助」を含めた総合的な対応が求められる。

発災時には、平常時は問題なく利用できた通信や交通等の手段が利用できなくなる事態が発生する。国民一人ひとりがそうした事態を想定して、発災時に情報収集や徒歩帰宅等をより円滑に行うことができるよう、対応策に平時から取り組むことが期待される。

このため、国、地方公共団体、事業者等は、国民一人ひとりが平時から行うべき取組が理解され、認識できるように、帰宅困難者対策に関するポスターの掲示やチラシの配布等の啓発活動を継続的に行うことが重要である。

また、企業や学校等においては、従業員や児童・生徒等が帰宅困難者となる場合を想定して、対応策への取組を行うよう、平時から従業員や生徒・保護者に推奨・指示を行うことが重要である。

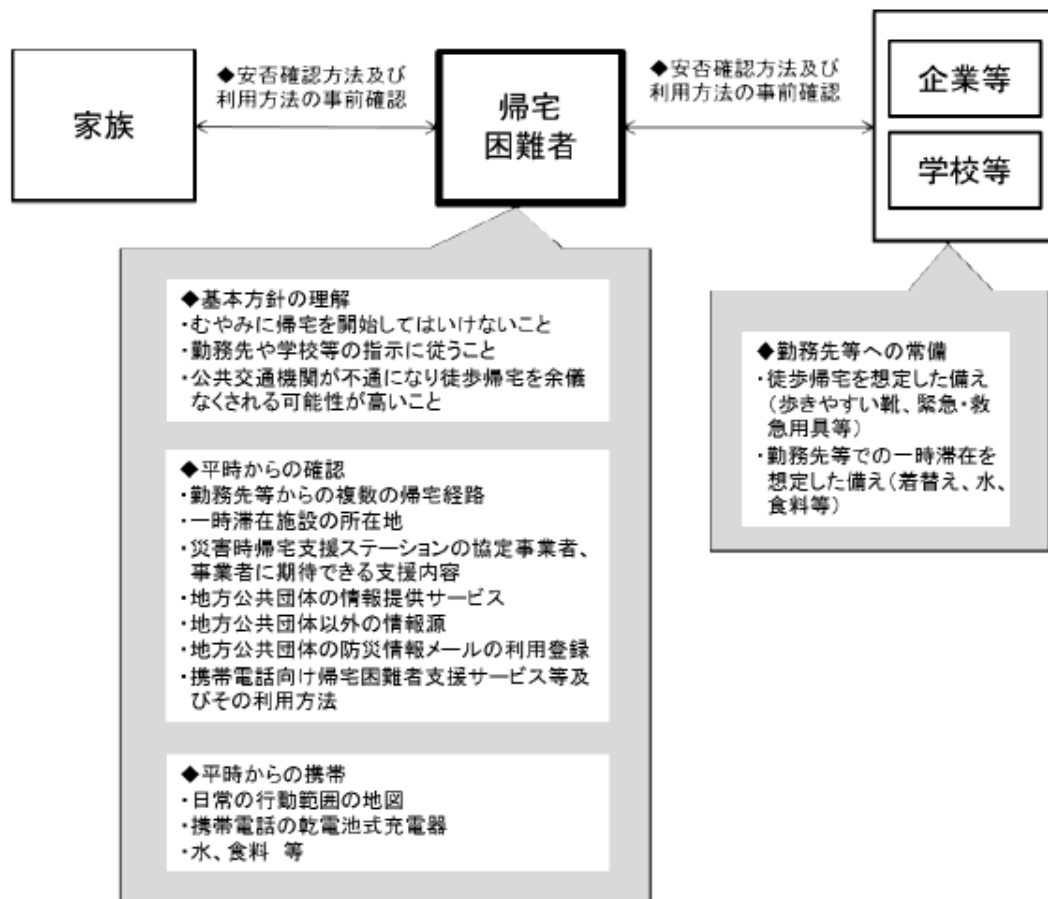


図 国民一人ひとりを実施すべき平時からの取組

【参考資料1】

平成23年11月22日
首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

一斉帰宅抑制の基本方針

＜基本的考え方＞

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。首都直下地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底する。

この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等（官公庁や団体も含む。以下同じ。）に一斉帰宅抑制を促していく。この際、安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備することが必要である。

特に、行政においては、企業等における一斉帰宅抑制が実効あるものとなるように必要な対策を実施する。

児童・生徒の安全確保のため、学校など関係機関に、必要な取組を求めていく。

＜具体的な取組＞

（従業員等の待機・備蓄）

企業等は、首都直下地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努めるものとする。

企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

（大規模な集客施設等での利用者保護）

首都直下地震発生時には、大規模な集客施設やターミナル駅等において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

（従業員等を待機させるための環境整備）

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

（事業継続計画等への位置づけ）

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

（安否確認）

企業等は、首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

（訓練）

企業等は、首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うものとする。

以上

I
第1章

I
第2章

I
第3章

II
第4章

II
第5章

第6章

III
参考資料編

【参考資料2】

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の考え方

1 対象となる企業等

大規模地震発生により被災の可能性のある国、都道府県、市区町村等の官公庁を含む全ての事業者

2 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

3 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布については、1人当たり1枚
- (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

4 備蓄品目の例示

- (1) 水 : ペットボトル入り飲料水
- (2) 主食 : アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
- (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

(備考)

①上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。

(例) 非常用発電機、燃料※、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
※危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要




②企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。

(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

【参考資料3】

鉄筋コンクリート造用チェックシート（低層・壁式構造） 第一次調査の例
 （「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」
 （平成27年2月内閣府（防災担当））

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC造) 外部調査

【災害時調査シート】		《第__回目チェック》作成日時：平成__年__月__日 __時__分	
第1次		一見して危険かどうかの調査	
(1) 一見して危険と判断される			
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : × ○の場合の対応 応急対応等
構造体の傾き	1 避難建物全体、又は一部が崩壊・落階している。		危険なため建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が、崩壊している。又は、上部構造と基礎がずれている。		危険なため建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜している。		危険なため建物の使用不可
その他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。		危険なため建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。		危険なため建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物（窓枠や外壁、看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊している。		危険なため建物の使用不可
備考欄			
※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次、余震による危険性の調査へ移行する。		施設名称： 記入者：（所属）_____ 氏名：_____ 連絡先：_____	

I 第1章
I 第2章
I 第3章
II 第4章
II 第5章
第6章
III 参考資料編

【参考資料 4】

表 帰宅困難者等の対策に関する施設等の概要

区分	一時滞在施設	災害時帰宅支援 ステーション	避難所
設置時期 ※1	発災から72時間(原則 3日間)程度まで	発災後、協定を結んだ 地方公共団体から要 請を受けた時	発災から2週間程 度まで(復旧・復興 の状況によっては それ以上)
目的	帰宅困難者等の受入	徒歩帰宅者の支援	地域の避難住民の 受入
支援事項	食料、水、毛布又はブラ ンケット※2、トイレ、 休憩場所、情報等	水道水、トイレ、帰宅 支援情報等	食料、水、毛布、ト イレ、休憩場所、情 報等
対象施設 ※3	集会場、庁舎やオフィス ビル、ホテル、学校等	コンビニエンススト ア、ファミリーレスト ラン、ガソリンスタン ド、都立学校等	学校、公民館等の公 共施設、指定された 民間施設

※1 設置時期はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要である。

※2 ブランケット：アルミ等の極薄素材で作られた防風・防寒・防水シート

※3 対象施設はあくまで例示であり、全ての施設で上記の支援が行われるわけではないことに留意が必要である。

【参考資料5】

一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定の基本条項（ひな形）

※このひな形は、一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する基本的な条項を記載したものであり、実際の協定を作成するに当たっては、個々の一時滞在施設の状況に応じて、必要な条項を適宜追加及び削除することを妨げるものではない。

●●区（市町村）（以下「甲」という。）と●●株式会社（以下「乙」という。）は、【●●都道府県帰宅困難者対策条例（平成●●年●●月●●日●●都道府県条例第●●号）第●●条第●●項の規定に基づき、】乙の管理する施設への一時的な受入について、次の通り協定を締結する。

※条例がない場合は【 】内は不要

（目的）

第1条 この協定は大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが無い場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- 二 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- 三 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表又は非公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。（公表しないものとする。）

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。（公表しないものとする。）

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- 一 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- 二 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- 三 トイレやごみの処理などの施設の衛星管理を行うこと。
- 四 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- 五 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- 六 その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(内閣府(防災担当))」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- 一 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- 二 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- 三 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- 四 その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 乙は第6条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(損害)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

(定期的な訓練)

第11条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第12条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、

訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（有効期限と見直し）

第 13 条 この協定の有効期限は協定締結の日から●年を経過する日までとし、有効期限の 2 ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き●年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

（その他）

第 15 条 乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数及び算出根拠を甲へ提出するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成●年●月●日

甲

乙

【参考資料6】

○一時滞在施設のピクトグラムの例

・京都市



○帰宅支援ステーションのステッカー・のぼりの例

・九都県市



【参考資料 7】

施設管理者の損害賠償責任について

1. 基本的な考え方

一時滞在施設において、例えば余震により天井が崩落するなど、建物に起因して帰宅困難者が損害を受けた場合、施設管理者に賠償責任が生じる場合も考えられるが、これを法制度で一律に免責とすることは現状では民法上の被災者保護の観点から困難である。しかし、施設管理者の責任の範囲について、より明確にする必要があるため、法制度上の担保も含め、引き続き検討を進めることが重要である。また、一時滞在施設の確保を今後さらに促進するためには、災害時の一時滞在施設の運営に関して、当面行うべき対策を講じ、施設管理者が損害賠償責任を問われることのないようにしていく必要がある。

加えて、施設管理者が帰宅困難者の受入を行った際に、帰宅困難者に損害が生じるなど、何らかの問題が発生し、又は発生する可能性がある場合には、国、都道府県及び市区町村は施設管理者に積極的に協力して対応することが必要である。

2. 施設管理者の善管注意義務

施設管理者が一時滞在施設として自社ビル等を提供し、帰宅困難者を受け入れる場合、施設管理者は、善良な管理者として通常期待されるレベルの注意義務（以下「善管注意義務^{*1}」という）をもって、受け入れた後の対応をする必要があるということになる。この善管注意義務を果たすため、施設管理者は下記の事項に対応するよう努めることが重要である。

(1) 平常時の対応

- ① 帰宅困難者の受入に係る運営計画又はそれを含む防災計画をあらかじめ作成しておくこと。
- ② 過剰な人数の受入は、収容した滞在者すべてを危険にさらすことになることから、受入可能人数をあらかじめ定めておくこと。
- ③ オフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内ガラス飛散防止措置等に努めること。
- ④ 災害発生時の建物内の点検箇所（受入のための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく天井や天井設置設備等も重要となる。また、災害時に利用する予定のトイレの点検も重要である。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成すること。
- ⑤ 提供する備蓄食料については賞味期限等の一般的な衛生管理に留意すること。なお、無償譲渡である場合には、免責される可能性がある（民法第 551 条）。

(2) 発災時の対応

- ① チェックシートに基づき建物内の被害状況の把握や施設の安全性を確認すること。
- ② 施設内の立入禁止区域（危険箇所や事務室等）を設定すること。
- ③ 一時滞在施設の運営にあたり、施設滞在者に協力してもらう場合には、施設管理者は安全配慮義務を果たすため、従業員と同様に適切な指揮監督を行い、危険業務の禁止等を徹底すること。
- ④ 備蓄食料の提供については、賞味期限を確認するとともに、賞味期限切れの備蓄食

料の提供については慎重に検討し、提供する場合には、その旨の事実を告げること。
 ⑤余震、延焼、電力途絶等の影響で退去しなければならない状況になった場合には、他の施設や避難場所への案内や誘導を実施すること。

3. 施設管理者と受入希望者との受入条件の合意（受入希望者の承諾）

施設管理者が善管注意義務を果たしても、施設滞在者に何らかの損害が生じた場合、施設管理者は損害賠償責任を問われる可能性がある^{※2}。この場合には、国、都道府県及び市区町村に積極的な協力を要請することと併せて、事前の備えとして、施設管理者と受入希望者とが受入条件（建物・施設の瑕疵に基づく損害賠償責任の免責特約等を含む。）について合意した上で利用してもらうという契約行為が有効となる。このため施設管理者は、書面・帳票を準備し、受入条件を承諾する旨の署名をした受入希望者のみを受け入れるという対応も、建物・施設の状況によってはあり得る。

【受入条件の内容】

- i. 共助の観点から管理者が善意で施設を開設・運営していることや、帰宅困難者を屋外に滞在させるよりはよいなどの理由で、停電で消防用設備が機能しない中で運営する場合があること等を理解していること。
- ii. 施設滞在者は施設管理者の指示に従うこと、また指示に従わない場合には一時滞在施設からの退去を要求する場合があること。
- iii. 一時滞在施設は、災害時に共助の観点から善意で開設・運営されるため、施設管理者は施設内における事故等（建物・施設の瑕疵による事故を含む。）については、故意又は重過失がない限り責任を負わないこと。
- iv. 施設滞在者が自らの体調を崩したり、インフルエンザ等の感染症に感染する場合についても、施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないこと。
- v. 施設滞在者の所持する物品は、基本的に預からないこと、やむを得ず預かる場合でも、故意又は重過失がある場合を除き、破損や紛失の場合は責任を負わないこと。
- vi. 余震、延焼、電力途絶等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること。
- vii. 施設を閉鎖する場合等において、施設管理者又は行政から全員又は一部の施設滞在者へ移動の指示があった場合には、その指示に従うこと。
- viii. 負傷者の治療はできないことや、備蓄品に限りがあり食料等の配布ができない場合があること等、施設において対応できない事項があることを理解していること 等

4. 停電時のための事前の協定の締結

大規模地震の発生により広域的な停電となることも想定されるが、このような中で一時滞在施設を運営していくことも考慮しておく必要がある。

消防法では、誘導灯など、消防用設備等の設置及び維持について規定されており（消防法第17条）、施設管理者はこの規定に従う必要がある。ただし、大規模地震が発生した非常時において、地方公共団体が設置した一時滞在施設^{※3}については、災害対策基本法により、消防法第17条の規定は適用されないこととなる（災害対策基本法第86条の2第2項）。

このため、一時滞在施設を提供する施設管理者は、広域的な停電が発生する中で一時滞在施設を運営することも考慮し、地方公共団体と一時滞在施設の提供に関する協定を締結しておくことが望ましい。

※1 善管注意義務

業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位等から考えて通常期待されるレベルの注意義務をいう。

※2 不可抗力

極めて大きな余震等が発生した場合には、施設管理者は不可抗力による免責が認められる場合もあると考えられる。

※3 地方公共団体が設置した一時滞在施設

「地方公共団体が設置」とは、地方公共団体が自ら設置する場合のほか、例えば、事前に都道府県や市区町村と締結した協定に基づき、施設管理者たる民間事業者が開設する場合も含まれる。

なお、民間事業者が開設する場合は、当然ながら、地方公共団体は当該施設の占有者・所有者とはならない。

【参考条文】

民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）抄

第三編 債権

第二章 契約

第二節 贈与

（贈与者の担保責任）

第五百五十一条 贈与者は、贈与の目的である者又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知らずながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。

第十節 委任

（委任）

第六百四十三条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

（準委任）

第六百五十六条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

第三章 事務管理

（事務管理）

第六百九十七条 義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。

2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

第五章 不法行為

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第七百七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第八十六号）抄

第四章 消防の設備等

第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。

災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）抄

（指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

（避難所等に関する特例）

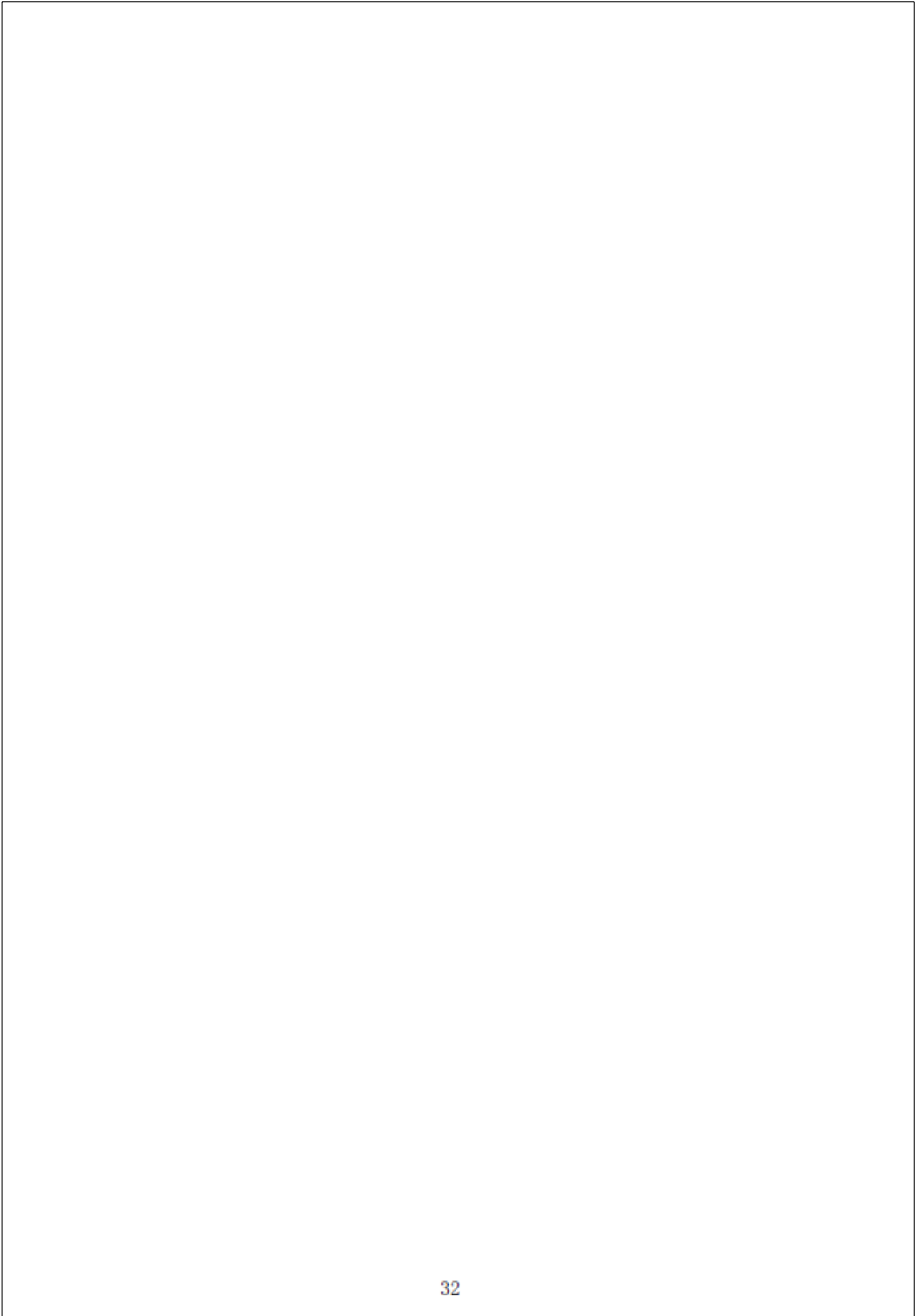
第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の規定は、適用しない。

【参考資料8】

表 帰宅困難者等に提供すべき情報の種類

		情報による行動		
		①むやみに移動を開始しないように促すために必要な情報	②帰宅困難者等の安全確保・危機回避のための情報	③帰宅困難者等の安全な帰宅のための情報
周知	むやみに移動を開始しないことの周知	○		
	身の回りの危険からの安全確保と被害状況に応じた避難の必要性等の注意喚起		○	
	安否確認手段やその利用方法についての情報	○		
地震情報	震度情報・余震に関する情報	○	○	○
安否情報	家族や知人の安否情報	○		
被害情報	自分が住む地域の被害（市区町村単位の被害）	○		○
	自分が居る地域の被害（市区町村単位の被害）		○	
	自分の居場所周辺の被害（より身近な被害）		○	
	道路・通信・ライフラインの被害・復旧見込	○	○	○
	公共交通機関の運行状況・復旧見込	○	○	○
指示	会社・学校・施設における対応方針、指示	○		
	避難の指示		○	○
帰宅情報	一時滞在施設の開設・運営情報		○	○
	帰宅途上の道路の通行止め、沿道の被害、混雑状況		○	○
	災害時帰宅支援ステーション等の開設・運営情報		○	○
	駅周辺の混雑状況		○	○
	帰宅困難者の搬送体制		○	○



3-7 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策の取組事例集（内閣府）

平成30年3月初版

大規模地震の発生に伴う 帰宅困難者対策の取組 事例集



内閣府（防災担当）

I
第1章

I
第2章

I
第3章

II
第4章

II
第5章

第6章

III
参考資料編

はじめに

大規模地震の発生に伴い、膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される大都市圏において、官民が連携して対策の検討を行う際に活用していただくことを目的として、平成27年3月に「大規模地震の発生に伴う 帰宅困難者対策のガイドライン」（以下、「ガイドライン」とする）をとりまとめた。

その後、ガイドラインを参考に、各都市圏で関係機関が参画した帰宅困難者等対策協議会等を中心に、官民連携で帰宅困難者対策が推進されており、様々な工夫をした取り組みが進められている。一方、一時滞在施設の確保が十分でない等、より一層の取り組みの強化が求められている。

本事例集は全国の地方公共団体の帰宅困難者対策の先進的な取組をまとめたものであり、各地域における課題解決の際に活用していただくことを目的として作成したものである。

また、本事例集は必要に応じて適宜充実を図っていく予定である。

目次

＜事例1＞一斉帰宅の抑制	
1-1	帰宅困難者対策の推進企業をPR 1
1-2	発災直後の安全な場所の確保 2
＜事例2＞一時滞在施設の確保	
2-1	備蓄等のスペースの融通 3
2-2	暫定的な一時滞在施設の確保 4
2-3	要配慮者専用スペースの確保 5
2-4	女性や要配慮者スペースの区画設定 6
2-5	施設管理者の損害等への行政の対応 7
＜事例3＞帰宅困難者等への情報提供	
3-1	アプリ等を活用した 一時滞在施設への案内情報の提供 8
＜事例4＞駅周辺等における混乱防止	
4-1	地域の立地特性に応じた対応 9
4-2	現場状況を迅速に把握するための態勢 10
4-3	地域と連携した情報提供や避難誘導 11
＜事例5＞国民一人ひとりが行うべき平時からの取組への啓発	
5-1	共助の取組の啓発 12

（一斉帰宅の抑制）

<事例 1-1>

帰宅困難者対策の推進企業をPR

- 帰宅困難者の一斉帰宅に伴う混乱を回避することと併せて、帰宅困難者自身の安全を確保するために、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠です。
- そのため、企業等においては従業員等の施設内待機やそのための備蓄等の取組を進めていく必要があり、行政もこの取組を促進することが重要です。

概要

さいたま市では、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」等の趣旨に沿って、自社施設内に従業員等を留めるための安全対策、備蓄の推進、安否確認手段の周知等の帰宅困難者対策に取り組む企業である「帰宅困難者一斉帰宅抑制対策推進事業者」を募集しています。登録すると登録証が発行され、企業名のほか、取組事例についてもホームページで公表しています。

また、商工会議所会報誌に啓発記事掲載及び啓発チラシの折り込み等を実施することで、定期的に市内企業へ一斉帰宅抑制の基本方針に沿った対策や、企業を募集するチラシを配布し、帰宅困難者対策の普及啓発や、企業数の増加を図っています。

（登録企業数413、従業員数36,826人 平成29年8月31日時点）

「帰宅困難者一斉帰宅抑制対策推進事業者」募集中心！

本市では、首都圏下地帯等の大規模災害時に無様な帰宅により、駅周辺や路上に帰宅困難者が多数発生することを防ぐため、**自社施設内に従業員等を留めるための安全対策、備蓄の推進、安否確認手段の周知等の帰宅困難者対策を推進していただける事業者を募集**しています。

なお、登録いただいた事業者については、帰宅困難者対策に積極的に取り組む事業者としてホームページ等でPRさせていただきます。

さいたま市ホームページ

◆**帰宅困難者一斉帰宅抑制対策推進事業者登録の条件**

1. さいたま市内で従業員を雇用している製造、工業、事務所等を有する事業者
2. 「一斉帰宅抑制の基本方針」や事業所における帰宅困難者対策ガイドライン等の趣旨に沿って、自社における帰宅困難者対策に取り組む事業者

当社の取組内容


施設では、災害時において、交通機関の機能停止による多く（約100名）の帰宅困難者が発生し、混乱を招くため、従業員を各フロア内に留めらるるために必要な対策を講じております。また、従業員の安全が確保、確認するために施設のガイドラインを構築しております。

施設は午後5時、災害時に従業員を各フロアに留めらるる方針を実行できるよう一斉帰宅抑制策に取り組んでおります。

HPで企業名のほか、具体的な取組事例を紹介

↑【さいたま市】
「帰宅困難者一斉帰宅抑制対策推進事業者」
（さいたま市ホームページより）

←【さいたま市】
「帰宅困難者一斉帰宅抑制対策推進事業者」募集の案内（さいたま市のチラシより）



ガイドライン

「第2章 一斉帰宅の抑制」「1. 一斉帰宅抑制の基本原則」

帰宅困難者対策において、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠である。具体的には、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、一時滞在施設の確保、家族等との安否確認手段の確保等の取組を進めていく必要がある。

(一斉帰宅の抑制)

<事例 1-2>

発災直後の安全な場所の確保

- 発災直後の一時滞在施設が開設されるまでの間、事業者等は駅の利用者等の安全を確保するために一時的に安全な場所で保護をする必要があります。

概要

仙台市では、大規模地震等の発生直後に、落下物などから身の安全を守るため、施設や一時滞在施設の安全が確保されるまでの間、緊急に退避する場所（仙台駅西口・東口駅前広場）を設定しています。安全が確認され次第、協議会が一時滞在施設へ順次案内・誘導を行います。

京都市では、世界文化遺産に登録されている施設の観光客等の帰宅困難者の発生が予想される地域で帰宅困難者を一時的に退避させる場所を、施設所有者等と協定を締結することで確保しています。帰宅困難者を観光地周辺で一時的に退避させることで、駅周辺への集中を防止することにもなります。

また、土地勘のない観光客等の帰宅困難者に一時的に退避する場所が分かるように誘導標識等を設置しています。



【仙台市】
一時滞在施設に向かう前に緊急に避難する場所の設定
(仙台駅周辺 一時滞在场所運営マニュアル(仙台市)より)



【京都市】
観光客等の帰宅困難者が緊急時に避難する場所を示す避難誘導標識

ガイドライン

「第2章 一斉帰宅の抑制」「3. 大規模な集客施設や駅等における利用者保護」
 ①施設の安全性の確認、利用者の施設内や安全な場所での保護

（一時滞在施設の確保）

<事例 2-1>

備蓄等のスペースの融通

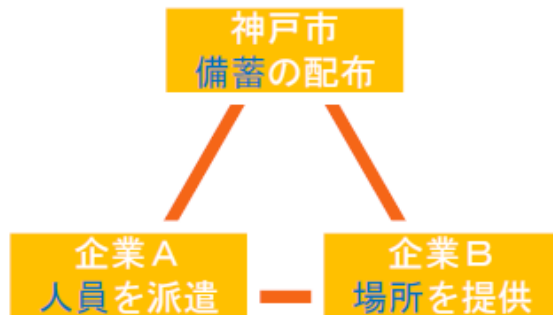
- 発災時に帰宅困難者を受け入れるスペースはあっても、平時から食料等の備蓄しておくスペースがないことや、対応できる人員がない等により、施設管理者の協力が得られずに一時滞在施設の確保が進まないことも考えられます。
- 地方公共団体と施設管理者が連携し、一時滞在施設の確保を推進する必要があります。

概要

仙台市では多くの帰宅困難者の発生が予想される仙台駅周辺で、備蓄スペースがない一時滞在施設のために、**駅施設内の倉庫等に食料等を備蓄**しています。また、各施設が1日目は仙台市が配備した備蓄で対応し、滞在2～3日目には区役所から物資を配送するなど、施設管理者の負担を軽減する仕組みを計画しています。

名古屋市でも同様に名古屋駅近郊の施設が倉庫を提供し、一時滞在施設向けの備蓄拠点の役割を果たしています。

神戸市では、企業の特徴や課題を把握し、企業間をマッチングすることで、1つの一時滞在施設でスペースの提供と施設の運営を別企業で連携して協力する3者協定を締結しています。



【神戸市】3者協定のイメージ図
 企業AとBは同じビル内にあるため、発災時においても人員を派遣することが可能

ガイドライン

「第3章 一時滞在施設の確保」 「1. 基本的な考え方」
 「(5) 都道府県、市区町村、国及び事業者の役割分担」
 都道府県、市区町村、国及び事業者は、共助の観点で、互いに協力して一時滞在施設の確保を進める

(一時滞在施設の確保)

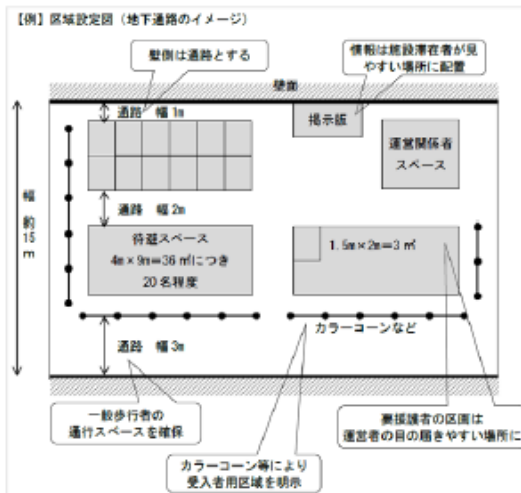
<事例 2-2>

暫定的な一時滞在施設の確保

- 一時滞在施設の確保が進んでいなくても、いざ発災すると不足分の確保が必要となります。
- そのため、平時から屋内ほど快適ではなくても、雨風を凌ぐことができるスペースを一時滞在施設に指定し、屋内の一時滞在施設が確保できるまでの暫定的な対応をすることも考えられます。

概要

仙台市では、JR仙台駅コンコース、地下鉄南北線仙台駅コンコース、仙台駅東西地下自由通路といった地下歩行空間を一時滞在施設として指定しています。歩行空間であることが前提であるため、一般歩行者の通行スペースを確保するためにカラーコーンで区切るなど、事前に一時滞在スペース化する区域設定方法をマニュアル化しています。



【仙台市】
通路を区画し一時滞在施設として利用する。
区域設定図（仙台駅周辺一時滞在所
運営マニュアル（仙台市）より）

ガイドライン

【第3章 一時滞在施設の確保】「1. 基本的な考え方」

「(5) 都道府県、市区町村、国及び事業者の役割分担」

事業者や学校等は、市区町村や都道府県の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、市区町村と協定を締結する

（一時滞在施設の確保）

<事例 2-3>

要配慮者専用スペースの確保

- 一時滞在施設の確保にあたっては、要配慮者に適したスペースの確保が必要です。
- 要配慮者への対応は市町村や関係機関が連携して、あらかじめ具体化することが必要です。

概要

習志野市では、津田沼駅周辺のホテルと一時滞在施設の協定を締結し、ホテルの空室を要配慮者向けに提供する計画としています。

神戸市では、床が絨毯敷きである結婚式場内の控室を要配慮者向けに提供する計画としています。

（例）【習志野市】災害発生時における特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入等に関する協力協定

大規模地震等の災害による交通の途絶などの事由により帰宅することが困難となり、**高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一時滞在施設での滞在において何らかの特別な配慮を要する者**（以下「特別な配慮が必要な帰宅困難者」という。以下同じ。）の**受入等の協力**に関し、甲（習志野市）と、乙（企業等）の間において、次のとおり協定を締結する。
～中略～

第〇条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、この協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。なお、要請先は、乙が運営する〇〇ホテルとする。

（1）**特別な配慮が必要な帰宅困難者に対し、乙の空いている客室を一時受入場所として提供**すること。



↑【神戸市】
要配慮者向けの一時滞在施設として協力する結婚式場の控室

←【習志野市】
駅周辺のホテルが要配慮者向けの一時滞在施設として協力（習志野市の協定書より）

ガイドライン

「第3章 一時滞在施設の確保」「3. 一時滞在施設の運営（発災時）」

「（2）発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね6時間後まで）」

②施設内の受入スペース、女性専用スペース、要配慮者スペース、運営要員専用スペース及び立入禁止区域（危険箇所や事務室等）等の設定

※要配慮者スペースについては別室を確保することがのぞましい。

(一時滞在施設の確保)

<事例 2-4>

女性や要配慮者スペースの区画設定

- 一時滞在施設の確保にあたっては、要配慮者に適したスペースの確保が必要です。
- 要配慮者への対応は市町村や関係機関が連携して、あらかじめ具体化することが必要です。

概要

さいたま市の大宮駅・浦和駅周辺帰宅困難者対策協議会が作成した「一時滞在施設運営ガイドライン」では、女性に配慮した区域設定に努めるとともに、移動が困難な要配慮者については、トイレや水道施設の近くに受入スペースを設けるほか、要配慮者の症状ごとのスペースの工夫例を紹介しています。

また、女性や要配慮者のためのスペースであることを明示するための施設内の案内表示例も提供し、施設管理者が施設の実情に応じて要配慮者に配慮した施設運営ができるよう工夫しています。

要配慮者の居場所の工夫（例）

- ・車いす利用者 ⇒ 通路のすぐ出やすい通路側に
- ・視覚障がい者 ⇒ 自分の位置が把握しやすい壁際に
- ・聴覚障がい者 ⇒ 掲示板や施設管理者の近くなど、資格情報が入手しやすい場所に
- ・認知症・自閉症 ⇒ 静かで落ち着ける場所に

【さいたま市】要配慮者の居場所の工夫例
(大宮駅・浦和駅周辺帰宅困難者対策協議会一時滞在施設運営ガイドラインより)

<p>女性優先スペース</p> <p>※女性の方は、休憩や睡眠の際にご利用ください。</p> <p>授乳室</p> <p>※乳幼児の授乳が必要な方もこちらをご利用ください。</p> <p>【図例6】</p>	<p>要配慮者優先スペース</p> <p>※体調が良くない方、ご高齢の方、障害のある方などに利用していただく場所です。</p> <p>【図例6】</p>
---	---

【さいたま市】女性や要配慮者のスペースであることを案内表示の例
(大宮駅・浦和駅周辺帰宅困難者対策協議会一時滞在施設運営ガイドラインより)

ガイドライン

「第3章 一時滞在施設の確保」「3. 一時滞在施設の運営（発災時）」
 「(2) 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね6時間後まで）」
 ②施設内の受入スペース、女性専用スペース、要配慮者スペース、運営要員専用スペース及び立入禁止区域（危険箇所や事務室等）等の設定
 ※要配慮者スペースについては別室を確保することがのぞましい。

（一時滞在施設の確保）

<事例 2-5>

施設管理者の損害等への行政の対応

- 一時滞在施設において、例えば余震により天井が崩落するなどにより、帰宅困難者が損害を受けることも考えられます。
- 一時滞在施設の確保を促進するためには、災害時の一時滞在施設の責任について明確化しておくことが考えられます。

概要

民間施設を一時滞在施設等として提供した結果、民間施設や帰宅困難者に損害が発生した場合に備えて、仙台市では、一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定の中で、民間施設自体や帰宅困難者に「故意または重過失がない限り」、市で負担をするとの内容を協定に明記しています。

習志野市でも安全配慮義務を果たしていれば民間施設側には責任が及ばないとしています。

（例）【仙台市】 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定

第〇条 甲（仙台市）は、この協定に基づき、乙（企業等）の本施設を利用した結果、施設及び設備、備品の一部ないし全部に損傷や棄損、汚損が生じた場合、並びに受入れた帰宅困難者に損害が生じた場合は、乙または受入れた帰宅困難者にその損害の発生原因について故意または重過失が無い限り、甲の費用負担により補償するものとする。

【仙台市】仙台市の協定書より

（例）【習志野市】 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定

第〇条 第〇条各号に掲げる協力に従事した乙（企業等）の職員等（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、甲（習志野市）が補償するものとする。
2 乙が第〇条各号の協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

【習志野市】習志野市の協定書より

ガイドライン

「第3章 一時滞在施設の確保」

「4. 災害時の支援策」 「(4) 損害等への対応」

国、都道府県、市区町村は、一時滞在施設の運営に関して施設管理者に損害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、積極的に協力して対応する。

(帰宅困難者等への情報提供)

<事例 3-1>

アプリ等を活用した一時滞在施設への案内情報の提供

- 発災時に帰宅困難者が冷静な行動をとるために必要な情報を入手できることが重要です。
- 情報提供を行うための様々な設備を整備しておくことが考えられます。

概要

川崎市では、発災時にすぐに配布できるように災害時配布用一時滞在施設マップを駅に配備しています。駅周辺から一時滞在施設までの経路が帰宅困難者自身で把握できるようにしています。(一時滞在施設マップについては事例 4-2 を参照)

京都市では、鉄道事業者の協力により、駅構内に設置した京都駅周辺案内地図に京都市帰宅支援サイトにリンクするQRコードを掲示しています。同サイトでは「やさしい日本語」による案内や多言語化(英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語)も対応しています。

名古屋市では、帰宅支援情報を提供する防災アプリで最寄りの一時滞在施設までの直線最短方向と距離を表示するサービスなどを提供しています。



【京都市】
京都駅周辺案内図にある帰宅支援サイトにリンクしたQRコード

【名古屋市】
名古屋市防災アプリ
(名古屋市提供資料に内閣府が一部加筆)

ガイドライン

「第4章 帰宅困難者等への情報提供」

「1. 施設管理者や地方公共団体等に期待される情報提供のあり方」「(4) 施設管理者や地方公共団体に求められる平時からの取組」

- ・ 情報提供を行うための設備の整備 (インターネット、掲示物等)
- ・ 平時から準備可能な情報提供資材 (紙) の作成・配布

（駅周辺等における混乱防止）

<事例 4-1>

地域の立地特性に応じた対応

- 駅前滞留者対策を実施する際に、地域内に発生する滞留者数を立地特性を踏まえて算出し、対策を講じることが重要です。

概要

川崎市では、東京都と横浜市の間に位置しているため、東京方面や横浜方面から徒歩で帰宅する場合に川崎市で帰宅を断念することを帰宅困難者の人数を算出する際に考慮し、対策を講じています。

京都市では、観光地域である特性を考慮して、外国人を含めた観光客を中心とした帰宅困難者の人数を主要な観光地ごとに算出して対策を講じています。



A市からB市へ徒歩で帰宅する帰宅困難者を対象として、川崎市の入口と出口の帰宅困難者数の人数の差を川崎市内で帰宅を断念する人数として算出している。
(a地点からb地点の間で出発地からの距離が10~20kmになる人は川崎市内で帰宅を断念する。)
(B市からA市へ徒歩で帰宅する帰宅困難者も同様に算出する)

自宅までの距離	帰宅困難割合
~10km	全員帰宅可能（帰宅困難割合=0%）
10~20km	1km増えるごとに10%増加
20km~	全員帰宅困難（帰宅困難率=100%）

【川崎市】帰宅を断念する人の算出の考え方
(川崎市地震被害想定調査報告書に内閣府が一部加筆)

	清水・祇園地域	嵯峨・嵐山地域
観光客数	約48,000人	約26,000人
うち、帰宅困難者数	約29,000人	約14,000人

【京都市】京都市では駅周辺で発生する帰宅困難者数はパーソントリップデータを利用して算出しているが、観光地で発生する帰宅困難者数は1年で最も観光客が多い時期・時間帯での通行量調査等を基に算出している。

(調査日：平成24年11月24日(土)
11:00~14:00調査)
(京都市観光地避難誘導取組指針を内閣府が一部修正)

ガイドライン

「第5章 駅周辺等における混乱防止」「1. 駅前滞留者対策を講じるべき地域の特性の把握」
「(1) 滞留者の特性把握」

- ①滞留者数の把握
 - ・ 大規模地震発生後、駅前滞留者対策を講じることが必要になる地域内に発生する滞留者数やその性別、年代別及び居住地等の属性を整理することが重要である
- ②当該地域の特徴の把握
 - ・ 当該地域の地形や街並み等の地理的特性、交通ネットワーク上の位置付け、主要産業、地域社会の特徴等もあわせて調査することも重要である

(駅周辺等における混乱防止)

<事例 4-2>

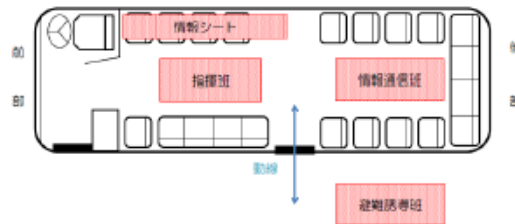
現場状況を迅速に把握するための態勢

- 発災時に現場状況を速やかに把握し、迅速な対応を取ることが重要です。

概要

武蔵野市では、東日本大震災時に市の本庁舎が駅から遠いため、職員を駅に派遣したが、安定して指揮する場所を確保できず、避難誘導等が難航した経験から、地元のバス会社と協定を締結することで路線バスの車体を現地対策本部として活用する計画としています。

今までは発災時に本部用のテントを手配し、駅前に設営する計画でしたが、バスを本部とすることによって、バス会社の営業時間内であれば路線バスは駅に乗り入れているため確保が容易である。また、天候に関係なく本部の設営ができるだけでなく、停電時でも照明が使用でき、現場の被害状況等に応じて本部を移動できる等のメリットがあります。



【武蔵野市】

吉祥寺駅周辺帰宅困難者対策訓練ではバスに市の職員や協議会が地図や複数の通信機器等を持ち込み、帰宅困難者を一時滞在施設へ迅速に誘導できることを検証した。(武蔵野市提供資料より)

ガイドライン

「第5章 駅周辺等における混乱防止」「3. 地域の行動ルールの策定」

「(2) 地域が連携して対応する(共助)」

- ・ 駅前滞留者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部を立ち上げ、地域の事業者等と連携して対応する

（駅周辺等における混乱防止）

<事例 4-3>

地域と連携した情報提供や避難誘導

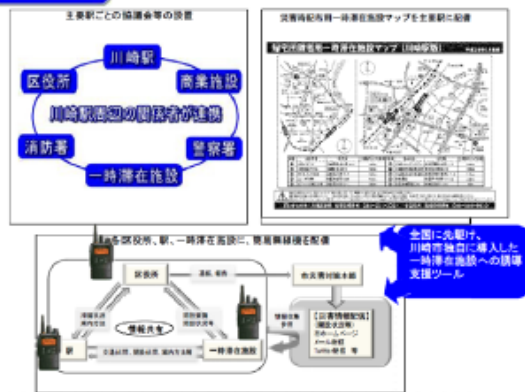
- 発災時に協議会が中心となって帰宅困難者等への情報提供や避難誘導等を実施するため、地域と連絡体制を構築できることが重要です。
- そのため、連絡機器等の資機材を平時から提供することが考えられます。

概要

川崎市では、区役所、駅、一時滞在施設が簡易無線機を配備することで密接な連携を取り、市で情報整理が容易になるような体制をつくっています。

京都市では、商店街組織など地域の様々な団体と協定を締結し、「避難誘導団体」として観光客等の帰宅困難者の誘導や被害状況等の情報提供を促します。

連携体制
（案内・誘導、情報提供、災害時要援護者等への支援など）



【川崎市】
災害時における行動ルールの概要
（川崎駅周辺の災害時における行動ルール（川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会）より）

避難誘導資機材の概要

	災害時用伊豆5	避難誘導用帽子	避難誘導用ジャケット	メガホン
資機材				
備	・1日持ち回しの使用 等は無料	・メッシュメッシュ ・裏面に文字	・メッシュ製 ・両面に材料 ・袖と背中にも文字	・容量(500g) ・防水 防塵 ・通話距離 約100m
数	1台	10個	10枚	2台
注	1台	—	—	—
備	—	10個	10枚	2台
	トランシーバー	標識用看板（旗）	災害時用電話	
資機材				
備	・防水、防塵 ・約1.5km通話可能 ・約1.5km通話可能	・高層ビルと対応 ・約1.5km通話可能 ・高さ約4.5m ・約1.5m	・機内の電源は電池 ・充電時は充電器 ・充電器は充電器 ・充電器は充電器	
数	—	1～4台 （施設規模による）	—	
注	2台	—	—	

【京都市】
避難誘導団体にはトランシーバー等を配備し、市と連携して対応できる体制となっている（京都市提供資料より）

ガイドライン

「第5章 駅周辺等における混乱防止」「3. 地域の行動ルールの策定」
（3）「公的機関は地域をサポートする（公助）」
・市区町村が中心となって、都道府県・国と連携・協力し、防災活動に必要な情報（被害状況、交通情報等）の提供等を通じて地域の対応を支援する。

I 第1章
I 第2章
I 第3章
II 第4章
II 第5章
第6章
III 参考資料編

(国民一人ひとりが行うべき平時からの取組への啓発)

<事例5>

共助の取組の啓発

- 帰宅困難者への対応については、行政による「公助」だけでは限界があることから、可能な限り「自助」を前提としつつ「共助」を含めた総合的な対応が求められます。
- 帰宅困難者がお互いに助け合う共助の取組を推進することが重要です。

概要

千葉駅周辺帰宅困難者等対策協議会（千葉市）が実施した、千葉駅帰宅困難者対策実動訓練において、千葉市内の看護専門学校が学生が帰宅困難者役として参加し、協議会と協力して、負傷者への応急手当や要配慮者を一時滞在施設に避難する補助等を実施しました。

習志野市では、地域の町会等が、津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会にも参加し、帰宅困難者への情報提供や駅周辺から一時滞在施設への誘導の役割を担っています。



【千葉市】

利用者保護訓練では帰宅困難者の中から応急手当の知識がある人を募集し、看護専門学校の生徒が処置した（千葉市提供資料より）

ガイドライン

「第8章 国民一人ひとりが行うべき平時からの取組への啓発」

・企業や学校等においては、従業員や児童・生徒等が帰宅困難者となる場合を想定して、対応策への取組を行うよう、平時から従業員や生徒・保護者に推奨・指示を行うことが重要である。

問合せ先

内閣府（防災担当）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1（中央合同庁舎8号館）
電話：03-5253-2111（調査・企画担当）
<http://www.bousai.go.jp>



4. エキサイトよこはま 22 まちづくりガイドライン防災・防犯分野

3

防災・防犯分野

(1) 民間と行政が連携した地震や水害などの災害に強い防災・減災まちづくり

基本方針

東日本大震災の教訓をふまえ、地域住民の生命を守ることはもちろんのこと、横浜駅周辺を訪れる来街者やそこで働く従業員等の生命を守ることを最優先とするとともに、経済的・物的な被害を最小化する災害に強い「防災・減災まちづくり」を民間と行政で連携して進めます。

特に、地震対策としては、橋梁や歩道橋などの都市基盤施設、上下水道などのライフライン施設の耐震性の強化や建物の耐震化の促進により地域全体の耐震性強化を図ります。

津波対策としては、津波避難施設協定の促進や避難経路・退避スペースとしても活用できる高さ5m以上のデッキレベルの歩行者ネットワークの構築などを含め、避難スペースの確保について検討します。

横浜駅周辺は、地盤面と水面との高低差が少ないため、大雨、高潮や津波による浸水被害を受けやすい地域であることから、河川、下水、まちづくりが連携した浸水対応が必要です。このため、地域全体の地盤面嵩上げを促進し治水安全性の向上を図ります。また、水面を利活用するための親水空間を確保し、地域全体の安全性強化と賑わいの拡充を図ります。

周辺への影響等により地盤面の嵩上げが困難な場合については、人命に関わる被害防止の観点から、不特定多数のものが利用する地下施設などで、出入り口の高さを上げることや止水板の設置により建物内部への浸水防止対策を実施し、水害に強いまちづくりを進めます。

あわせて、横浜市防災計画の内容をふまえた取組みを民間事業者・地元組織・行政などが連携し実施します。

○横浜市防災計画において想定している地震

東日本大震災の経験などを踏まえ、専門家の意見を参考にしながら、平成 24 年 10 月に「横浜市地震被害想定」を見直しました。この結果から、横浜市防災計画（震災対策編）では、以下の地震を想定地震としています。想定地震における被害状況等

○元禄型関東地震

横浜市内では、震度 5 強～7 の揺れになり、広い範囲で震度 6 強以上の強い揺れになる。

特に西区、中区、磯子区の沿岸部の一部では震度 7 となる。沿岸部の埋立地で液状化の可能性がかなり高い。内陸側でも、鶴見川流域のほか、柏尾川・境川の流域などでも液状化の可能性が高い。

○東京湾北部地震

横浜市内では、震度 4～6 強の揺れになり、特に市内東部では震度 6 弱以上の強い揺れになる。沿岸部の埋立地で液状化の可能性がかなり高い。

○南海トラフ巨大地震

横浜市内では広い範囲で震度 5 弱～5 強の揺れになり、一部で震度 6 弱の揺れになる。沿岸部の埋立地で液状化の可能性がかなり高い。

液状化による建物被害が、揺れによる建物被害を上回る。長周期地震動による高層建物や石油タンク等への影響も懸念される。

○慶長型地震

津波による全壊建物が 412 棟、半壊建物が 26,600 棟と想定される。道路や鉄道も浸水の影響を何らかの形で受ける区間が多数発生する。南関東から東海地区以西の広い範囲で津波被害が懸念されるが、揺れによる被害は比較的軽微と考えられる。

【出典】（横浜市地震被害想定調査報告書（平成 24 年 10 月）より）

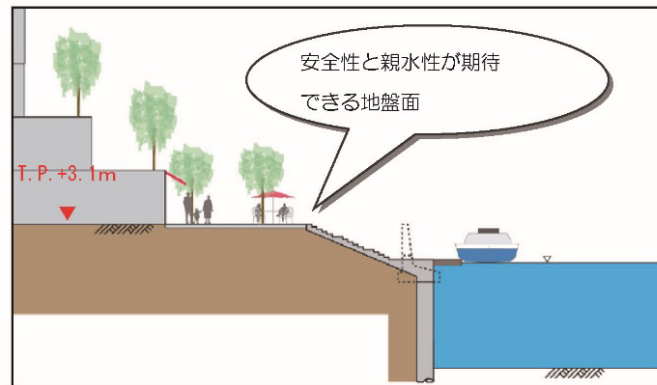
ガイドライン

【基本ルール】

- ◆建物の耐震化
- ◆高層建物において長周期地震動対策
- ◆建物からの落下物防止策（飛散防止フィルムなど）
- ◆「津波からの避難に関するガイドライン」に基づき、津波や大津波警報の発表及び避難勧告・避難指示発令の時における、海拔5m以上の高台への来街者の誘導又は堅牢な建物の3階以上（又は床上面が地盤から5m以上）の場所への来街者の受入れ
- ◆地盤嵩上げ及び建物内への浸水防止対策の実施
横浜駅周辺の地盤面の嵩上げ高さについては、高潮堤防高さ（T.P.+3.1m）以上を将来的な高さ目標とする。
※ただし、周辺への影響等により対応が困難な場合については、地盤面高さ又は出入り口高さを次のとおり段階的に嵩上げを実施することができる。
 - ① 現地盤面の高さが T.P.+1.0m未満の箇所については、朔望平均満潮位（T.P.+0.9m）を基準に T.P.+1.0m以上を目標
 - ② 現地盤面の高さが T.P.+1.0m以上 2.3m未満の箇所については、計画高水位（T.P.+2.3m）を基準に T.P.+2.3m以上を目標
 段階的な嵩上げも困難な場合は、協議の上、止水板等により建物内部への浸水防止対策を実施することができる。
- ◆センターゾーンの大規模開発（敷地面積 5,000 m²以上）において、建物敷地内に雨水貯留施設の設置（敷地面積 1 ha あたり 200 m³を貯留できる規模）

【検討事項】（取組み事例）

- ◇液状化対策の必要に応じた実施
- ◇津波避難施設としての協定締結
- ◇安全で速やかな避難誘導のためのデッキレベルでの歩行者ネットワークの整備
- ◇地盤嵩上げ及び建物内への浸水防止策の実施
現地盤面高さが T.P.+2.3m以上の箇所については、高潮堤防高さ（T.P.+3.1m）以上の地盤面高さ又は出入り口の高さを目標とする。
※ただし、周辺の影響により地盤面高さ又は出入り口高さの嵩上げが困難な場合は、止水板等により建物内部への浸水防止対策を実施することとする。
- ◇センターゾーン外の大規模開発（敷地面積 5,000 m²以上）において、建物敷地内に雨水貯留施設の設置
- ◇防災センター設置対象建築物の浸水対策として、地上部にサブ防災センターの設置などの災害対策強化



地盤面の高上げイメージ図

【既存建物所有者などに対する協力要請事項】

- 「津波からの避難に関するガイドライン」に基づき、津波や大津波警報の発表及び避難勧告・避難指示発令の時に、海拔5m以上の高台への来街者の誘導又は堅牢な建物の3階以上（又は床上面が地盤から5m以上）の場所への来街者の受入れ
- 津波避難施設としての協定締結
- 地下階に防災センターのある建物の浸水対策として、地上部にサブ防災センターの設置などの災害対策強化
- 地下入口部分への止水板設置等による浸水対策

(2) 災害時における滞留者や帰宅困難者への対策

基本方針

東日本大震災の教訓をふまえ、滞留者、帰宅困難者^{※1}の発生による避難の際の混乱防止や救急・救援活動の阻害などを回避することを含め、帰宅困難者一時滞在施設、帰宅支援ステーションの拡充や滞留者・帰宅困難者の発生抑制対策を行うとともに、再開発等によって滞留者・帰宅困難者が増加しないような取組みを民間事業者や地元組織などと連携し、滞留者・帰宅困難者対策の強化を図ります。

また、「都市再生安全確保計画」^{※2}の作成による滞留者・帰宅困難者対策の強化や民間事業者や地元組織の自主防災活動等により、まち全体での防災・減災に向けた対策の強化を図り、地域住民や来街者などに安全・安心を提供する体制を整えます。併せて、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」^{※3}のガイドラインや横浜市防災計画の内容をふまえた取組みを民間事業者・地元組織・行政などが連携しながら実施します。

(※1) 滞留者…外出時、災害発生により移動手段を失い、出先で滞留状態になった人

帰宅困難者…「滞留者」のうち、自宅と滞留場所との距離が遠く、徒歩帰宅ができない人

エキサイトよこはま22エリアにおける災害発生時の滞留者数・帰宅困難者数は、平日15時台で最大となり、滞留者約19万人、帰宅困難者約6.7万人（平成24年度推計）。

(※2) 「都市再生安全確保計画」…都市再生特別措置法に基づき、官民が連携して、災害時の混乱の発生等による人的被害等の抑制を図るとともに、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施し、民間事業者の事業継続を容易にする環境を整え、就業者を含む滞留者等の安全性の向上及び立地する企業等の事業継続性を向上させることにより、地域全体のブランド力や都市の国際競争力の強化を図る目的で作成するエリア防災計画

(※3) 「首都直下地震帰宅困難者対策協議会」…東北地方太平洋沖地震の教訓をふまえ、国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組みに係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討するために設置された協議会

ガイドライン

【基本ルール】

- ◆建物内で働く従業員の施設内待機
- ◆建物に訪れる来街者数に応じた滞留者・帰宅困難者受入れのための事前の取組みの実施
- ◆滞留者・帰宅困難者の受入れの実施

※「建物に訪れる来街者数に応じた滞留者・帰宅困難者」の算出については、個別協議とする

従業員の施設内待機や滞留者・帰宅困難者受入れのための事前の取組みについて

大規模災害によって滞留者等が集中することにより生じる混乱を最大限に抑制するためには、まず、自社従業員を施設内待機させることが重要であり、物資の備蓄や最低限業務に必要な電力の確保などが必要となります。

滞留者・帰宅困難者を受入れるためには、平常時に使用しているスペース（会議室、施設内通路・広場など）を、滞留者・帰宅困難者の受入れ場所として活用することについて、建物計画時から検討が必要です。

併せて、滞留者・帰宅困難者を支援するためには、備蓄の準備、非常用トイレの整備、情報提供などが必要となります。

○備蓄について

- ・従業員分として3日分の「備蓄品」（水、食料、毛布、非常用トイレなど）の確保
- ・受け入れ予定の帰宅困難者数1日に対応する「備蓄品」の保管スペースの確保

○トイレについて

- ・受け入れ予定の滞留者・帰宅困難者数に応じた「非常用トイレ」の整備

○情報提供について

- ・テレビ・ラジオなどを用いた災害情報の提供
- ・公衆無線 LAN システムなどのインターネット通信環境の確保

○電力について

- ・停電時にも使用できる非常用発電機などの「電力代替機能」により、従業員の施設内待機と最低限の業務継続に必要な電力を確保することに併せ、滞留者・帰宅困難者の受入れに必要な電力（照明、トイレ、空調、テレビなど）も確保する

など

【検討事項】（取組み事例）

- ◇建物に訪れる来街者以外の滞留者・帰宅困難者の受入れ及び収容スペースの確保
- ◇受入れる帰宅困難者用の「備蓄品」の確保
 - ※帰宅困難者一時滞在施設への指定を受けた場合、横浜市から帰宅困難者用として備蓄品を提供
- ◇受入れる滞留者・帰宅困難者数に応じた「耐震トイレ」の整備
- ◇受入れる滞留者・帰宅困難者や建物外の滞留者・帰宅困難者へ災害情報等を提供するためのデジタルサイネージなど「その他の情報端末」の整備
- ◇帰宅困難者一時滞在施設への指定

【既存建物所有者などに対する協力要請事項】

- ・建物内で働く従業員の施設内待機と3日分の「備蓄品」の確保
- ・滞留者・帰宅困難者の受入れと収容スペースの確保
- ・帰宅困難者一時滞在施設への指定
- ・受入れる帰宅困難者用の「備蓄品」の確保
 - ※帰宅困難者一時滞在施設への指定を受けた場合、横浜市から帰宅困難者用として備蓄品を提供

【参考】（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会による帰宅困難者対策ガイドラインより）

○帰宅困難者の収容スペースの考え方

帰宅困難者1人当たり 1.65㎡を目安とする。

○一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方

対象となる企業等	首都直下地震発生により被災の可能性がある国、都県、市区町村等の官公庁を含む全ての事業者
対象となる従業員等	雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
3日分の備蓄量の目安	<ul style="list-style-type: none"> ・水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル ・主食については、1人当たり1日3食、計9食 ・毛布については、1人当たり1枚 ・その他の品目については、物資ごとに必要量を算定
備蓄品目の例示	<ul style="list-style-type: none"> ・水：ペットボトル入り飲料水 ・主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺 <p>※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。</p>

○「外部の帰宅困難者」ための備蓄

「企業等は3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく」

対策例

○「備蓄品」の事例

横浜市では、帰宅困難者用備蓄品として、水缶、アルミブランケット、トイレパック、保存用ビニールシートを準備しています。

水缶	アルミブランケット	トイレパック
		

○「非常用トイレ」の事例

携帯トイレ	簡易トイレ	組み立てトイレ
袋の中に水分を吸収するシートがセットされており、水がでなくなった水洗トイレの便器に取り付けて使用できる。	多目的トイレ内など、室内に設置できるトイレ。トイレの個室が使えない場合は、プライバシーを保つための囲いなどの工夫が必要である。	その場で組み立てることができるトイレ。大小便を便槽に貯留するタイプやマンホールに直結するタイプがある。

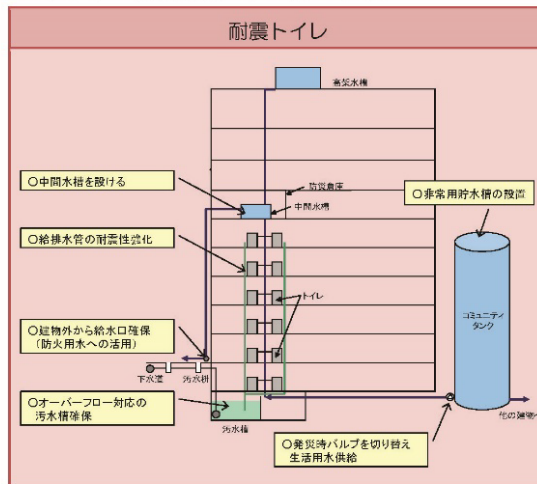
○「耐震トイレ」のイメージ

「耐震トイレ」とは、地震による被害をうけにくい貯水槽の設置や配管の耐震性の強化などにより、災害時でも電気なしで一時的利用が可能なトイレのことで、以下の機能を満たす必要がある。

- ・十分な量の水を貯めることができる高架水槽などの貯水槽の確保
- ・貯水槽の耐震性強化
- ・給排水管の耐震性強化
- ・オーバーフローに備えた汚水槽の確保

また、さらなる非常事態や滞留者・帰宅困難者への支援も考慮し、以下の機能を満たすことが望ましい。

- ・地震に脆弱な高架水槽の破損に対応する中間水槽の設置
- ・貯水槽へ水を供給できない場合や貯水槽が破損した場合などに対応する貯水機能を有するコミュニティタンクの設置

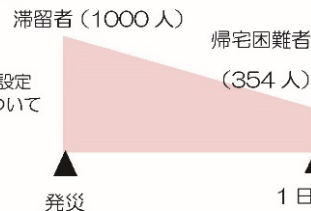


(出典：「震災を教訓とした今後の帰宅困難者対策について」守 茂昭 平成 23 年をもとに作成)


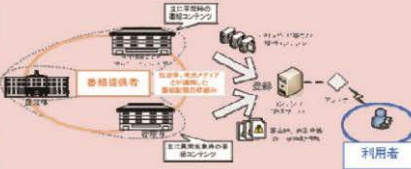
【参考】滞留者・帰宅困難者向けの必要トイレ数の考え方

<計算条件(例)>

- ・滞留者が 1000 人発生した場合、帰宅困難者は 354 人とする(帰宅困難率は 35.4%)
 - ・トイレは一人一日5回行くものとする(5回/人・日)※1
 - ・一基一日当たり720回使用されるものとする(720回/基・日)※2
 - (※1) 帰宅困難者の一人一日当たりの尿排泄回数は平均5回
 - (※2) 720回/基・日とは、トイレ一基が1回あたり2分間で使用されるとして設定
- (出典：帰宅避難行動シミュレーション結果に基づくトイレ受給などに関する試算について 内閣府 2008.10)
- 整備必要基数 = $(1000 + 354) \times 1 \text{ 日} \div 2 \times 5 \div 720 = \text{約} 5 \text{ 基}$


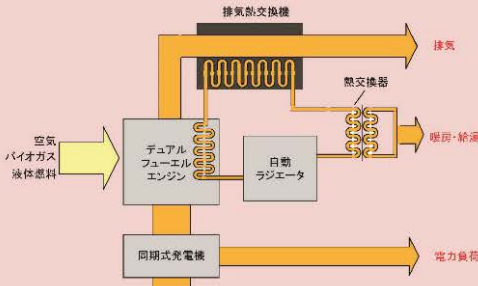


○「その他の情報端末」の事例

デジタルサイネージ	エリアワンセグ	放送センター
<p>屋外などあらゆる場所で、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム。</p> 	<p>携帯端末向けの地上デジタル放送のしくみ「ワンセグ」技術を使い、テレビ局の放送とは別に狭いエリア限定（およそ1～2km 範囲）に独自の情報を配信するシステム。</p> 	<p>情報発信基地を自社ビル内に整備した情報通信網の途絶・転換に強い情報システム。</p>

○電力代替機能の事例

非常用発電機	太陽光発電
<p>断続的な燃焼による爆発ガスの熱エネルギーによって電力を生み出すシステム。</p> 	<p>災害により長期間停電になった場合でも、太陽光発電システムに備わっている自立運転機能を活用することで、電力を使用可能とするシステム。</p> 

ガスコージェネレーションシステム	バイオガス コージェネレーションシステム
<ul style="list-style-type: none"> ・ガス等を駆動源とした発電機で電力を生み出しつつ、排熱を利用して給湯や暖房に利用するシステム。 ・次の条件を満たすことで非常用電源として兼用できる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 予備燃料が設置可能である。 イ 兼用機の設置容量は、1台で防災負荷を十分分担できる容量とする。 ウ オーバーホール等、長期停止が必要な時は予備電源を準備する（単機設置の場合） エ 非常時には 40 秒以内に防災負荷への電力供給を行える状態にできる。 	<p>糞尿から発生するバイオガス・産業廃棄物を熱分解させることで発生するガスを有効利用し、電気と温水を供給するシステム。</p> 

I 第1章

I 第2章

I 第3章

II 第4章

II 第5章

第6章

III 参考資料編

(3) 地域と行政の連携による防災力向上の取組みの推進

基本方針

大規模災害による被害や混乱を最小限に抑制するため、民間事業者などの事業継続計画（BCP）の作成及び発災前の備えや行動などを示した「地域の対応ルール」などの活用を推進し、平常時より防災意識の向上を図り、「自助」・「共助」・「公助」※の連携を進めていくことでさらなる減災まちづくりを目指します。

また、発災直後は、民間事業者や地元組織の対応が重要となるため、民間事業者や地元組織を中心に平常時・災害時における防災活動や地域での防災の担い手となる防災まちづくりのリーダーの育成を推進し、さらなる防災力の向上に努めます。

※「自助」とは、自ら自分・家族を守るための備えや行動のこと

「共助」とは、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のこと

「公助」とは、公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組みや発災時に行う救助活動等の災害対応のこと

ガイドライン

【基本ルール】

- ◆ 「地域の対応ルール」・「地域の対応ルール【津波版】」や「滞留者・帰宅困難者避難マップ」・「津波避難マップ」の周知及び活用

※各ルール及び各マップについては、参考資料を参照のこと

- ◆ 地域の防災訓練の実施及び参加

【検討事項】（取組み事例）

- ◇ 事業継続計画（BCP）の作成

- ◇ 災害時の避難誘導などにおける消防計画、避難確保計画※などを活用した近隣建物所有者等との連携

※消防計画 … 消防法第8条に基づき、建物やテナントにおいて、火災が発生しないように、また万一火災が発生した場合に被害を最小限にするために、防火管理者が防火上必要な事項を定めた計画

避難確保計画 … 水防法第15条に基づき、浸水想定区域内の地下街等のうち、不特定多数の者が利用する施設で、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保を図るために、横浜市防災計画で定めた地下街等の所有者又は管理者が作成する計画

【既存建物所有者などに対する協力要請事項】

- ・ 「地域の対応ルール」・「地域の対応ルール【津波版】」や「滞留者・帰宅困難者避難マップ」・「津波避難マップ」の周知及び活用
- ・ 地域の防災訓練の実施及び参加
- ・ 事業継続計画（BCP）の作成
- ・ 災害時の避難誘導など、消防計画、避難確保計画などを活用した近隣建物所有者等との連携

5. 東西共同防管・鉄道事業者等の滞留者・帰宅困難者対策の取組

5-1 横浜駅西口共同防火防災管理協議会の取組

横浜駅西口共同防火防災管理協議会が大規模災害時の情報共有に活用する「エリア災害対応支援システム」について

◇ エリア災害対応支援システムの概要

➢ 開発・導入経過

エリア災害対応支援システムは、国の事業である「戦略的イノベーション創造プログラム」(SIP)により、2014年度からの5年間で大規模ターミナル駅周辺の複合災害時の情報共有への支援を目的に開発されました。2017年度からは横浜駅西口周辺へ水平展開され、開発者と西口共同防管による意見交換や震災想定訓練での試行を行い、一部を改修し現在に至っています。

➢ 機能

西口共同防管会員事業所間(15施設22会員)及び横浜駅周辺総合防災センターが、大規模災害時に必要とする次表の情報をインターネット上の専用システムで共有できます。現在活用している機能は★印で、特に西口共同防管会員事業所が入力する被害情報や横浜駅周辺総合防災センター派遣者が入力する公共交通情報・一時避難場所情報の共有は、横浜駅周辺の混乱防止に役立つ重要な機能です。

<システム機能一覧表>

情報の種類	情報の内容	
対応方針	西口共同防管の対応方針に基づき、適切な行動を促すメッセージを表示	
地域情報	★公共交通機関情報	横浜駅12路線の運行状況を表示。鉄道・バスHPにリンクし詳細確認が可能
	★共同防管被害情報	西口共同防管事業所及び周辺の被害状況等を入力し共有(文字情報入力可)
	★一時避難場所	沢渡中央公園及び岡野公園の受入可否状況を表示
	・一時滞在施設	一時滞在施設の受入可否、使用可能なインフラ等情報が入力可能
	・医療機関情報	横浜駅周辺の災害拠点病院・災害時救急病院の受入可否情報が入力可能
	★被害情報	上記情報をもとに、各情報の自動集計と各拠点の開設日時を表示
災害情報	★気象情報	横浜駅周辺の降雨強度・雨量を250mメッシュで確認可能
	★地震情報	地図上で震度分布を表示
	★推定情報	気象情報・地震情報(強震動推定分布、建物被害推定含む)を表示
	★簡易応答評価	高層ビルの長周期地震動階級(相当)を高・中・低層階の3つに分けて表示

◇ エリア災害対応支援システムの画面表示例

視認しやすい色分け表示や、情報の種別により効率的な入力方法(プルダウン選択、数字・文字入力)とするなど使いやすさが工夫されています。

<公共交通機関情報>

鉄道運行情報

平常運行：1路線、遅延：2路線、運転見合わせ：5路線、確認中：4路線

ユーザ登録路線情報

路線名	運行情報
JO 横須賀線	確認中

画面操作を行う「ユーザ登録」者の使用路線情報を表示

鉄道12路線の運行状況を「運転見合わせ、遅延、確認中、平常運転」の4区分で表示

すべての路線情報

路線名	運行情報	路線名	運行情報
JT 東海道線	遅延	KK 本線	運転見合わせ
JO 横須賀線	確認中	TY 東横線	確認中
JS 湘南新宿ライン	運転見合わせ	SO 本線	運転見合わせ
JK 京浜東北線	運転見合わせ	SO いずみの線	遅延
JK 根岸線	運転見合わせ	ブルーライン	平常運転
JH 横浜線	確認中	MM みなとみらい線	確認中

I 第1章
I 第2章
I 第3章
II 第4章
II 第5章
II 第6章
III 参考資料編

<共同防管被害情報及び避難場所情報>

対応方針 公共交通機関情報 施設情報 医療機関情報 地震情報 気象情報 推定情報 簡易応答評価

TOP > 施設情報 更新

簡易地震情報 登録地直近 (情報なし) 横浜市 (情報なし)

被害情報

・下記西口共同防管 15 施設の被害状況等を自動集計して表示
 ・集計情報タブでは、15 施設被害以外の地域情報を集計表示

横浜駅西口共同防火防災管理協議会 集計情報 (防災体制・拠点情報) 更新時刻:2020.09.16 09:49

建物状況		火災の有無		混乱等		在館人数	
使用可	使用不可	あり	なし	建物内	建物周辺	従業者	利用者等
13件	1件	0件	13件	3件	5件	4745人	10700人
負傷者数			要援護者数				
歩行可能者	歩行不可能者	高齢者	身障者	妊婦・乳幼児連れ	体調不良		
621人	42人	243人	22人	47人	232人		

避難場所情報

15 施設が個々に被害状況等を入力、会員事業所や総合防災センターで施設ごとの被害状況を確認可能。文字入力で任意の情報も入力可能

横浜駅西口共同防火防災管理協議会 被害情報一覧 確認中

施設名称	更新日時	建物状況		在館人数		負傷者数			要援護者数		混乱等	
		火災の有無	利用可能	従業者	利用者等	歩行可能者	歩行不可能者	身障者	妊婦・乳幼児連れ	体調不良	建物内	
新相鉄ビル MAP	2020.09.16 09:44	使用可	なし	200人	5000人	200人	20人	50人	5人	15人	150人	あり
		あり	あり	14:30同野公園避難を中止し、JRタワーへの避難を開始。								
新相鉄ビルBブロック MAP	2020.09.16 09:23	使用可	なし	150人	10人	1人	0人	0人	0人	0人	2人	なし
		なし	なし	避難開始時刻14:20 同野公園へ避難を開始。避難者負傷者含め60名								
高島屋横浜店 MAP	2020.09.15 22:00	確認中	確認中	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	確認中
		確認中	確認中									

以下、スクロールして 12 施設を表示され各施設が入力

一時避難場所

受入状況を「確認中、受入可、受入不可、閉鎖」の4区分で表示

施設名称	更新日時	受入状況
水源中央公園 MAP	2021.01.05 17:35	受入可
同野公園 MAP	2021.01.05 17:35	確認中

◇ 今後のさらなる活用

横浜市との一層の連携や西口共同防管内での訓練を通じた運用の見直しなどにより、システムの効果効率的な活用を進めていきます。横浜駅周辺全体の混乱防止のため、関係機関・施設等との共同利用の可能性についても研究していきたいと思います。

6. 都市再生安全確保計画の運用等

1. 横浜駅周辺地区における都市再生安全確保計画の実施について

都市再生安全確保計画の実施に際しては、都市再生安全確保計画作成部会の構成員をはじめ、横浜駅周辺混乱防止対策会議に所属する行政機関、民間事業者などや都市再生安全確保施設の整備主体、その他記載された者が実施します。

2. 訓練の実施について

都市再生安全確保計画に記載する滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務等が、実際の災害時にも円滑に実行できるように、あらかじめ訓練等によりこれらの事務等について、関係者が把握しておく必要があります。また、応急手当等については、実施担当者が一定程度その事務等に習熟していることが望ましいため、定期的に講習会、訓練等を実施し、災害時に速やかに対応できるような体制を整える必要があります。

第1章
I第2章
I第3章
I第4章
II第5章
II第6章
II参考資料編
III

7. 都市再生安全確保計画改定の経緯

下記に、平成25年度〔第1版〕から、平成30年度〔第2版〕に至る改定の経緯を記載する。

年 月	会議名	概 要
平成26年 3月	都市再生安全確保計画 作成部会（書面による議事）	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画〔第1版〕について書面による議事を行い、同計画の策定を議決した。
平成29年 6月	第1回横浜駅周辺混乱防止 対策会議	滞留者・帰宅困難者マップ、津波避難マップ、津波時の避難誘導指針の改定や横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の改定に向けた検討を本年度行うことを報告した。
平成29年 8月	第1回訓練部会	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の改定に向けた検討を本年度行うことを報告した。
平成29年10月	第1回帰宅支援検討部会	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の修正の概要について説明した。
平成29年12月	第2回訓練部会	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の改定に関連し、避難誘導方針の考え方、滞留者・帰宅困難者数の見直しについて説明した。
平成29年12月	第2回帰宅支援検討部会 （書面会議）	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の改定に関連し、避難誘導方針の考え方、滞留者・帰宅困難者数の見直しについて説明した。
平成29年 2月	第3回訓練部会・帰宅支援 検討部会合同部会	訓練部会として、津波時の避難誘導指針、横浜駅周辺津波等避難マップの作成、情報受伝達マニュアルの改正、について説明、協議した。 帰宅支援検討部会として、横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の改正案について説明、協議した。
平成29年 3月	第2回横浜駅周辺混乱防止 対策会議	滞留者・帰宅困難者マップ、津波避難マップ、津波時の避難誘導指針の改定について説明、協議した。 横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の改定について改定素案を示して説明、協議した。
平成30年 5月	第1回横浜駅周辺混乱防止 対策会議	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の改定を本年度行うことを報告し、概要とスケジュールについて説明した。
平成30年 7月	第1回災害対策訓練部会 ・帰宅困難者対策部会	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の改定について改定の考え方、改定素案を示して説明、協議した。
平成30年10月	第2回災害対策訓練部会 ・帰宅困難者対策部会	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の改定案を提示し、説明、協議した。
平成30年11月	横浜駅周辺混乱防止対策会議 （書面報告）	災害対策訓練部会・帰宅困難者対策部会で合意した横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画改定案の報告及び、本改定案で協議会へ諮る旨の報告をした。
平成30年12月	横浜都心・臨海地区 都市再生緊急整備協議会 第5回 会議	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の改定案を提示し、説明、協議したのち議決が行われ、改定案が承認された。
平成31年 2月	第3回災害対策訓練部会 ・帰宅困難者対策部会	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の運用に関する防災ガイドライン・参考資料改定案を提示し、説明、協議した。横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の冊子を配布した。
平成31年 3月	第2回横浜駅周辺混乱防止 対策会議	防災ガイドライン・参考資料の改定案が承認された。

8. 関係法令

以下に都市再生安全確保計画の根拠法令となっている都市再生特別措置法のうち、都市再生安全確保計画に関連する部分を抜粋して記載する。

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

施行日：平成三十年七月十五日

最終更新：平成三十年六月一日公布（平成三十年法律第三十八号）改正

第四節 都市再生安全確保計画の作成等

（都市再生安全確保計画）

第十九条の十五 協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路（以下「退避経路」という。）、一定期間退避するための施設（以下「退避施設」という。）、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。以下同じ。）その他の施設（以下「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画（以下「都市再生安全確保計画」という。）を作成することができる。

2 都市再生安全確保計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針
- 二 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項
- 三 前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項
- 四 都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十九条の十八第一項において同じ。）その他の大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項
- 五 大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

3 都市再生安全確保計画は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 都市再生安全確保計画は、国の関係行政機関等の長及び第二項第二号、第四号又は第五号に規定する事業又は事務の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとする。

5 協議会は、都市再生安全確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、都市再生安全確保計画の変更について準用する。

I
第1章I
第2章I
第3章II
第4章II
第5章II
第6章III
参考資料編

(都市再生安全確保計画に記載された事業等の実施)

第十九条の十六 都市再生安全確保計画に記載された事業又は事務の実施主体は、当該都市再生安全確保計画に従い、事業又は事務を実施しなければならない。

(建築確認等の特例)

第十九条の十七 協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十五第二項第二号又は第四号に掲げる事項として建築物の建築等（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十三号に規定する建築、同条第十四号に規定する大規模の修繕、同条第十五号に規定する大規模の模様替又は用途の変更をいう。以下同じ。）に関する事項を記載しようとするとき（当該建築物の建築等について同法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の規定による確認又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による通知を要する場合（次条第一項に規定する場合を除く。）に限る。）は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、建築主事に協議し、その同意を得ることができる。

2 建築基準法第九十三条の規定は建築主事が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の建築等に関する事項について前項の同意をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は建築主事が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の建築等に関する事項について前項の同意をしようとする場合について、それぞれ準用する。

3 協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十五第二項第二号又は第四号に掲げる事項として建築物の建築等（当該建築物の敷地若しくは建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合であって当該一団地（その内に建築基準法第八十六条第八項の規定により現に公告されている他の対象区域（同条第六項に規定する対象区域をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。）内に一若しくは二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。）が建築される場合又は同条第二項若しくは同法第八十六条の八第一項に規定する場合におけるものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得ることができる。

4 第一項又は前項の同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が第十九条の十五第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に第一項の同意を得た事項に係る事業の実施主体に対する建築基準法第六条第一項若しくは第十八条第三項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付又は前項の同意を得た事項に係る建築物についての同法第八十六条第一項若しくは第二項若しくは第八十六条の八第一項の規定による認定があったものとみなす。

(建築物の耐震改修の計画の認定の特例)

第十九条の十八 協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十五第二項第二号又は第四号に掲げる事項として建築物の耐震改修に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、所管行政庁（建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第三項に規定する所管行政庁をいう。次項において同じ。）に協議し、その同意を得ることができる。

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第四項及び第五項の規定は、所管行政庁が前項の同意をしようとする場合について準用する。

3 第一項の同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が第十九条の十五第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項の規定による認定があったものとみなす。

(都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例)

第十九条の十九 都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号又は第四号に掲げる事項に係る建築物については、都市再生安全確保施設である備蓄倉庫その他これに類する部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの床面積は、建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。

2 協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十五第二項第二号又は第四号に掲げる事項として建築物（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫その他これに類する部分を有するものに限る。）の建築等に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、特定行政庁に協議し、その同意を得ることができる。

3 前項の同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が第十九条の十五第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る建築物についての第一項の規定による認定があったものとみなす。

（都市公園の占用の許可の特例）

第十九条の二十 協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十五第二項第二号に掲げる事項として都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）に設けられる都市再生安全確保施設で政令で定めるものの整備に関する事業に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者（同法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が第十九条の十五第五項の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生安全確保計画に基づく都市公園の占有について都市公園法第六条第一項の許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

9. 横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会規約

(設置)

第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき、横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(目的)

第二条 協議会は、横浜都心・臨海地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 横浜市長
- 三 神奈川県知事
- 四 法第十九条第二項の規定に基づき、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等

(協議会の会長)

第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

(会議の構成)

第五条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、法第十九条第七項の規定に基づき、第三条に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

(会議の議長)

第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第七条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要に応じ会議の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

(議事)

第八条 議長は、議事を総理する。

2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 法令により特別の定めがある事項については、第三項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。

5 議長は、会議の議決の結果について、速やかにこれを公開する。

(書面による議事)

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第十条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第十一条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第十一項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 横浜市長
- 三 神奈川県知事
- 四 第三条六号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三まで掲げる者が協議して加えることとした者

3 会議に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。

4 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

5 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。

6 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。

7 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。

8 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。

9 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公開する。

10 部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。

第1章 I

第2章 I

第3章 I

第4章 II

第5章 II

第6章 II

参考資料編 III

(幹事会)

第十三条 会議、又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整等を行うため、別に定めるところにより、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て内閣府地方創生推進事務局において処理する。

2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。

3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。

2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成二十四年三月八日から施行する。

附 則

改正後の規約は、平成二十九年三月十五日から施行する。

10.横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画作成部会会則

(設置)

第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき組織された横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）において、横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という）第十二条の規定に基づき、横浜都心・臨海地域横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画作成部会（以下「部会」という。）を組織する。

(目的)

第二条 部会は、横浜駅周辺地区の都市再生安全確保計画の作成、変更及び実施に関し必要な協議調整等を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第三条 部会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- 一 横浜駅周辺地区の都市再生安全確保計画の作成、変更及び実施に関すること
- 二 その他、会議における協議等が円滑に行われるための事前調整に関すること

(部会の構成)

第四条 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 横浜市長
- 三 神奈川県知事
- 四 規約第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三まで掲げる者が協議して加えることとした者

(部会の部会長)

第五条 部会に部会長を置き、会議の議長が所属する団体の部会構成員により選任する。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会の構成員が、その職務を代理する。

(部会の招集)

第六条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、前項に規定する招集の後、会議の開催までに、必要に応じ協議会、会議又は幹事会の構成員に部会の議事及び事案の概要を通知する。
- 3 部会長は、必要に応じ部会の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- 4 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。

(議事)

第七条 部会長は、議事を総理する。

I
第1章I
第2章I
第3章II
第4章II
第5章II
第6章III
参考資料編

- 2 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公開するとともに、必要に応じ協議会、会議又は幹事会の構成員に結果を通知する。

(書面による議事)

第八条 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第九条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(事務局)

第十条 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第十一条 この会則の改正は、部会長が部会に諮って行う。

- 2 法令、規約及びこの会則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

横浜駅周辺地区防災ガイドライン

作成 横浜駅周辺混乱防止対策会議

令和 3年 3月策定